

23-265□

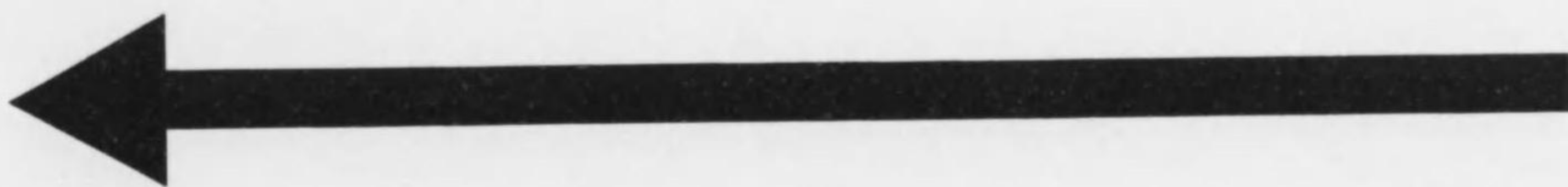


1200501238534

23
265□



始



日本時代史

第三十卷

明

治史

上



文學博士 吉田東伍著

早稻田大學出版部藏版

鳳輦東京城着御

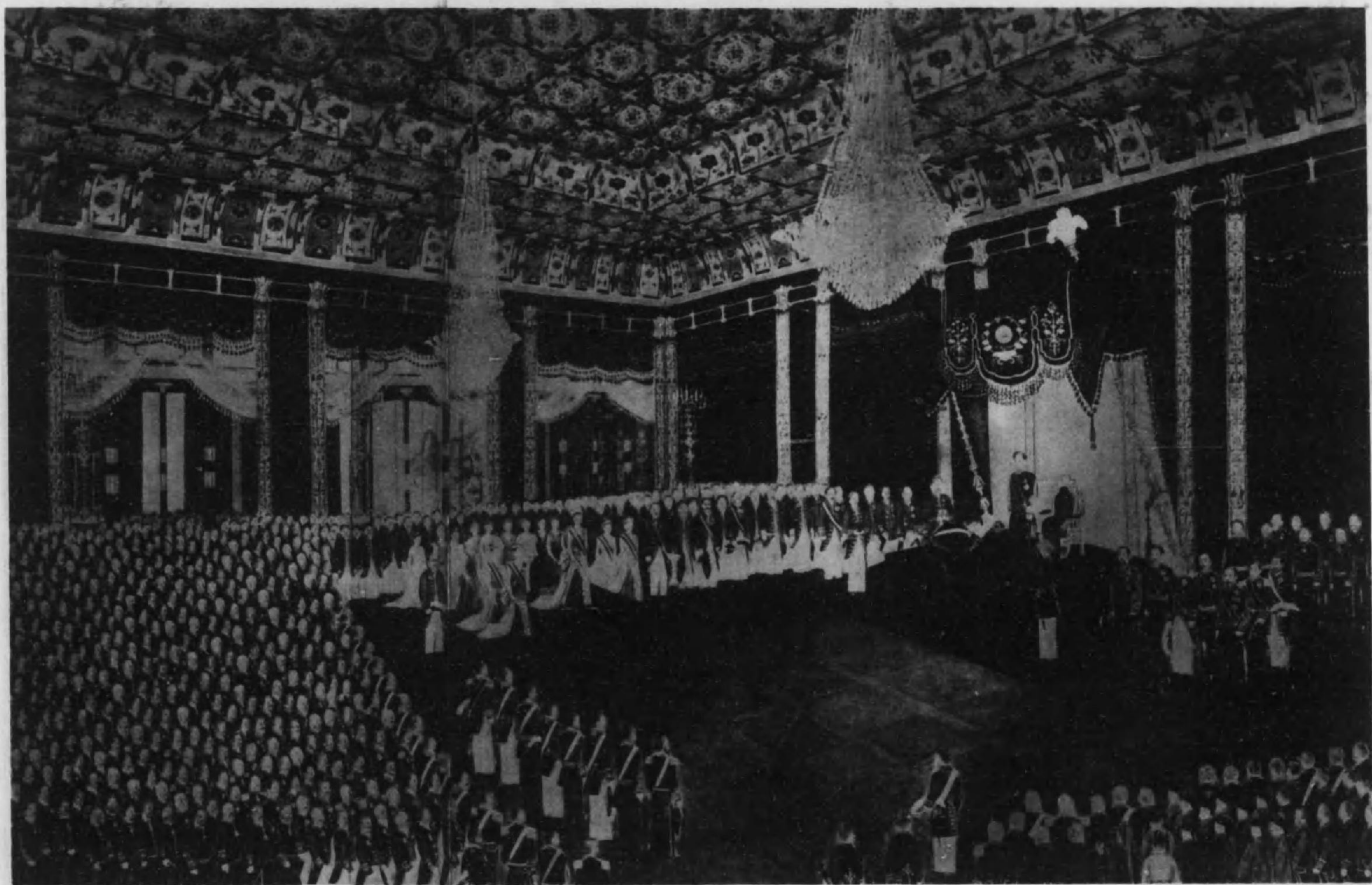
明治元年七月、江戸を改めて東京となせるは遷都の廟慶に出でしものなり。九月二十日鹵簿京都を發して東幸し、十月十三日、東京城に着御あらせられたり。公卿以下、風輦に供奉するもの三千人と傳へらる。以て其盛儀を思ふべし。此圖は當時の實景を畫ける錦繪を撮映せしものとす。至尊は供奉の肩に擔がれたる風輦に御し、公卿諸侯は衣冠を着し、其他は皆直垂を着して扈從せる鹵簿は、今日より之を拜すれば眞に隔世の感あるを覺ゆ。

編纂者しるす

憲法發布の盛儀

明治二十二年二月十一日、紀元節の佳辰をトして帝國憲法を發布せらる。期に先ちて伊勢神宮、神武天皇御陵、孝明天皇御陵及び官國幣社には勅使を派遣して奉幣せらる。當日午前十時、内閣總理大臣は百官有司を率ゐて正殿に班列す。次に天皇陛下出御、高御座に着御あらせられて憲法發布の勅語を賜はり、内閣總理大臣に帝國憲法を下付し給ふ。御式中、皇后陛下は高御座の右側に別に御座を設けて參觀し給ふ。各國公使館員は左側に參列して陪觀し、勅任取扱雇外國人、府縣會議長等は正殿廊下に於て拜觀を許さる。此圖は床次正精翁（床次竹次郎氏嚴父）の畫ける當時の實景を撮影せるものとす。

編纂者しるす



明治三十二年八月十一日、皇太子の御即位式、皇太子御即位の御式

23-265

明治史

發行者例言

一、本書は故吉田東伍博士の名著「倒叙日本史」(全十一冊)の中から、明治の歴史に屬する大政維新編、憲法制定編、國勢發展編の三冊を選出して之を上下二卷に分ち、日本時代史の第十三卷、第十四卷に收めたのである。其年代は明治天皇踐祚の慶應三年正月から其崩御の明治四十五年未までの凡そ四十六年に亙つてゐる。

二、著者は明治の歴史を三編に區畫して夫々編名を附してゐるが、此編名は編中の最大主要事項に因んで命名し

たものであつて、史實を彙類して撰述した爲の命名では無い。即ち、大政維新編は明治天皇の踐祚より明治七年の臺灣征伐に至るまでの凡そ八年間の歴史であり、憲法制定編は明治八年の地方官會議召集の頃より明治二十二年の憲法發布に至るまで凡そ十五年間の歴史であり、國勢發展編は明治二十三年の帝國議會開會の頃より明治四十五年明治天皇崩御に至るまでの凡そ二十三年間の歴史である。

三、本書に大字を用ひて掲げてあるもの、及び普通の高さに掲げてあるものは、事件の大綱を摘録したものであるから、之を讀めば其要領を簡單明瞭に理解する事が出来る。二字下げに掲げてあるものは、事件の經緯、論據の考

證等を明にする爲に、或は詳細の記述を試み、或は當事者の日記、書簡、意見等を摘録し、或は當時の事變を詳知せる遺老の談話筆記、若しくは信憑すべき局外者の觀察記事等を摘録したものであるから、之を讀めば、事件の表裏をも真相をも詳にする事が出来る。

四、「倒叙日本史」は著者の序文（下巻に）に記してある如く、現代を第一冊として次第に過去に溯つて排列したものである。故に國勢發展編が第一編、憲法制定編が第二編、大政維新編が第三編になつてゐたのであるが、今は「日本時代史」が古代を先にし近代を後にしてある順序に倣つて元の編次を倒置したのである。「倒叙日本史」の總序も、明治歴史の總説も、今回下巻に收めた國勢發展編の卷頭に

掲げてあるのは、著者が同編を以て第一冊とされた爲であるから、著者の編纂方に従へば國勢發展編から繙くべきである。

五、本書は明治の末年に脱稿して印刷に臨んで明治天皇崩御を追記したものである。故に書中に今代と稱するのは明治時代であり、陛下又は主上と稱し奉るのは明治天皇であり、先帝と稱し奉るのは孝明天皇である。

六、今回の改刷に臨んで綿密に誤植を正し、難讀の漢文には反點を施し、單に月日のみが記してあつて、其年號を知るに不便なる個處には年號を傍記し、維新當時の志士の變名で、後の何人なるかの知り難いものには、傍註を施した。是等は固より蛇足に過ぎないけれども、幾分かは通

誦の便利になるであらうと考へたのである。

七、本書を「日本時代史」中に加へた事、同史の例に倣つて編次を倒置した事、傍註を施した事などは、凡て著者の嗣子吉田春太郎氏の快諾に基いて之を決行したのである。茲に謹んで深厚の謝意を表す。

昭和二年五月

早稻田大學出版部

明治史上卷第一冊目録

第一編 今代紀第一

大政維新編 總説

年數 未曾の事變、急促の推移 慶應の戦役、東西の對立 一
新の動機 亂世的革命 王政の感懐に由れる現在打破 朝
幕の攘夷論争 詭秘の術策を用ゐて王室を再興せしは憾む
べし 幕府に傑出の大丈夫無し 社會組織の革命 猛烈な
る破壊性を帯びたる御一新 武家全滅は社會革命の一局
洋人の傍觀 日本諸侯は版籍を一政府に集むべし 内亂止
ますば外患あらん 戊辰亂の外評

第一章 明治天皇踐祚

目次

一

一三

先帝昇天、四海疑懼……………二二二

幕府は僅に先帝の寵用に因りて支へしのみ 日本政治及び社會上の危機 日本人の能力 無政府の状態 激昂の氣勢は倒幕に在り 幕府の軍制改革 賦兵賦銀の新法も行れず 三兵の傳習 農兵

長州處分と薩土の君臣……………二二〇

兵庫開港 薩越土豫の四老公幕議に同せず 君臣步趨を異にす 薩長二三子の密謀 西郷容堂を説く 後藤西郷の政治改革論策 萬機は公議に決するを要す 地球上に愧ぢざる議事院制度 會津容保の位地 幕府の率先變革

内外の形勢、爭奪方に迫る……………二二六

佛國博覽會に於ける幕府と薩藩 西郷英國を頼み幕府を破らむとす 英佛が日本に干渉する形勢 政體變革は外人に

も希望せらる 尊王開國の更始政治も幕府の危を救はず 原忠成 大勢之潛運默移 岩倉は薩長人連盟の謀主たり 佐賀藩觀望 一舉して御座を動さんとす

第二章 大政返上……………二三三

幕府政權を奉還す……………二三三

容堂王政一新を慶喜に勸説す 還政の上奏文 坂本龍馬の苦衷 永井尙志の周旋 後藤小松の論辯 朝彦親王は還政の前途を憂ふ 小松と西郷所見を異にす 衆議決定までは幕府へ委任舊に依る

薩長の藩士、討幕の密旨を請ふ……………四一

外祖中山に就き凶奸掃除の執奏を乞ふ 玉松操 岩倉廢幕新政の上奏も内謁に由る 源慶喜誅戮の内宣旨 密旨實行の中止 會桑兩藩人の進退 繪旨降下の實相 當年の奇計

千古の疑案 天心無私

朝野上下、皆向背に迷ふ……………四九

官省再興と封建維持 徳川を何地に置かん 坂本中岡新選
組に殺さる 秩序の破滅、倫理の改替 島津久光は討幕を悦
ばず 久光に對する大久保の進言 動座の秘計、討賊の密勅
は久光に傳達せざる歟 薩長兩主の中途會見 干戈に依り
之を定めんとすの決斷 確斷の秘物一條 用兵の益と討賊の
名

第三章 復古號令……………五八

幕府因循して機を失ふ……………五八

長兵將に京に入らんとす 尾越の周旋は薩長の眞意に非ず
死中に活を得 岩倉の雷震電發、二條攝政賀陽宮を走らす

一新の號令及小御所會議……………六二

岩倉の急參内 南山の義兵 攝關幕府の廢絶 神武復古の
説、官武一途の業 小御所會議 友山容堂の論評 口舌何か
せむ一ヒ首あるのみ 越尾の居中 親政の洪圖を定め内閣
の通路を禁む

前大將軍二條城を去り大阪城へ入る……………六八

二三大藩幼帝を挾む 長州に對する會津の憤激 西軍名正
しく氣充つ 徳川氏海陸の兵力 山内容堂の更始公明の建
白 朝議唯幕會桑に敵視す 京都の危懼 辭官納土 順逆
の名勝販の機 會津長岡二藩獨異常 薩長の野心 權勢の
爭奪

江戸の情報及東軍進發……………七八

徳川氏君臣の情誼 東西兩都の人心 江戸の志定まらず
薩邸の兵火 入京除奸の上奏文 東軍の戰意 板倉閣老

第四章 京都の戰亂、内外の新政……………八五

伏見鳥羽の戦……………八五

東軍の戦略 豫期皆違ふ 薩長兵の善戦 大阪城を棄てて
東走す 東軍攻守の方策ありや 洋人の新聞報

京都の動搖……………九一

鳳輦西狩の豫定 長薩の朝廷 容堂御動座を諫争す 土州
藩の苦勞 佐賀藩鍋島氏の持重

新政府の内治と外交……………九七

内治は社會改革に在り 勤王の口實を以て欺く 攘夷論者
の樹立せる政府も和親に依る 大君の條約を天皇の名に替
ふ 條約を新に結ばん 各國中立して日本東西の戦を観る
英佛兩國の情實 局外中立の効力 攘夷は詐術なりしか
外國條約の屈讓 内外人の交情 邊境劃定 長崎教匪の
案 小笠原島 吉利支丹の説教 長崎の假政 教徒刑治の

新政 西教防ぎ難し 朝鮮我新政府の國書を拒絶す 近世
の朝鮮王室 李氏の攘夷 舊幕府の對韓計畫 朝鮮の洋教
興宣太公の攝政

五事の御誓文及政體發表……………一二六

未曾有變化の國是 公民國家の主義 公議政事の由來 徴
士貢士 戊辰の政體及官制 立案の根本思想 歴史的保守
の精神と新進的改革の希望 實力の必要は空文に依り難し
ミカド政府の前途如何

兵食の急務……………一二三

金札發行 財政の究策 惡貨の濫流 造幣 遷都の議及大
阪行幸

第五章 江戸征定……………一二七

徳川氏恭順……………一二七

慶喜の誠意 清水殿昭武佛國に在り 徳川の榮枯地を替へたり 上野宮和宮 勝山岡の盡力 同胞相食何其陋 海舟 斷腸記 江城攻撃中止の實情 山海二道の兵江戸に入る 恩威寛猛の權略

官軍、城池軍艦を收む……………一三七

尾州藩は宗家の危急に乗せむとす 慶喜水戸へ退去す 林昌之助 江戸旗下の瓦解 薩長は逆取順守 江戸の奉還は出雲の退讓に比すべし 王師に抗するは刃を我公に推すに同じ 川路と小栗の死 瘠我慢の説 東西の軍何ぞ官賊あらんや 外國干涉の恐れありや否や 形勢の虚實

東都も終に煙塵を免れず……………一四八

東西兩軍、遠近に形を斂め機を伺ふ 軍艦の處分 徳川改封及軍艦收用の案 横濱横須賀の形勢 製鐵所及甲鐵艦の授受 新政府より局外中立の解除を請ふ 戦中の外國人 彰

義隊亡び江戸始めて定まる 法親王を寛永寺に擁せる東軍 江戸の新聞紙 駿府移封の徳川氏 上野宮の疑問 和宮の救解 静寛院の婦徳 皇族の宗支

第六章 奥羽越後の亂……………一六一

東北諸藩の連盟……………一六一

會津藩の末路 先帝の寵眷を蒙れる容保 世良參謀を斬る 白石の會盟 庄内追討の不法を論す 法親王の令旨

越羽の戦争……………一六六

庄内軍率先戦端を開く 越後の形勢 鶴岡藩の決心 庄内 秋田の戦端 越後の正義黨 長岡藩の論奏 借名釀亂 河井繼之助 長岡城陥る 米澤藩の背盟 秋田の危急

會津落城……………一七四

板本の軍艦北走 若松城の破滅 伊地知の捷書 北白川宮

挾天子其勢難與爭鋒 西軍智にして誦東軍愚にして直なり

第七章 東北平定……………一七九

明治改元東京行幸……………一七九

雲上の疑惑 脱艦の形勢 中川宮藝州幽囚 不軌異圖の罪

案疑ふべし 朝議を以て罪案を強ふ 江戸の衰頽 徳川氏

退轉後の府内 江戸の商工業沿革

奥羽及び東軍諸藩の處分……………一八八

反抗諸藩の罪案 興亡の運と人臣の節

函館戦争……………一九〇

己巳の役 北海道開拓使 千島樺太の疆界問題 樺太全く

露人に占略せらる

第八章 版籍奉還……………一九三

文政の困難……………一九四

社會の改造 國漢學と洋學 慶應義塾 寺僧の戸籍檢括權

を去る 復古と維新の對較 主義の混淆 神祇道復興 廢

佛の勢熾

集權の實無し……………一九九

歳入出の略表 太政民部の紙幣を以て不足を補ふ 薩長土

肥四藩の奉還 祖先攘奪の物を返上すとの感想 寺島の諸

侯撤廢論 伊藤の武家全滅建白 藩制と家祿 諸藩の奉還

説 姫路藩 藩内の秩序已に壞る 紀州和歌山藩 社寺の

祿制

刑律の新定……………二〇九

新律綱領 改定律令 幕府の舊刑法 維新の刑は寛輕に従

ふ 正條なき事犯をも罰す 刑罰の一變……………二二

復古と改新の激潮……………

政府の標的定まらず 行政官三等以上公選 政教一致の復古主義 神祇官の興亡 公議の政治 薩長根本の政府に非ざれば勢不可也 尊攘の結局如何……………

亂餘の人心猶亂を思ふ……………

大村兵部大輔 鹿兒島藩の内訌黨争 山口藩の兵隊暴舉 壓倒傾奪の毒 雲井龍雄 復古攘夷黨の激發暴動 大樂源太郎 西京の荒涼甚し 三都及諸城下の衰頹……………

第九章 諸藩を全廢す……………

割據の勢を復せんとす……………

一身兩君に仕ふる情實 建武中興の敗鑑 病根は薩長の離合 舊幕人の登用 西郷の進退 新政の非難 三藩の兵を召して近衛とす 薩長專制の必要 西郷の上京 郡縣政治……………

の時機 社會革命の運 高知藩の改革 諸藩の情願往々縣治に在り……………

藩を廢して府縣に合す……………

士族の常職全く解く 四藩中肥に兵力なし 西郷は長人の勸説を期待す 島津久光の不滿 中央集權の政府 正院及左右兩院の制 宮中改革 内廷の事情を説ける南洲の書 主上御壯健……………

社會組織の變革……………

華士族の家祿 金廢祿公債證書 士族の困窮 階級撤去 萬民平等 等族分類の大略 公家堂上方 門跡方 武家方 大小名 武士 家中と旗本 家人と奉公人 役人 小君 臣の關係太複雑 郷士と浪人 寺社 諸道 百姓町人 奴婢 穢多非人 劣等賤民の制を廢止す……………

第十章 集權政府の事業……………二五

廢藩前後の財務……………二五一

貨幣の新制 金銀の比價 公債發行 舊藩の札及負債

税法改正(土地制度の一變)……………二五七

土地私有の制 地券發行 領主權の廢棄 諸侯の私占を解
いて人民に附與す 作職と小作の變遷 地主 石盛石高の
舊法 賦課に偏頗の弊甚し 税法の希望 沽券税法 米計

算と金計算 地租改正の告諭 耕地割替の法 地租と雜種
税の輕重 江戸幕政の雜税及官收入 農家經濟の變化

兵制の改定……………二六七

兵制の不統一 大村永敏 陸海軍費 徵兵の新制 血税
當時の兵力

交通の開設及商工業……………二七二

鐵道の創始 商社と銀行 驛遞郵便 電信機 工部省

教育及び學校……………二七六

普通教育 三年學則 文部省 五年學制 開成の學と道德
の教の盛衰 學術の變化 學問のすゝめ 時勢と學問 新
學問の由來

一新に會へる教法宗門……………二八一

毀釋と破邪 邪宗門の舊主義 横井の宗教論 教部の神道
政策 佛教の頽勢 佛寺の廢絶 佛教の變化 洋教の新會
堂新信者 西國の富強は教法に由る 信仰自由の理 日本
近世の宗教變革 神道の教派 淫祠妖巫 黒住神道

事物の變化……………二九五

陰曆を廢し陽曆に改む 風俗激變 官尊民卑の陋習容易に
脱せず 人間同等の教 新官吏の放肆

岩倉大使歐米廻覽……………二九九

條約改正の期限 文物制度の採用 開國の規模 改約の事は中止せらる 歐米の日本對遇 出使と留守兩者の約束 井上大藏は留守を憂ふ 南洲のポリス、パンク經營

第十一章 征韓論の始末……………三〇六

對外問題……………三〇六

日清の國交 歐米と一體均霑の例に由らす 内治を急とするの論 北海道十年開拓の計畫 米艦朝鮮に戦ふ 副島の外交方略 樺太放棄の情實 南樺太の人口 秘魯の賣奴 朝臺の主屬を北京に問ふ 日本の副島

琉球藩王を封册す……………三二六

父母の兩邦 兩朝共屬の疑あり 定めて藩王と爲す

臺灣の新事端……………三三〇

島蕃邦人を害す 外征の師は内亂を抑ふるの具のみ 文武先後の説

留守政府……………三三三

急進速功の氣勢 諸省と大藏の反目 司法省の興立 井上の疑獄 大隈の調停 井上澁澤の建議 政理の形に馳せて民力の實を輕んす 今や劇劑を止め溫補を以て治むべし 兵工に豊にして法文に抑へん 豫算の公布 急漸先後の論 端已に開く

老西郷と舊君主……………三三三

島津久光の上奏、守舊を代表す 鹿兒島行幸 久光は隆盛利通等を斥けんと怒る 近衛軍人の沸騰 兵隊をして廟議を動さしむ 板垣切に南州に用兵を勸む 西郷の進退維れ谷まる

遣韓使節の内決……………三三九

留守と出使に妬忌の情無きか 征韓の議案 大隈の傍觀
西郷死を期して遣韓使たらんと請ふ 朋黨の形を現す 初
志の一貫 三條首相朝議の次第を奏聞す 使節内決

岩倉歸朝……………三四八

木戸の内政急務論 大久保の非征韓七條目 西郷の資性
伊藤奔走して大久保を參議に列せしむ

西郷以下五參議の辭職……………三五三

遣韓使節の主意を討究する廟議 三條の苦慮 大久保斷乎
動かす 三條終に病を發す 岩倉代りて太政を攝理す 木
戸は伊藤を薦めて周旋せしむ 岩倉、西郷を排して宸斷を得
大久保岩倉の智謀勇決

第十二章 民選議院の建白及佐賀
の暴發……………三六三

西郷引退後の政府……………三六三

近衛隊の動搖 遷卒隊の要請 内務卿大久保に支持せらる
警察

民選議院論の建白……………三六八

岩倉を要撃す 創始に於ける議會政治の非難 民權派と尙
武派を分つ 有可專權の害 人民強援の政 議會は尙早な
り 速開の説

木戸の政規論と板垣の民權論……………三七三

木戸の介立孤行 五洲強國の通論に取る 暫く君主に依り
民意を迎へん 愛國公黨 天賦人權 亞細亞の首唱 薩長
の舊功と政治の新義 政府の變動は薩長の私事に由る

江藤・島の兵亂……………三七九

佐賀の三黨 林有造の異志 佐賀城の攻守 封建を希望す

發難の倡首 武士の習 諸縣の之に應じて起つ者無し
肥人敗走、戦に拙なり 江藤島以下の刑死 南白不勝、技痒
文武の争端にあらず、朝野の分界なり

第十三章 征臺の役……………三八八

島津久光の入閣……………三八八

頑固風の代表者 島津左府と大久保大隈の不和 大隈を彈劾す

征臺論……………三九一

臺蕃處分方略 木戸退引 むしろ内治に流血を見る可し

臺灣出師……………三九五

遠征中止の命を傳ふる能はず 解纜の苦情 降蕃久屯 日

軍不利の情形 清人退兵を請ふ 柳原公使の大舉論 微意

奥計

甲東清國に出使す……………四〇〇

内外の觀望 和局の復命 義舉の名を明にするを勉む 政
府猶内憂あり 奴輩何ぞ戰機を知らん 新政府は舊君輕侮
の輩に成る 文明開化は詐術 征臺の得失

維新初政の論評……………四〇七

尊王攘夷とは抑壓卑屈の謂のみ 文明開化と尊攘の二原質

民權は學識と氣力に待つ 破壊の運勢……………四二〇

明治史上卷第一冊

文學博士 吉田東伍 著

今代紀第一 大政維新編

總說



立憲代議の國會創めて招集せられしは、實に二十三年十一月とす。是れ、我國政體、未曾有の變革にして、實に明治中興の大精神なり、年來、一國百事の趨向も、皆此に期して遷就せるに外ならず。而も其始末を尋ぬるに、(明治天皇)陛下踐祚至尊繼承して未即位の禮なきを踐の初に在りて、五事を以て神明に誓へたまへるに起り、明治八年、漸次立憲の勅諭に決せる也。此今代紀第一

【今代紀第一 總說】

編は則、其大政維新の事跡、武家全滅の實相を觀んとす。凡
 丁卯慶應三年、即西曆一八六七に起り、甲戌明治七年、即西曆一八七四に至る、八年とす。
 俚諺に、十年を一昔トクサとは云へり、世運太平の日に在りては、是
 れ長しと爲すに足らずと雖、未曾の事變相繼ぎ、急促の推移
 に會へば、數年の歲月にすら、尙隔生の想あらしむる者あり。
 夫の維新の際の如き、國家の制度、人民の權義より、文物、工藝
 の光彩、財貨の集散、舟車の便利、社會萬般の事、全く面目を改
 めし者多く、其進善改廢の歩度、趨向は、實に當局從事の人も、
 豫測する所少かりしと云ふ。而も岩倉公に従へる薩長の
 英傑が、尊王攘夷の士論輿誦を變通し、更に其智勇を盡して
 一世を傾倒し、兎にも角にも、後年紹くべき大業を建てしは、
 豈絶代の偉觀ならずや。

本多氏維新史云、國家危急の日に方り、之を救済するは、必や報國勤王の志
 に待つ、而してこの丹心は本來國民具有の美質、其の居る所と學ぶ所に由
 りて厚薄あるに非ず。唯、我邦地勢南北に長く、且交通不便なりし爲、自然
 に文物の中心を二個にす、即逐鹿の中原を二個にす。往時、大和、山城等の
 畿内に、中央政府ありし時は、筑紫に太宰府ありて、遠朝トウキョウといひ、鎌倉に幕府
 を開かれし時代には、京都に六波羅館あり。室町時代には、鎌倉管領あり、
 奥羽探題あり、九州探題あり、大形常に精圓を爲して、二個以上の中心を備
 ふ。故に一旦世亂るゝや、源氏は東北を其分野とし、平氏は西南を其本據
 と爲せり。南北朝の鬭争の如き、應仁文明の大亂の如き、又關原の戦争の
 如き、何れも地方を分ちて敵御方となりしなり。慶應の戦役も、亦其數に
 洩れず、東北諸藩と西南諸侯と對立して相争ふことゝなれり。○竹越氏
 新日本史云、明治一新につきて、古流なる歴史家は曰く、勤王論こそ其動機
 たり、而して此の勤王論を養成したるものは、頼山陽の日本外史、水戸藩の
 大日本史の如き、皇室が日本正統の主權たりしを發揮したる史書にあり

【今代大政維新編】

四

と。また或る一派の史家は曰ふ、黒船の渡來、世界の波濤を驅りて、横さまに我國を拍たしめたるによると。大凡、一國の變動は、單一の原因のみに由來するものにあらず、以上の二者が大變動を助けたるは、固より争ふべからず、然れども、此の大變動の起因なりとは謂ふべからず。蓋、此の大變動の當時、人心の赴く所、決して回顧にあらず、決して理想にあらず、現在の社會に、降り積りたる苦痛に堪へずして、自發したる亂世的の革命たりしや明か也。

按、幕政の敗滅は、運數の窮せるなり、既に革命的の變亂を必要の藥劑とする程に、腐廢を経たる幕政なり、即、洗濯の時期や今方に到れり。而も洗濯後の改造は何等の形式に出てんとす、是に於てか王政の回顧、歴史の感懐は直に未來の理想と爲り、容易に幕政の現狀打破を默示したり。されば此の王政維新の一舉は、衰亡の後を善くする所の方法として、徳川氏深厚の君臣と雖、固より異存の無かりしや明なり。但、徳川方の東北人は、勢、常に保守に流れしに依り、因循して僅に變法の手續(平和の間の解決)を擇み

しのみ。此際、死地に陥れる長人と、危境に瀕せる薩人は、乾坤旋回の雄斷を以て、用兵の手續に出て、先帝(孝明天皇)昇天の後は、愈取りて代るの競争心を強めたり、即、戊辰の成敗は、實に丁卯の大勢に因りて判定せりと謂ふべし。西村泊翁往事録云、凡、嘉永安政以來、朝廷と幕府と軋轢を生したる論争は、朝廷は攘夷を主とし、幕府は和親を主としたるにあり。而も幕府狼狽困頓して其勢力委靡し、以て丁卯の滅亡に至れり。かくの如く、朝廷已に幕府の政權を收めながら、戊辰の春に至り、忽、反復して和親の命出づ。朝野愕然たるもの頗多く、大原三位重徳卿のごときは、今、外國と和交をなしては、全く幕府を欺きたる者にして、朝廷の大體に於て甚不可なり」とまでも論したり。蓋、維新の前に在りて、攘夷を主張したる者に三種の別あり。其一は、智見狹隘にして、世界の大勢を知らず、常に文永弘安の事を引きて己が論の例證とする者。其二は、或は窮迫に在り、或は不平に由り、姑く攘夷を唱へて人心を動かし、是に乗じて其身を立てんとする者。其三は、本より攘夷の行ふべからざるを知ると雖、且是を以て幕府を倒さんとする

【今代紀第一 總説】

五

幕府の術策を以て王室を再興せしむべし

【今代大政維新編】

六

者。此外に猶國學者、神道者、儒者、多く攘夷の説に左袒したり。則攘夷の論は、是を以て幕府を倒すには最上の術なれども、君子が王室を再興する堂々の舉に、かゝる詭秘の術を用ひたるは、甚恥づべき事といふべし。抑丁卯、戊辰の年、京師新主幼冲、岩倉公の勢力最盛んなり。初め岩倉は幕府を助け、和宮東下の時、殊に其事を周旋し、中ころ是に依り罪責を朝野に得て屏居せしが、爾後時勢を觀望し、幕府の終に救ふべからざるを察し、忽反覆して大に討幕の事を主張す。是れに因り、幕府を處する嚴酷なるの議は、多く岩倉に出づ。蓋、岩倉は豪傑の氣風を具へたる者なり。其舉動の正邪に至りては、世人之を明言すること能はずと雖、當時奸物の目ありしも、是が爲なり。

大隈伯昔日譚云、維新の事業は、大勢に誘導せられて、競争軋轢の間に發達したるものなり」と言ふを最穩の論結と爲すべし。薩長の離合、公武の軋轢、諸藩の紛争、大觀して之を言へば、皆士氣の發揚する所に生したり。この士氣てふ原動力は、總べて九州の端より、奥羽の邊に至る迄、天下各地に自生したるものとす。また思ふに、若、此時に於て幕府に傑出の大丈夫あり、夙に大勢の赴く所を察して、豫、是に應ずるの策を取り、其地位に據りて儼然と天下に呼號し、且、天下に率先して、以て覇府たるの義務を全くしたるならば、或は徳川幕政も、尙數年、若くは十數年の命運を永くし得たらんに、惜い哉。

社會組織の革命

幕府に傑出したる大丈夫無し

但し、此推移變革の間、一條の脉絡ありて、國家、人民の自主、改進黨の路、歴々徴すべし。謂ふ所の社會組織の革命、是れなり。政體之に由りて變し、王室の尊嚴之に由りて明かに、民人の位地之に由りて定まらんとす。夫の維新の大義とは、勤王もしくは佐幕といふ如き、褊狹なる者には非ず、又、公武合體といふ如き、俗識保守論にも超脱し、詮する所、大破壊の理想に外ならず。此破壊をして、若、建武中興の迹に拘泥せしめ、律令制度の想に牽合するに止まらしめば、恐る、社會改革の

【今代紀第一 總説】

七

功は十分ならず、明治中興の業は中途にして終りしならん。幸にして、當時の御一新てふ改革思想は、猛烈なる破壊性を帯び、神武復古を聲言して、二千五百年來の拘束を、一朝に擺脱せんと欲したり。儒佛歴世の汚染も之が爲に色なく、泰西新渡の智識も之が爲に地を生し、五事の聖言は、實に此氣運に方りて煥發せられたり。是を丁卯戊辰の大概と爲す。而して物に過不及あるは勢の常なり、新政府僅に立ち、破壊變革の業未了の者猶多きに、既に保守の反動、其間隙に投して起り、且功名の將相諸公間に、朋黨軋轢の情形あらはる。此に於てか天下再たび大に亂るゝの勢を生ず、之を庚午辛未の大概と爲す。廢藩の一舉は、實に此再亂の病毒を解くの根治藥劑たり、而も之を社會改革の條理より觀れば、最其

當然の處方たるを悟るべし。國家人民の政體論定、是より眞に其緒に就かんとす。而も清露韓臺等、對外の政策時務は、端なく緩急前後の論争を招ぎ、延きて廟堂の動搖を來たし、朝野の間に朋黨對峙を甚しくし、葛藤纏綿、年を涉りて絶ゆる莫し。則、大政維新の本編は、明治七年を以て終り、憲法制定編との分界を明にす。

丁卯戊辰の前後、變革急劇の日にあたり、洋人の傍觀に係る映寫、採るべき者多し。岡氏尊攘紀事に、米人希利比士論我邦沿革曰、米艦入浦賀以前、人心已厭幕府、譬猶陽氣微動、積雪漸解、凝結力。外國要幕府、猶積雪驟得暖風、一時融解、水潦橫流、瀾滿平地。而皇室位于幕府之上、屬億兆之望、猶諾亞巨艦、頓改方向、颯順風、離陸地、出大洋、待水潦稍治、而後回舵、維新政府是也。此言殆洞觀我臟腑者とある如きも、其一解なり。又江戸横濱兵馬縱橫の

日本諸侯は
版籍を一致
し府に集むべ

【今代大政維新編】

一〇

際にヴァンリードは、新政體説を新聞紙藻鹽草に公表したり。其言論や泰西人としては平凡に外ならずと雖、當時、日本を急襲せる世界の風潮として、頗る雄大にして、隱約の間に警醒の特効ありしを認むべし。

夫れ國には當に一政府ありて、其威力、内は以て人民を服するに足り、外は以て萬國の侮を禦ぐべき也。此の如くせんには、國內萬民、舉りて一政府を奉戴せざるべからず、政府亦人民を視る子の如くす、則能く永久治安なるを得ん。今、日本國中、二百八十二の大名、各其私を營む能はざるを恐れて、互に相忌み、且、政府の力、奸譎暴逆を制御するに足る者を欲せざるは、大に誤り。凡、永世治安を欲せば、諸大名は其領地、兵卒、銃砲、城郭、金穀、軍艦等に關涉する一切は、威く集めて之を政府の手に委し、全國の用に供し、更に日を期して新政を行ふべし。而して一社連名の證書を、各大名に交附し、其納むる所の物品相應に、政府の金藏より價を與ふべし。又、政府當務の官吏は、廣く諸藩より採用し、政府は唯外國へ對して、日本國旗の威徳を示し、貨幣と海陸軍の武力を備ふるの所となすべし。此の如く會社を建立し、約束を嚴にし、各人をして得る所あらしめば、一も政府に背く者なく、國內長く安靜ならん。何となれ者、大名その約束を得んがために、政府あるを利とすべければなり。日本の内亂を治むる道、此を棄てて他なかるべし。萬民も早く此道に因り、各其分を守らば、日本の威徳世界に輝くこと愈速ならんとす。然る

内亂止まず
んば外患あら

戊辰亂の外
評

に内亂治まらずして、益分裂せば、數百年來の弊習を一洗すること、豈容易ならんや。日本人は地圖を見て其國の極小なるを知るべし、大日本の稱を以て他人を欺く能はず。いはんや、内亂あるに至りては、外國の人心竊に之を笑はんのみ。日本國のいつまでも日本人の手にあらんことを欲せば、速に内亂を治めて、衰弊の風を止め、外國人をして垂涎の情を逞くせしむること勿れ。

美國學理度謹具(藻鹽草)

一千八百六十八年五月
辰年閏四月、唐國上海新聞紙の摘譯。當春以來、日本に内亂起り、全國兩黨に分る、其一は南方とて京都を仰ぎ、其一は東方とて江戸を戴く(中略)。此結末如何成り行くべきか、知るによしなしと雖も、兵庫は勿論、横濱、長崎とも、此騒ぎ故に交易衰微す。但し、戎裝、兵器は、兩軍いつれも西洋風を用ゆれば、是れ、外國人を憎める舊習を脱したる證據にして、此戰戦りて太平に復せば、其外國交際も一層繁昌し、開化の進歩も迅速なるべし、云々。横濱ボンチ新聞には、鳥羽、繪風の寓意畫を載せ、當今、日本に大砲、小銃、船艦の類は、手遊の如きもの迄も能く賣れ行くも、其他の商賈の衰へしことを示せり。又、横濱ヘラルドには、日本内亂以來、京都のミカドは、薩摩人、長門人の奇貨となりたまへり云々。「日本の新政府は、其執權以來、既に三ヶ月に滿ちたれど、未、維新の處置あるを見ず。兵庫、大阪は交易の利を失ひ、横濱も、運上所の官吏替りて、諸務規定無く、舊政府の役人の善く事情に通せるに如かず」云々。「閏四月、佛蘭西公使レオン・ロシユ歸國す、しかし、同國人コウント・モンブ

【今代紀第一 總説】

一一

ランは、兩三年前より本國を出て日本に來り、某藩に養はれ居たりしが、今は京都の外國事務を司とり、交際の機密を取扱ふと聞く云々。(江湖新聞)

第一章 明治天皇踐祚

先帝昇天、四海疑懼 慶應二年十二月、先帝^{明孝}崩し、翌年丁卯、正月、今上その獨子を以て寶祚を踐ませらる。御年十六なり。時に武家幕府、中央政府、猶天下の政權を江戸城に執りしが、其の征夷大將軍(大君)又公方、内大臣、徳川慶喜は、長州萩藩^{利氏}毛征伐の事あるを以て西に赴き、諸大名を率ゐて京都に留り、二條城に居る。老中板倉勝靜^{藩松山}小笠原長行^{在唐津藩}等之を佐け、松平容保^{藩會津}京都守護職たり、松平定敬^{藩桑名}京都所司代たり。前左大臣二條齊敬幼帝の政を攝し、賀陽宮(朝彥親王)と與に先帝願命の輔弼たり。國喪を以て論して征長の師を解き、又征長の議に、之を否とせる親王(有栖川宮、山階宮、公卿、九條、中山以下)多く幽禁を解かる、更始一和の意なり。然れども、幕府の兵(官軍)征長の戰に克たず、世上すでに幕府の命を輕しめ、列藩の形勢、紛雜葛藤して、革新せざれば復收むる能はず。之に加ふるに、外國交際漸繁く、患難並び至り、朝野の人心頗動く。蓋幕府は前將軍家茂の時、已に内外の變故に會ひ、政權の維持に勝へず、闕下に伏

幕府は僅に先帝の寵用に因りてのみ

奏して、家祖より傳へられし大柄を返上せんと乞ふに至りしも、先帝の特寵に因り、獎勵して舊に仍らしめらる。而も十四代家茂は、征長の結局無く、去年八月世を早くす、慶喜其後を承け、未事功を見ず、僅に、先帝の値遇を辱くしたるが故に、名器に假りて支ふる所あるのみ。而も半歳ならずして、先帝忽登遐四海、聞慘疑懼の情天下に滿つ。殊に幕府に在りては、倚賴を失ふと謂ふべし。

英人駐日公使オールコック曰、予の日本に官遊してより、觀察を試みる間に、日本の主治者幕府と被治者との根本的關係に、一大變化を起しつゝあり。蓋歐羅巴人との接觸によりて、封建の形勢は遽に動搖を初めし者にして、今や政治及び社會上の危機は、一髮の間に迫り、危険云ふべからず。特に大名及び其家族が、首府江戸より各其封土に歸りたるは何ぞ、外人に打撃を與ふる攘夷準備なるか、又大君と諸侯とが、相互に讓歩して、平和の生活を遂げんとするものか、疑ふべかりし云々。又曰、日本人をして、交通及び貿易の自由を得せしめなば、吾人の蒸汽機關や、各種の機械の驚くべき應用的智識は、直に五港より輸入せられて、彼等は忽吾人と競争するに至るこ

と疑ひなからん。從來、日本人は物質的文明の位高く、其工藝は蒸汽力及び機械力の助を借らずし、其到達し得べき極點に至り、勞力及び原料の低廉なるは、明かに蒸汽及機械の缺亡を補ひ得たり。彼等の智的及び道德的の獲得は、過ぐる三百年の間に、歐羅巴人の得たりしものに較ぶれば、もとより未云ふに足らずと雖、之を支那人及び他の東洋國民に比較する時は、日本遙に優れるもの有り。○英人フアウラー曰、江戸の十五代將軍は、内心に於て夙く、文明東漸の大潮に抵抗するの、到底不可能なることを自覺したるも、民間の攘夷黨の爲に、心にもなく失敗をのみ累ね居り、斯る間にも、外國人の勢力漸く展開し來りて、此將軍は實に外國人と攘夷黨との間に板挟みの窮境に陥り、殆無政府混亂の狀態を繼續せり。其結果として、南方の大藩は、當時十二歳の新皇帝を擁して、幕政撤廢の號令を發せしめ、終に江戸の將軍を倒すに至りたり。蓋、南方大藩は、皇帝を江戸に移し、皇帝の名を以て政權を自家に行はんとするに意あり。想ふに、將軍幕府の運命の、早晚沒落すべき理由は、當時數多ありしと雖、唯外國人の入來が

之を速かにしたるものありしならん。

彼の外交の起りし嘉永六以來、十五年、先帝一時攘夷の嚴勅ありて、國論囂々たりしと雖、宇内の形勢稍知れたるを以て、識者早く開港を是と爲し、朝廷、幕府も後、遂に此に決す。今や、慶喜の弟昭武清水出で、歐州を巡り、威信を外に立て、内には軍制を改めんとし、榎本武揚(和泉守)は新艦開陽を以て蘭國より至る。而も國內志士激昂の氣勢、俄に回し難く、或は必幕府を覆して後止まんと欲するものあり。浮浪の客諸藩の奔走計謀、心血を傾注して惜む無し、風雲の變幻測られず。對比して之を論すれば、幕府官吏には因循苟息の弊あり、志士浪人には物資の據るべき少しと雖、氣勢に藉りて勇決邁往せんとす。

慶應三年正月下旬、土州浪人阪本龍馬が、長人三好愼藏に贈りし書あり曰く、薩州藩士大山格之助、廿日馬關に來る、則面會、此人は筑前に渡り本國に歸らんとす、其筑前に渡る故は、此度朝廷より三條を始め脱走五卿を、御歸京の事被仰出候由、此儀に依ての事なり。先日、井上聞太が京師より下りし時の船にて、西郷吉之助も歸國致せり、此故は、薩侯御上京の議を以て下

りし也。此頃幕府にも大にをれ合、薩州にこび候事甚し、然れど、新將軍憤發平常に異なり、ゆだん不成と申合候。新將軍は海軍を大に開かんとて米國より軍艦を借入、五箇年にて八十萬金程と、幕吏原市之進が咄致し候由に候云々。三條實美、東久世通禧、澤宜嘉等の公卿、先帝の時、長州へ脱走して、勅諭を被れる者なり。原忠成は水戸藩士にて、慶喜に侍從して遂に幕府に入れる一才人也、井上馨、大山綱良等は別に見ゆ。

幕府の軍制は、文久以後、逐年改革する所ありて、海陸の新兵を設けられしも、未悉舊風を脱する能はず。一橋慶喜が十五代襲職の後に及び、益改革を加ふ。熊本の名士横井小楠之を聞き、橋公相續後、武備改正、平生の御行列、御側御側、第一本の外、諸道具一切廢せられ、股引(細袴)にて、下着は惣じてツ、ボウ袖、大抵西洋家に歸し候と雖、幕議は往々鎖港主張の由にて、何の條理も無之、ゆらくとして一日々々押移り、終には兵禍にも可相成候、扱々致方も無き世界に候といへるは、是の時也。又、二條城御用部屋御用部屋の落書、行末を思ふ心の細袴、涙を拭ふ袖だにもなしとよまれしも同し。凡、武家の大

法、各家の兵を養ふこと、一に其の祿高に視る、稱して軍役といふ。百石三人、萬石二百數十人(武具之に副ふ)を以て、慶安以來の定率とす。而も因循の久しき、實數之に合はず、文久中より賦兵の法を以て僅に數隊を訓練したるも、強大を爲し難し。慶喜更に兵賦銀一人二十兩と定め、家祿知行高の半額に當る兵賦銀を上納せしむ、而も此制も沿く行ふに及ばずして幕府は亡ぶ。

萬石以下知行取の面々、軍役の儀、慶安度御定も有之候得共、近年諸物價騰貴、一同可爲難儀と被思召、先般減少の上被仰出、海陸兵備、專御世話有之候得共、今一層御擴張無之候ては、難相成時勢、無餘儀候。今度、慶安度御定人數をも可差出被仰出處、御軍制一變の折柄、自己銘々の兵にては、規律一様相成兼候に付、銘々知行高物成の半減の軍役十今年間、金納被仰付候。但、貳百石未滿者、此度被仰出軍役金、不及上納、是迄通可相心得候。近年在方に於て、浪人者を留置、百姓ども武藝を學び、又は百姓同志相集り、兵法稽古致し候由相聞え、農業を妨候計にも無之、身分を忘れて氣がきに成行く基に候間、天保年度觸置候趣、堅相守申可候。萬石以下に於て、農兵取立、劍術稽古等致させ候面々も候はゞ、其場所へに應じ、在方掛並に御勘定奉行へ間合候様可被致候。

文久二年、幕府は洋式に據りて三兵隊を組織せり、其數は歩兵八千三百、騎兵一千、野戰砲兵八百、要塞砲兵二千、將士一千四百、合計一萬三千、横濱駐泊の洋兵に就きて教練を傳習し、或は人を西洋に派遣して制度を調査せしめたり。當時、國內は外交の可否により物論沸騰し、元治元年甲子、京都の變となり、長州征討の役あり。長州兵は、其時既に輕裝に改め、運動自在なるに、幕軍は彼の洋式三兵を進發せしめず、諸藩兵、甲冑を着するもの等を以て出陣す。故に大兵を擧げしと雖、征服の功を奏するを得ずして休止す。是に於て、幕府は專佛國士官を備聘し、益改革を圖り、各藩亦競ひて兵備に熱中したり。尋いで維新の兵亂となり、鳥羽伏見の一戰、幕軍方略を失ひ、三兵も亦一用を爲さず、以て江戸瓦解に至る。又、士以外の壯勇を募るは、謂はゆる農兵にして、長州人の比年實驗して之を知りし所なるが、幕府も其効用を悟らざるにあらず。而も百姓に武藝を教習することは、法俗の禁久し、且、保守因循の習氣は、人民の奮起を喜ばず、遂に強兵の資を擁して其用を盡さず。偶、四方警を傳ふるに及び、草莽鬱勃の壯士は、多く勤

兵庫開港

王の檄に應じて西軍の陣に投じたり、亦理勢の當然のみ。
 長州處分と薩土の君臣 (慶應三年) 三月、幕府より兵庫開港の議を上奏す、是れ英國公使以下の請求連なるを以てなり。朝廷將に薩土以下の大藩に諮問して、之を決めんとす。四月、幕府は英國公使等が京師を経て敦賀への通行請願を許可す、山階宮は之を聞き、外夷京都に迫ると爲し、薩摩、因幡、備前の三藩に京都の警備を加へしむ。大將軍慶喜之に不満なり、參内して、其幕府を舍き、直に輩下の警備を三藩に命せられしことを、國事掛の公卿に詰問す、公卿引責す。已にして、諸大藩の上書、多く兵庫開港の可を言ふも、因備(兩池田氏)は不可と爲し、薩人又之に乗して異議あり。五月、島津久光 後薩州松平春岳、越前山内容堂 土佐公伊達、春山 宇和島公、上書して、方今の急務、兵庫開港、防長 毛利 處分は、宜く虚心反省して、至公正大の道を盡されんことを乞ひしも、廿四日に至り、慶喜參内、朝議決定、兵庫開港を聽可せられ、長防處分は寛大に従ふべしとの傳宣あり。而も四藩は幕府の專横を疑ひ、廿六日二條攝政に呈書して、全體、幕府の防長再討の暴舉、無名の師を動かし、全く壓倒にも到らず、天下の

薩土薩土の四老公幕議に同せず

君臣歩趨を異にす

薩長二三子の密謀

騷亂を引出、各藩離心、一圓治り不申候。毛利父子、官位復舊、平常の御沙汰に相成、幕府反正の實跡、專一と心得申候。兵庫開港の勅問は、未對答仕らざる中に、御沙汰書拜見、意外の次第、甚恐入候、云々。
 蓋、幕府と四藩、共に更始の政治に希望を同くすれども、其の緩嚴遲速の程度を異にし、殊に薩土の謀士論客の間には、長人と交親して、久しく幕府顛覆の密計を蓄藏せることなれば、久光、容堂の二君の如きも、其の臣僚と歩趨を同くせず、以て荏苒日を消したり。

去年丙寅の春より、薩長兩藩士の討幕秘計は、二三子の間に結約せられしも、機會未到らず。臘月、孝明帝崩御ありて、時勢大變化をなしければ、當時上京中なりし薩人西郷吉之助、大久保一藏は、此形勢を看取して、密に長人木戸を招き、密謀を爲し、又、薩越、土宇和島等諸藩の連盟を策す。大久保は京師に留まり、西郷は參政小松帶刀と共に歸藩、二月、久光公の上京を請ひしに、久光之を快諾せられしを以て、西郷は直に土佐に赴き、容堂老公に謁して、久光の命を傳へ、上京を乞ふ。西郷やがて容堂の承諾を得、去りて宇

【今代大政維新編】
 和島に至り、春山公城宗も亦之を諾す。西郷復命、更に久光を奉し、兵七百餘を率ひ、四月を以て入京、春岳永慶容堂、春山、前後皆至る。已にして兵庫開港防長處分の二案に臨みしが、策士は、まづ幕府を離れて、國是を一定し、朝命を奉せしめんと爲しけるも、容堂は此議論を過激と感せし如く、久光も疑惑する所あり、遂に病と稱して朝議に參會せず。慶喜は春岳、春山等と參内して、急に二案の一決を爲す。策士之を聞き論争、四藩對答せざるに幕專決すと云ひければ、四公又進止に惑ひ、容堂、春岳京を去り、久光、春山も尋いて去る。後藤象次郎は、容堂の内旨を奉して京に留まり尙周旋す、而も乾退助板垣は、後藤と違ひ、薩長人士と結交して、策應を務む。其の容堂の心事は、土佐の浪士中岡慎太郎の日記に「西郷、二月土州に到り、福岡藤次と落合、容堂公に謁したり。公即答、此方は貴方とは違ひ、徳川家の恩義も有ることなれど、地球上より見たる時は、矢張公論なり、然れば親藩譜代と雖、今日に至ては可盡事也、いはんや外藩の列に在るをや」云々と被仰候。西郷曰く「此度は、事不被行と云ひ、御引取に相成位の事にては、不相成」と申上

る。公、素より覺悟也と被仰、藤次に向ひ被仰には、此度は死を目的とすべし」となり。公又西郷に被仰しは、藤次なども實の尊幕論なりしが、此度上京して、諸有志に交りしに由て、大に議論が善くなり、まことに吾も嬉き事と被仰、其にて、西郷も始めて胸がぐつと下りたる由云々。かかる決死上京の容堂も、空く歸國の後、後藤は阪本龍馬浪士と共に、西郷に會見して、政治革新の論策を審詳し、大綱を立案して、其の必行を約定す。

國體、王政復古は論無し、宜しく宇内の形勢を察して、政刑は唯一君に歸すべし。

將軍、職に居て政を執る、是れ天地間にあるべからざるの理なり、宜しく侯列に歸して、共に翼戴を主とすべし。

右、方今の急務にして、天地間常に有るの大條理なり、心力を協一にして斃れて後已まん、何ぞ成敗利鈍を顧るに暇あらんや。慶應丁卯六月。

一、天下の大政を議する全權は、朝廷に在り、我皇國の制度法則は、一切萬機議事堂より出るを要す。

萬機は公議
に決するを
要す

【今代大政維新編】

二四

- 一、議事院を建立するは、宜しく諸藩より其入費を貢獻すべし。
- 一、議事院上下を分ち、議事官は上公卿より下庶民に至るまで、正義純粹の者を選擧、尙且、諸侯も自分其職掌にて上院の任に充つべし。
- 一、將軍職を以て天下の萬機を掌握するの理なし、自今宜しく其職を辭して、諸侯の列に歸順し、政權を朝廷へ歸すべきは勿論なり。
- 一、各港外國の條約、兵庫港に於ては、新に朝廷の大臣諸大夫を集合し、道理明に新約定を立て、誠實の商法を行ふべし。
- 一、朝廷の制度法則は、往昔より律例ありと雖、當今の時勢に參し、或は當らざるものあり、宜しく弊風を一新改革して、地球上に愧ぢざるの國本を建てむ。
- 一、此皇國興復の議事に關係する士大夫は、私意を去り公平に基き、術策を斥け正義を貴び、既往の是非曲直を問はず、人心一和を主として、此議論を定むべし。

薩長の同盟は、去、慶應二寅年已に成りしも、世多く之を知らず。長藩の尋

地球上に愧
ぢざる議事
院制度

士桂小五郎(木戸)は、窃に京都に入りて、西郷等と熟議する所あらんと欲し、品川彌二郎、三好愼藏(重臣)及び田中顯助等(光顯)を伴ひて上京す、今年の正月也。時に東西分裂の形勢已に成る、而も土佐人は幕府倒滅を好まず、多く王政復古に熱心したり。後年、或人、議會制度の新形式を復古論に加味したる由來を尋ねたるに、後藤いふ、予が寅卯の頃に、研究せしは、福澤諭吉著の西洋事情、清譯の聯邦政略、英國議院論等にして、予は之を讀み、始めて徳川氏の政權を收めて、更に政府を設くるに若かずと思ひこみ、従前の公武合體説も、結局纏り附くべきに非ずとの旨意を抱き、之を以て上京、周旋したりと云々。當時の謂はゆる、地球上に恥ぢざる議事院制度なるもの、以て想ふべし。

松平容保は、京師に駐守既に六年、癸亥甲子の變に、其進止、先帝の旨に副ひ、公武合體、幕府の信用、皆之に由りて立つを得たり。外間、會賊、薩奸の痛罵ありしと雖、會津、薩摩の連和は、實に幕府既倒の勢を挽回して、數年の小康を克ち得たり。而も今や亦、一變の運に遭ふ、會津人の地位漸く危し。即、因備、兩池田氏の兵を

會津容保の
地位

【第一章 明治天皇踐祚】

二五

以て、會人に代へんとするの議あるに至る。但し、其交迭は、薩長人の離間策に出づるの形迹あるを以て、幕府之を悦ばず。二條攝政、乃奏請して容保の官位を陞せ、參議と爲し、守護職故の如し。此に至り、幕府は會桑と共に朝廷を擁して、猶支持する所あり、其間、或は徳川氏、率先政體を變革して、天下を一新せんと云ふ者あり。是れ豈、倒幕、もしくは徳川滅却を想望せる者の、傍觀して止むべきの日ならんや。

去年〔丙寅〕熊本藩の處士横井小楠は、竊に松平春岳〔越前侯〕に上書して曰く、「大改革の時節なれば、議事院を建てらるゝ筋、最至當也。上院は公武の御一席、下院は廣く天下の人材を舉用、總て用度はまづ勘定局より出し、外國交易盛行の時なれば、諸港の運上、交易商の役銀を以て之に當つべし。外國公使、奉行、並びに諸港鎮臺等の官吏は、旗下の士より選り定め、その餘は下院中より選舉にて爲すべし」と立案したるも、當時の先覺者の意向を知るの料たるを得ん。

内外の形勢爭奪方に迫る 徳川家の公子昭武一行の、佛國博覽會に臨むや

島津家の士岩下方平〔佐治右衛門〕既に在り、日本國外に獨立する琉球國王松平修理大夫茂久の特派公使と稱し、而して其國旗を日本帝國政府の旭章の下に立つるを拒み、彼纒〔ケツ〕の紋を以て特別に標示するを見る。而も、幕吏は之を糺治する能はず、國家壞崩の兆所在にあらはる。

大久保利通傳云、我島津氏は、バリ大博覽會に物産を出品し、江戸徳川氏も島津氏と同じく共に日本天皇の臣下たることを、各國に知らしめ、以て幕府と佛人の間の交情を隔離せんとす。乃、陳列場には、幕薩は各一政府として、其區域を異にしたり。此歳七月、英國公使パークスの大阪に至るや、西郷は其旅館に訪問し、書記官サトーと會談す。當時、西郷が在京の利通に贈りし書中に曰く、

佛人は日本の形勢を論し、いづれ日本も、西洋各國の通政一般のものに相成、大名の威權を不除候ては、不相濟候に付、第一に長薩の二國を打亡させ度候、速に打平候方宜敷は有之間敷哉」と申掛たるよし。其節薩道より相答候には、「先度の再討、長州を打てざる政府にて、諸大名の權を除

英佛が日本に干渉する形勢

【今代大政維新編】

く抔と申儀は、顯然不相叶事に御坐候、左様の弱きものを、如何にして助
らるゝものに候哉」と申述候と、相咄居申候。右等の論に候間、佛は必政
府を助け、諸藩を打つの策を廻し候儀、相違無之候。兩三年の内に、金銀
を集め、機械を備へ、佛の應援を頼み、戦を始め、其節は佛も必軍兵を發し
應援可致候間、いづれ相對する所の大國を應援に不備置候ては、危き事
に成行候半、其節は、英國に於て同く軍兵を押し出し、守護可致と申觸れ候
へば、佛の援兵は決して動かし候儀は、不相叶候間、前以能々相結候處、肝
要と相咄事に御坐候。又、第一英國の所存は、日本國王が政柄を握らせ
られ、其下に諸侯を置き、國體の立方英國にひとしき制度に相成候儀、專
一に願居候譯にて、此度も英國王より日本國王への書翰を、幕府へ差出
候。右は全體、先帝崩御の儀を承候て、御悔狀に有之候間、いづれ帝王へ
幕府より被差上、右の御返翰無之ては、不濟事に候へ共、いまは返翰も無
之と申居候。「夫程、日本皇帝の處、主張いたし候得共、京都にては其思食
は更に無之、京地に異人を入れ候ては汚れ候抔との説のみのよし、右等

政體變革は外人にも希
望せらる

尊王開國の
更始政治を
幕府の危なく
救はず

のものにては、不相濟候に付、萬國へ被對、確乎たる政體を以て、交際の處
も普通のものに不相成候ては、相濟間敷と申居候。「何ぞ、英國に御相談
被成度儀も御坐候は、承知いたし度と申掛、應援相頼候へば、引受可申
との口氣にて御坐候故、日本政體變革の處は、いづれ共我々盡力可致筋
にて、外國の人に對し、面皮もなき譯と返答いたし置申候云々。

(慶應三年) 八月、幕府は、近年新獻の禁裡御料三十萬俵の外に、山城一國の租を以て之に加
へ、(今般、山城全國の内堂上方家領、寺社領並に宿驛等は相除き、其餘の收納惣稅
小物成とも、一圓禁裏へ御貢獻相成候に付、右國內領分知行は上知被仰出候替、
地等の儀は追て可被仰出候間、委細の儀は御勘定奉行可被談候、(堂上方は公家
族なり、惣稅は地租にて、小物成は雜種の課稅なり、上知とは領分知行、又大内裡
の地を返上することにて、諸大名、旗本等へは別に替地を附せらる。幕府が更
造營の旨を公布し、諸侯及び寺社に其課役を命ず、此の事は果さず。幕府が更
始一新して、開國尊王の大義を宣ぶるの意向觀るべし。而も人事の變、時運の
移ること、皆尋常意料の外に出つ、大勢の趨く所、幕府の艱危は、之を救ふに容易
ならず。

原忠成市之進、梅澤守義、孫太郎、少時より一橋家に仕へ、慶喜が十四代家の後見職として上京して以來、專其機密に參與したりしに、卯年八月、原は京邸に於いて幕士に殺害せらる。是れ、兵庫開港の事、原の主張する所に成るを以て、攘夷論者の凶刃に罹る者といふ。忠成夙に攘夷を以て衆を鼓舞したりしが、後その非計を覺りて開港を説き、之に因りて歎を買ふ、亦悲むべし。

岡千仞尊攘紀事自叙曰、亡友原仲寧、督府紀略序曰、自余入京、三易歲、變故百出、殆非人力所能爲、病床不寢、深考其故、始知天地間本有自然之大勢、循環于冥冥之間、而其潛運默移、常出人意之表、處其時、當其局、或有不及知者、知而不及制者、此固難與俗士共談焉、因以歎歎者久之。仲寧入京、爲癸亥正月、是夏一橋公奉攘夷勅、東下。翌年、毛利氏建白親征、事破七卿西走、武田耕雲與其黨、據那珂湊、潰圍西上、畢斬於敦賀。此類皆仲寧或不及知者、或知而不及制者、宜矣、其歎歎者久之、宜矣、其難與俗士共談焉。蓋德川氏以積弱之餘、與歐米各國了和戰之大局、上爲朝廷之所請讓、下爲薩長諸藩之所交逼、大勢之潛

運默移、常出人意之表、固當然者矣。抑余弱冠始入江戶、翌年米艦至浦賀、後遊京攝會、島津氏護朝使而東。翌年將軍入朝、余從藩主上京、是秋薩長與英法構難、大勢之潛運默移、至是愈速。爲毛利氏犯關、爲防長征伐、爲復古建議、爲大政奉還、爲伏見之變、爲奧羽之亂、以致明治之維新。此皆天地間本有自然之大勢、循環于冥冥之間者矣、而今就其迹而求其故、有得有失、有天有數、皆有所不得、不然者而存焉。顧余逢多故之世、雖無一所爲、又曾與一時豪俊、周旋于騷擾之間、半夜不寢、反思天下之所以至此、百感交集、不覺大息矣。乃出平生所手錄、揭其槩略、又著論附篇末、以抒所見。仲寧紀略成於乙丑夏日、曰、天下治亂之機、方在今日、大運轉換、未知其何出也。是秋仲寧爲人所刺、嗚呼、仲寧與余最論事者、又與同所見者、安得起諸泉下、與之論天下治亂之機、難與俗士共談者矣。

九月、薩州の兵千餘、新に京に入り、又、長州の兵幕命を待たずして上京すとの流説あり、京阪驚擾す。蟄居の岩倉三位、二三の公卿を援いて大事を計畫し、薩人大久保利通が山口へ密行して、決舉、動座の秘策を、毛利家の君臣に説きしは、方

に此時とす。

【今代大政維新編】

島津久光實記云、卯年の夏、肥前佐賀藩の老公鍋島閑叟も上京したるが、長防處置の間に答へて曰く、某は先に四藩より寛大と上言し、朝廷亦寛大と命令ありと聞き、已に其局を結ぶと爲して來るのみ、而して猶未此に至らず、要するに寛の最寛なる處置にあらざれば、無事を期す可からず」と。是時に當りて、薩土越豫四藩老公聯和して幕府を輔くるの議行はれず、幕府益詭計を用ひて朝廷を率制し、會桑二藩日に威權を擅にす。九月四藩老公相繼ぎ暇を乞ひて京を去る。岩倉前中將、洛北に蟄居し、深く時勢を觀て、列藩睽離、各一隅に割據せんと欲するの形情を察し、竊に以爲く、幕府を廢し王室興すべきの時機已に來ると、中御門中納言經之と共に謀議し、王政復古の大計を、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛に説く、二卿之に應ず、乃益薩長に結ぶ。

大久保利通傳云、萩藩の新城山口には、之よりさき高杉晋作已に病死し、木戸廣澤は當時一藩の領袖なりければ、木戸は九月十八日、大久保利通等遠

一舉して御座を動かさんとす

來の勞を慰し、毛利侯父子に謁見の周旋を爲したり、利通當日の日記にいふ、木曰、御決舉の上は、時宜に依り、御動座も可被爲在儀と奉存候、何方に奉遷哉。大曰、其節の時宜にも可有之候得共、約浪華に御遷坐に奉存候。木曰、兎角難を以て論せずては、相濟不申候、若決舉の上、幕府夷人と固結せば、京攝の間に難被爲在、暫時僻遠の地に御潜行、何れの地に哉。大曰、其時宜に依り、寛急も可有之候得共、勤王列藩の内、可然地形相當の處に御動座、同盟の藩々警衛と奉存候、云々。

第二章 大政返上

幕府政權を奉還す 山内容堂、薩長の軍已に發せるを聞き、大に之を憂ひ、十月四日、其家臣後藤象次郎主、福岡藤次孝、神山左多衛門康をして、建白書を幕府に上らしめ、王政一新を徳川慶喜に勸む。其書に曰く、方今、天下憂世の士、口を噤して敢て言はざるは、誠に可懼の時に候、朝廷幕府、公卿諸侯、互に旨趣相違の狀あるに似たり、誠に可懼の事に候。此二懼は、我の大患にして、彼の大幸也、彼は策

【第二章 大政返上】

於是乎成矣とも謂ふ可く候、此の如き事態に陥り候は、其責畢竟誰に歸す可き哉。併、既往の是非曲直を喋々す共何の益あらん、唯願くは、大活眼、大英断を以て、天下萬民と共に、公明正大の道理に歸し、王政復古せしむべき大機會と奉存候。實にも容易ならざる國家安危の決、今日に有之候、愚存の趣、乍恐言上仕候。

一、天下の大政を議定する全權は、朝廷にあり、乃、我皇國の制度法則、一切萬機、必京師の議政所より出す可し。議政所は上下を分ち、議事官は上公卿より下陪臣に至る迄、正明純良の士を選擧すべし。

一、中古以來、政刑、武門に出づ。洋艦來航以來、天下紛紜、國家多難、政權稍動く、是自然の勢也。今日に至ては、古來の舊弊を改新し、小修理に止めず、大根基を建つるを以て主要とす。制度法則、従前の律例有りと雖、方今の時勢に參合して、或は當然ならざる者あらば、宜く其弊を除き、一新改革して、地球上に獨立するの國本を建つべし。

慶喜之を松平春岳に問ふ、明對なし、春岳曰ふ、王政復古は、近來の通議なれど、郡縣封建の差別を始め、國體時勢の變遷、亦霄壤の懸隔あるに、今二百餘年實際の轍跡を蹈み外して、茫乎たる王家の舊制に復せんとするもの、根柢何處に立つべき、容堂の書面、一應二應にては、中々徹底致し難かるべしと、幕議遲疑して決せず。廣島藩淺野又其家老辻將曹居維をして、幕府の大權を私有するは、非計なりと論せしむ。十二日、慶喜大小の臣僚を二條城に召諭して、政權奉還の内旨を授く、不服者多し。十三日、諸藩の重臣に會見して意見を問ふ、後藤、並びに薩の小松帶刀清等、連に幕府の英断を乞ふ。守護職松平容保、不服者を説くに、大義に頼り、時運に鑑み、大政維新の盛業を賛成すべきことを以てす。十四日、大將軍徳川慶喜上奏、所司代松平定敬をして、之を二條攝政に致さしむ。

臣慶喜謹而皇國の沿革を考候に、昔王綱紐を解き相家權を執り、保元平治の亂、政權武門に移りてより、臣の祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相承申候。臣慶喜其職を奉すと雖、政刑當を失ふこと不少、今日の形勢に至り候も、畢竟薄徳之所致、不堪慚懼候。况、當今外國の交際日に盛なるより、彌政令一途に出不申候ては、綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉還し、廣く天下の公議を盡して、陛下の聖断を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕

候へば、必海外萬國と可並立候。臣慶喜國家に所盡、不過之と奉存候。猶見込の儀も有之候へば、可申聞旨、諸藩へ相達置候、依之此段謹て奏聞仕候、以上時に諸藩及び旗下の議論區々なりしが、紀藩の三浦休太郎(安)の如きは、二條攝政を訪ひて、意向如何を糺しけるに、政權奉歸は、宮中許可なかるべき旨を答へたりと。而して、小松帶刀、後藤象次郎は、尙此夜を以て二條家、並びに賀陽宮を訪ひ、盛に上奏を許可せらるべしと論す。又此夜、岩倉具視は、堂上中山前大納言忠能等に密議、依囑して、同く二條攝政に、徳川軍職辭退内論、毛利赦免入朝、薩藝土、越宇和島諸藩召集の數件を請へりと、中山は至尊の外祖父なり、先帝は皇后九條關白に皇子女おはさす、典侍中山に今上の生れまし、なり。

薩長土の連盟の成るや、坂本龍馬は、以爲らく、吾山内氏は幕府と厚誼あり、事情必しも薩長と同一轍に出づる能はず。况今、三藩を以て幕に當るとするも、幕の海軍侮るべからず。如かじ、公明正大の議論、大政返上を促し以て根本を抜かんに。而して其枝葉を刈らば、天下の事即定らむのみと。西郷も坂本、後藤の苦衷を知る、故に土佐に對しては、建白を斷行せむこと

坂本龍馬の
苦衷

を勧め、他の一方に於ては、依然兵力を召集せむとせり。後藤は此間に於て其素志を貫かむと欲し、若年寄永井主水正尙志に謁し、勸誘甚力む。永井遂に意を決し、相共に提携して賛成効せむことを盟ふ、果して十四日の大政返上奏聞に及べりといふ。

史談會速記録云、後藤氏に就きて、卯年十月、政權奉還進説の始末を聞きけるに、氏曰ふ。十五代將軍の侍臣として、予の此の進説を賛助仲介せられしは、實に若年寄永井尙志氏也。予の初めて永井氏に之を説くや、氏曰く「此事容易ならず、假令將軍は許容あるも、群臣之を拒むやも計られず、されば、將軍家の發案として、政權返上の可否の諮問せらるゝこと、爲すべし」云々。當時、關老板倉等は、斷然拒むと云ふに至らざるも、心中、只管、不同意の多數を頼み居る有様なり。故に、永井は予等に其情實を告げ、不日、將軍の諮問あるに當りては、必來り不同意説を論破せんことを約したり。十月十三日、永井より予に二條城に出頭すべき旨の令達あり、因て予は、今日の事、生死計りかたし」と覺悟を爲して、城中に至り、小松氏と與に、即座に倒

永井尙志の
周旋

さるゝも恐れざるの決心を固められたれば、多衆列座中といへども、忌憚なく堂々論し盡したり。其時間凡三十分ばかり、小松氏予と交互に應答せり。爾他の人は只一二言せるのみ、別段異言なし。慶喜公は之を聞き得々然たる面色にて、實にも最の説なり、予も篤と勘考して、大政返上に決心せりと、已に衷心決定ありし状明かなりき。かくて予と小松退出別室に入りしに、永井來り曰く「兩君の忠誠、實に感し入りたり、此上は内端のことは、及ばずながら拙官受持ちて運ばすべし、然し、是より上方の處へ、十分手を廻し給はりたし」と依頼せらる。予等二條城よりの歸途、攝政二條殿に至り拜謁したるに、二條公は驚愕して、答ふる所を知らざる有様なり。小松乃攝政公に於て承允なくんば、小臣は決して承知せず」と迫りたるに、公大に恐惶せられ、返上聞届の都合を引受くべし」と申されたり。此に於て兩人は退殿し、更に尹宮(朝彦親王)に謁して、二條殿にて申述べたる趣旨を再演したり。然れども、宮は之を信用あらせられず、殆予等を愚弄せられたる情態にて、汝等の言は實の事なるや、など打ち笑はせらる。因て予進みて

陳ぶる所ありし末に、此上は、兩人今更致方なし、御前にて屠腹して斃れ、以て赤心を表すべし」と、必至に迫りて申上ければ、宮にも予等の衷丹に感動させられたるものゝごとく、大政返上の奏聞は取り計ふべし、然し返上の後に至りて、如何に處置すべきや」と尋ねさせらる。兩人、其は宜しく天下の侯伯を召集させられ、衆議を盡し、其方法を求めさせらるべし、其迄は是迄の通り、徳川家に政務を御委任ありて然るべし」と申述べしに、宮も可なりと曰はせたまひ、又曰はせたまふ、是より天下の大亂なるべし、而も時運免れざる次第にして、昔時の例もあれば、止むを得ざるなり、又其時の處置に及ぶべし」と承允なりたりき。茲に至り、大政返上の一段落は相濟みたり。さて、予の觀察せる所、慶喜公は元來明敏なりしも、翌年正月伏見の戦、甚拙劣なり、是事は、會津其他の激昂を制し得られざりしに由るとはいへ、惜むべきことなり。十二月、慶喜公大坂へ下られし際に、予は徹頭徹尾、大政返上の主意に基き、早く關東に歸られんことを勧め進ませたり。故に、世人より、後藤は關東に通して陰謀を圖るとの風評をうけしも、畢竟

衆議決定よ
では幕府へ
委任舊に依
る

予が平和に大局を結ぶの精神あるに由れり。小松氏も同様なり、予と同意旨にて、平和を圖るの精神なりし。然るに、西郷氏は是非とも戦ふの意なりければ、小松は歸國して西郷を避け、果然伏見の戦争を招きたり、云々。十五日、傳奏より、徳川内府へ允可の勅書を傳へらる、大樹へ、其の祖宗以來委任被爲在候と雖、方今、宇内の形勢を考察し、建白の趣旨尤に被思召候、猶天下と共に同心盡力、皇國を維持、可奉宸襟候云々。又、近く十一月を期し、諸侯入朝、衆議を問はせ、大に國是政體を定めたまふまでは、大小緩急の事務、皆舊の如しと傳へられしも、分限明ならず、萬機滯滞す。幕會桑の臣僚、亦薩土の舉動を疑ひ、敵視の形状日に加はる。廿四日、慶喜更に上表して、征夷大將軍の官職を辭す。十月二十二日、慶喜前に時務八條處分を稟請す、曰く、一、京都毎三月警衛、二、度支、及供御之管掌。三、皇太后御所造營。四、驛遞法。五、供御邑、及諸宮堂上采地、人民之訴訟。六、刑法。七、所司代以下職務。八、紙幣發行是なり。是の日批して、姑、其の舊に仍らしむ。二十四日、慶喜更に上表して、征夷大將軍を辭す、二十七日に至り、辭表に批し、姑、其舊に依り、諸侯朝會、公議の決

裁を俟たしむ、明治史要

大隈伯昔日譚曰、丁卯の歲に至り、公武合體論は更に一步を進め、遂に慶喜をして大政を返上せしめしと雖、尙慶喜を主相の如き地位に置き、諸侯を統御せしめ、以て過渡臨時の形體を擧げんと期す。後藤が慶喜に説きし所も亦是のみ、若、世が尋常の場合なりとせば、この期する所のものを遂げ得たりしならん。又慶喜にして今一層の才略を揮ひたらんには、豫て其計畫を朝廷と、諸有志とに呈示して、彼等の協力を得しならん。然るに如是の豫議もなく、唯漫然政權を奉還すと言へる、誠に疑ふべし。蓋、慶喜、大政を奉還するとも、朝廷獨力を以て如何ともすべきにあらざれば、必我をして其樞要の地に當らしめらるべしと想へるなり。而も是れ、岩倉及び薩長人の看破して、遂に先制反對せる所以たり。

薩長の藩士、討幕の密旨を請ふ。之より先、九月、薩藩の大久保大山格之助、京師より潜に山口に至り、毛利氏に謁見して、討幕出兵に關する約束を結び、軍兵は一應三田尻へ碇泊、夜中攝海へ着船、華城大攻撃は、京都に於て一擧の後、時刻

を計らん云々。是の日、薩藩士植田乙次郎も來會せるを以て、其協約の次第を告げ、月末までを期したり。然るに、薩兵は期にをくれ、十月六日に至り、薩艦一隻三田尻に來る、大山實に之が指揮官たり、土佐の大政返上を勸告するありて、事或は薩長の意表に出んとす。是に於て、薩人は潜伏の長人廣澤兵助(真臣)、品川彌二郎等と謀り、岩倉前中將入道友山(具)の指授に従ひ、主上の外祖中山前大納言(忠能)中御門中納言(經之)に就き、密奏を乞ふ、曰く。

皇國内外の危急、不可謂の情態、別紙趣意書を以て申上候通、寶祚の存亡に相拘る御大事の時節、苟且儉安、傍觀默止難仕、爲國家干戈を以て其罪を討ち、兇姦を掃除し、王室恢復の大業相遂げ度、不可制の忠義暗合、會盟斷策、義舉に相及び候に付、伏而冀くば、相當の宣旨降下相成候様、御執奏御盡力被成下度、奉願候。

十月六日、大久保は品川と與に岩倉に謁し、薩長、藝三藩聯合して兵を出すの謀已に決定したる旨を報す。岩倉大に喜び、豫て中山と謀り合せたる次第と、胸中秘計とを告げて、密勅を請ふの手筈を指授し、幕賓玉松操をして、錦旗を裁割せしめ、大事を舉ぐるの計畫に參與せしむ。玉松は堂上山本氏の次子なり。○玉松操、少

外祖中山に就き、奸細に除きの執奏を乞ふ。

玉松操

岩倉廢幕新
政の上奏し
内議に由る

又、岩倉の上奏文あり、同く中山の手を経て御前に致さる、此に於て、大事も内謁に由るを見る。攝政、國事掛、兩奏等は、外廷に在りて之を知らず、内外表裡の擁蔽甚し。

近年、幕府に於て失政尠からず、外は各國の條約、内は防長の處置、總て朝廷を脅制し奉りて、列侯の公議を排斥し、放肆縱横之によりて人心離反、禍亂相踵ぎ、遂に今日の危窮に陥溺し、尙此上、偏執邪曲の政令、陸續として出で、全く朝廷を擁蔽するに至らば、寶祚の安危に係り、苦心の至りなり、目今、萬國の交誼、進退を定むるの際に當り、國內の人心に於ても、亦片時も居合難く、實に容易ならざる危急、切迫の時節なるを以て、斷然と征夷大將軍職を廢せられ、大政

爲醜聞寺僧、號猶海、以嚴正爲儆、所忌、乃蓄髮改姓名、歸江湖。爲人慷慨、尙氣節、結交豪傑之士。或薦之岩倉公、時公爲時論所中、居北山、一見奇之、引遂爲腹心、操披心輔翼、知莫不言。大權復正、公首發大議、而操每參其維綱。明治二年正月、賞操參贊功、班堂上、任大學頭、賜綬等。然操快々不憚、有勇退之志。蓋操初心、尚在外交、擴而不、是開港之議。見朝議變時一變、外交日密、乃歎曰、吁、爲英雄所售矣。自是罷官家居、閉門謝客、不復言時事、無幾獲病而卒。(維新史料)

を朝廷に收復し、賞罰の權、予奪の柄、皆朝廷より出で、大に政體制度を革新せられ、恢張の大根軸を確立せられんため、非常の御英斷を以て、速に朝命降下相成候様、奉願候事。

十月八日

臣 友山(岩倉)

九日、大久保は岩倉村に至り、昨日中山へ奉呈の事を報し、且謀議する所あり。岩倉尙、中山正親町三條、中御門等の諸卿に秘計を傳へて、其事を叡聞に達せしめ、以て密旨を請ふ。十三日に至り、果然内勅あり、岩倉即日、其子弟具綱具定をして、廣澤兵助、大久保一藏を其邸に召し、中山等三人奉書、毛利敬親父子の官位を復して入朝せしむとの宣旨を授けらる。十四日、正親町三條前大納言は、又大久保一藏、廣澤兵助の二人を其の邸に召し、潜に徳川大將軍、并に松平肥後守、松平越中守を誅戮すべしとの繪旨、及び錦旗を授けらる。

參 議 大江 敬親

左近衛權少將 大江 廣封

左近衛權中將 源 久光

源慶喜誅戮の内宣旨

左近衛權少將 源 茂久

詔、源慶喜、藉累世之威、恃閭族之強、妄賊害忠良、數棄絕王命、遂矯先帝詔而不懼、擠萬民於溝壑、而不顧、罪惡所盈、神州將傾覆焉。朕今爲民之父母、是賊而不討、何以上謝先帝之靈、下報萬民之讐哉。是朕深憂痛憤、在諒闇而不顧者、萬不得已也。汝宜體朕之心、殄戮賊臣慶喜、以速奏回天之偉勳、而措生靈于山岳之安、此朕之願、無敢或懈。

慶應三年十月十四日

正二位 藤原 忠能

正二位 藤原 實愛

權中納言 藤原 經之

當節不_レ容易、御危急之朝、爲_レ皇國、不被_レ爲_レ願、忌諱、御内々御盡力、確立不拔之觀、慮、被_レ爲_レ伺、勅書降下、兩藩深御依頼、被_レ爲_レ思、食、候、御旨趣、奉_レ謹承、候。卑賤之小臣等、不堪_レ感激、流涕奉_レ存、候。早々歸國、寡君報知、兼而決定之宿志、益以貫徹仕、拋_レ國家、堂々大舉可_レ仕、奉_レ安_レ宸、候。此段盟_レ天地、御請仕候、誠惶頓首。

慶應三年丁卯十月十四日

廣澤 兵助
福田 侯平

中山前大納言様
正親町三條前大納言様
中御門中納言様
岩倉入道様

品川彌二郎
小松帶刀
四郷吉之助
大久保一藏

密旨實行の
中止

然れども、是の日、慶喜は二條攝政に由り、公然大政奉還の奏請を爲し、翌十五日、其勅允を得たれば、宮廷の事、内外二途に分れ、綱紀無きに庶幾し。且、今後大事は、諸藩會同の衆論を以て決し、日常の小事は、議傳兩役に於て取扱ふべしと公布せられければ、何等討幕の必要なきに至る。乃、二十一日に至り、中山は薩人吉井幸輔友を其邸に召し、再傳達して、密旨實行の中止を告ぐ。去十四日達候條々、其後、彼家祖以來、行來候國政を返上し、深以悔悟恐懼の趣、申立候に付、十四日の條々、暫見合、實行否、可勘考、諒闇中、且生民の患に關係するに依り、深遠の思召を以、再被仰出候事。

會桑兩藩人
の逆退

討幕密旨の日、會津桑名の誅罰をも、併せて繪旨ありて、會桑の慶喜保庇は、薩長の憎惡せること論勿し。而も是らの秘密は、中外に漏洩する少し。尾張慶勝名古屋は、會桑の舍兄なり、二藩の引退を懇め、特に容保に一書を寄せて、時機を

繪旨降下の
實相

痛言す、永々在京、最早功成り名遂げし場合とも見詰候間、此節一旦御轉遷の方、自然の天理にも相協、朝廷、幕府の兩御爲、別しては尊家の御爲にも、必定可然と朝暮存詰候。尤、武力の御家、定めて藩論區々に可有之歟に候へ共、機會今日に在りと存詰候間、斷然御決着、所仰望に候。而も會桑の藩論は、薩長の暴發に疑ひて、益進止に惑ひ、徒に戒懼するのみ。

維新史料云、嵯峨侯爵實愛に、丁卯十月の密勅降下の始末を質問したるに、侯曰、薩長に賜はりしは、勅書と稱すべからず、繪旨と云ふべし。余實と中御門之の取計ひなり、中山能忠は名計りにて、是は岩倉具の骨折なり、文案は玉松操の草に係る、玉松は至て奇人なり。其薩州に賜はりし繪旨は、余之を書す、長州に賜はりしは中御門之を書せり。此事は當時の親王方へも、攝政二條敬齊へも少しも洩さず、極内のことにて、自分等三人と、岩倉より外、知る者無し。此斷然たる所置は、實に維新の基となれるが、繪旨を渡す節は、大に心配せり。事漏洩せば頭を切らるべしと思ひ、中御門は長人兵助やに渡し、予は薩人大久保通利に渡せり。其時、幕府の近藤勇は、壯兵七、八人

を以て予が邸を圍み物色したり。大久保は何懼れんとて之を捧持して下向したり、危急限りなき狀にてありき。

十六日、大久保の薩藩へ急行するや、岩倉より一書を寄せて、密勅の或は近衛左大臣に覺らるゝを戒懼して曰ふ、昨夜は御苦勞扱云々一件、更に申入候通り、左印近衛房へ發露、分明の上は、討幕の密勅、番近衛の無是非候得共、姓名、亦文意巨細は、吐露有間敷と被察候間、小氏小松より村氏村山御都合にして、聞誤り位の處に出來候は、三卿中山、嵯峨、中御門の處は、如何様にも安心被成候様可相成と存候、以て陰險至極の形情を察見すべし。

惟ふ、夫の繪旨の降下は、全く秘密の術計に屬し、晴天白日の下に之を云爲すべきに非ず。其天下後世に問はるべき者なりや否やも、分明ならずと雖、當年の一奇事にして、千古の疑案たるや必せり。(前年、修史館の選書明治史要に全く之を闕略せるは、何等の用意にやありけん)

田邊運舟云、甚矣、天心之無私也、德川前將軍、察時勢、慮人心、斷然舍祖傳之政權、還之朝廷、其憂國尊王之誠、固可以質鬼神而無怍矣。而當時所傳密勅者、

當年の奇計
千古の疑案

天心無私

乃云、源某藉累世之威、恃閭族之強、妄賊害忠良、數棄絕王命、汝宜體朕之心、殄戮賊臣某、此朕之願、無敢或懈。若審斯言也、某之罪可比之古者馬子將門。而較之北條氏、云棄絕王命、則有、云擠萬民於溝壑、則無、是其惡又有浮於北條氏者、固宜殺其人、滿其宮、以爲大戮。即以其納土地、致城池、輸兵械、艦恭順、謝罪、使有特恩、曲貸、亦應一廢不用。而僅踰三十餘年、特旨授爵、使曩者賊臣、同中興元勳、奏回天偉勳之島津、毛利氏、位在上公、比肩朝班、豈不一大怍事也哉。而天下無一人恠之者、却以爲宜然、不獨吾儕曾食德川氏之食者。於戲、是可見天心也。

朝野上下皆向背に迷ふ。德川氏大政返上を了ると雖、朝廷の新政何の發する所なし、人心洶々。彦根伊井大垣田の二藩、會主となりて在京の譜代諸侯に謀り、之を代表して朝廷に上申して曰く、元來德川譜代の私共なれば、德川と生死存亡を俱にすべき處、幕府諸侯と並立致候ては、私共君臣の分不相立候、依りては向後、德川家陪隸の御取扱、被仰付度候云々。且、薩長討幕の謀は、秘密に之を持ちたりと雖、形迹已に呈露し、海内二分の勢漸く生せんとす。十一月、朝廷新令あ

り、神祇官太政官再興の思召に候間、何れ、八省寮司の内へ、諸藩を被召加、年々交代在勤、追々可被仰出候と雖、往古郡縣の通には、難相成候に付、封建の儘にて分明に相立候様、被遊度候云々、歸着詳ならず。或人仙臺賀陽宮に謁して、其故を問ふ者あり、親王の曰く、王政復古といふと雖、堂上も大名も各自の身上に係れるを以て、結局、復古を厭ふもの、半數以上と成るべく、又、太政官八省等の如きも、徳川氏之を總括するに非ざれば、治平を見ること難かるべし、薩土藝の激論も兵端を開かば、朝敵たるべきを以て、暴舉を爲さるべしと。土佐の福岡藤次等は、慶喜已に大政を奉還す、今や更に慶喜を政治の首位に置き、公議によりて以て國是を一定すべしと説き、松平春嶽之を賛す。更に尾張肥後細川の二藩に説きて、後藤及び坂本等と、幹旋甚力む。幕臣等、薩長の暴發詭謀を懼れて、梅澤孫太郎、永井主水正等、専、土佐に頼る。時に、坂本は三條實美が、先帝の時、嚴譴を得て、筑前に幽居するものを擧げて、新政の首位に擬し、慶喜を以て佐位に置かんとす。幕府新選組の士は、これらに聞きて、坂本に憤る所あり、其の旅寓を襲ひて、同志中岡慎之助を併せ之を殺害す。

是時、會桑以下、逼二條攝政曰、朝廷倉卒廢將軍、浮浪陪臣横行于殿陛之上、而朝廷無寸兵尺鐵、何以制其暴橫。攝政頗惑之。象次往見曰、天下將歸一、而殿下在中、持異議、殿下不聞乎、才谷梅次爲浪徒巨魁、曩臣奉藩旨見將軍、梅次誠臣曰、若將軍不可復古之議、則足下自刃殿前、僕要途刺將軍。此輩泄聞殿下持異議、則怒如烈火、臣爲殿下危之。攝政顔色如土曰、敢不奉教、無幾勅允慶喜之請、才谷梅次、龍馬變名也。一日、中岡過龍馬、有所謀、有三人通名求見、僕入行命、三人尾而入、亂斫龍馬中岡二人、傷重遂死、是爲十一月十五日、尊攘紀事。○按、十月、徳川家政權返上の告示あるや、諸藩は譜代にあらざる者までも舊來の關係に拘せられ、疑懼を免れず。同姓譜代の大名は、多く之に駭き、自己の位置に迷ひければ、或は激昂して、寧全義の陪臣と爲るも、不義の王臣を欲せずと揚言するに至る。已にして十一月下旬、薩兵京に入る者數を加へければ、朝廷より彼の「全義陪臣」の語を指彈して、「不伏必誅」の諭示を發す。是れは、徳川家が其恭謹の本意に由り奏請せし者歟、又薩人の壓倒政略により生れし者歟、不詳。之を要するに、是れ社會秩序の破壊

君臣倫理の改替なり、其保守思想と相合ふ能はざるや論莫し。忠奸正邪といふ如き判断は、此間の人事の變に處し、最錯雜して理し難し、之を事實に徴して其情を盡せば可なり。

薩州には、久光固より義理を重んじ、討幕を悦ばず。藩中亦大小輕重の論ありて、西郷・大久保等を以て激過事を誤ると疑ふ者ありしも、京都の危急、何ぞ默視すべけんや。十月下旬に至り、藩論一決し、曰く、今、國家疲弊、百事不備、時機不到等の説ありて、衆人の難する所なれど、乍恐、寶祚の浮沈に拘る御一大事の時節、豈他を顧るに暇あらんや云々。

當時京師にありし薩藩家老關山糺は、小松帶刀と異にして、長州同盟を好まず。一門中にも重富領主島津備後(珍彦)は、西郷の説を賛成せんとし、宮之城領主島津圖書は其反對者なり。而も最も勢力ありし家老桂右衛門(久武)は、斷乎として王政復古の議に同意せしより、遂に出兵に決定したるも、又一大騷擾を醸出せんとする形勢あれば、兩君(久光、茂久)は諭告して曰く、於京師、無名の干戈を以て、討幕の舉動、可催哉に心得違ひ、議論區々、末々

に至りては有之哉に候、甚以意外千萬の至に候。今度出兵相違候は、長州末家の者、浪花迄御召呼被仰出候付、如何様變動相生候も難計候。禁闕爲御警衛、右式に相及次第故に、趣意貫徹候様可取計事、九月二十七日と。既にして、小松は西郷・大久保と共に密勅を懷にして歸藩し、茂久の入朝を勸説す。其條件に曰く、

兵庫開港、朝議御確定、内外の分相立、不損國體、不朽の御良策相立、斷然朝廷の條約に相成候外、今更致様有間敷候事。
防長處分の儀、前條同斷、非常の朝命を以て、大膳父子、天下國家の爲を存候誠意を被開食候て、家中一同安堵、尙抽忠誠候様、御沙汰相成度候。但、大膳儀は不行届の譯を以て、隱居被仰出事。
兵庫開港の大事件に就て、徳川家矯勅命候儀、重罪不可免候に付、征夷將軍職を奪ひ、削封の上、諸侯の列に被召加度候。是れ實に不容易儀とは奉存候得共、今般の機會に於ては、公議を以て御裁斷被爲候外無之候と奉存候。(島津久光實記)

動座の密勅計
は久光に傳
達せる歟

【今代大政維新編】

五四

按、當時、大久保等の其藩主に説く所と、巽に毛利家に至りて計畫する所と、二者大相異あり。蓋、大久保の眞意は、他の山口に流露したれど、鹿兒島には藏されたり。殊に岩倉、中山等の隠謀に依り、毛利父子に已に恩命を被り官位を復し、今島津父子と共に、密勅さへ賜はりたる場合なるに、此には其を餘所にして、防長處分を説く、表裡加除甚し。惟ふに、彼の討賊の密勅が、此日久光に傳達せられしならば、今に及び慶喜の奪職、削封を説かるゝも、全く要無し。諸家の史傳に、之を發きて明にする者なし。則疑ふ、彼の密勅は、近衛左大臣にさへ隱蔽せられし程なれば、其久光に傳達せられしや否やも、測り知れざるに非ずや。

動座討幕の事は、之を見る無し。而して、藩廳に於ては、桂右衛門專事を執れりと雖、伊知地壯之丞(貞馨)、奈良原幸五郎(繁)の一派は、西郷大久保等と緩急先後の議を異にし、彼れ過激事を破る者と爲し、或は累を島津家に及さんことを慮り、高崎五六三、島彌兵衛(通庸)又持重したりと傳ふ。桂獨り西郷、大久保等の爲に、百方論說奔走す、而も在京の高崎伊太郎(正風)、内田仲之助(政風)等も持重して、西郷に喜ばれず。

十一月、西郷をして幼主茂久久光の實子を奉して上京せしむ。西郷、途三田尻に入

薩長兩主の
中途會見

港して、長の世子廣封後曰と茂久を會見せしめ、長士山田市之丞片野十郎と協約する左の如し。

一、三藩兵を以て、浪華を根據とし、守衛する事。

一、薩侯は京師を專任とす、長藝の一藩之を應援する事。

一、薩侯入京、京師の模様報告する事。

二十三日、島津茂久後曰と茂久を會見せしめ、長士山田市之丞片野十郎と協約する左の如し。入京す、當時訛言紛々、或は大垣藩の井田五藏(讓策)を幕府に献言して、薩邸に放火し、乘輿を奉して大阪城に移り、以て西南諸侯を制取すべしと説きたりと傳へ、其藩相小原仁兵衛心頗之を憂ふ。岩倉亦之を聞き、機會迫れりとし、島津邸に微行して密謀を爲す。先に十月、討幕宣言内降の後、中山等の三卿より、中止の更命ありければ、岩倉は更に現未の形勢を揣摩し、大久保、西郷、岩下平方に其意見を尋ねしに、三人は書を以て答ふ、曰く、

今般以御英斷、王政復古の御基礎、被爲立度、御發令に付ては、必一混亂を生し候哉も難奉圖候へ共、二百餘年太平の舊習に汚染仕候人心に御座候へば、一度干戈を動かし候て、却て天下の耳目を一新し、中原を定められ候事と可相

干戈に依り
之を定めん
との決斷

【第二章 大政返上】

五五

【今代大政維新編】
 五六
 成候へば、戦と決し候て、死中に活を得るの御着眼、最急務と奉存候。尤、戦の不可好は、大條理に於て不可動者に候、然るに今無事にして、朝廷上の御盡力眞徹し、太政官代三職の公論を以て大政を議せられ候日に至りては、戦よりも亦難とすべく候。古より創業守成の難易、論定し難く、俊傑の士に於ても、後世識者の評を免れ不申候。况、變體の今日に於てをや、詳考深慮、初政の一令を誤らざるを第一の儀に奉存候。就ては、徳川家御所置振の一事、大略の御諭を以て、周旋命せられ候儀、實に寛大の御趣意、奉感服候と雖、全體、皇國今日の危きに至りたる事、大罪の幕府に歸するは、論を俟たずして明かなる次第に候。既に十月十三日、云々御確断の秘物、一條迄に被爲及候。此末、論起り候とも、諸侯に列し、官位一等を下し、領地返上、闕下に罪を奉謝候場合に不至候ては、於公論相背き、天下人心固より承伏可仕道理無御座候間、右の御内議は、断乎として寸分も御動搖不被爲在、尾越の周旋、若、不被行候節は、早々朝命、断然、右の通御沙汰可相成義と奉存候。

岩倉は此書を得て、遂に三卿に示し、討幕の初志を貫きたり。蓋、用兵の益は、敵

を粉碎して成敗利鈍の懸隔を大ならしめ、以て後日權勢の歸着を確定するに在り、新政之に因りて布くべく、大事も之に因りて濟すべし。即、確断秘物の一條は、丁卯戊辰の西軍の骨髓にして、其鳥羽伏見以下、江戸東北の變に處したる精神は、皆之に出でしに似たり、蓋、名義の如きは之を末に待ちしのみ。

夫の薩長黨が、岩倉派の公卿と結びて、討幕の密謀を決したるは、慶喜大政返上の奏聞の前に在り。則、容堂密に此に慮る所ありて、政權奉還の建議を捧げたりしに、慶喜も暗に此勢を察し、直に先制して上聞奉還して、薩長の意表に出でたり。是に於て乎、薩長黨如何に討幕の密勅を得たればとて、此際まさか、其罪を問ふと云ふにも至り難ければ、一轉して慶喜會桑を外にして、四五藩にて王政復古の大革新を專断したり。而して幕府の人士は、此大革新の手續に激し、就中、會桑兩藩が幕府と興廢存亡を共にするの決心を固くし、愈除奸開戦に決し、鳥羽伏見の變を見たるより、薩長黨は再び討幕の名義を我に取り、好機愈失ふべからずと爲すに至れり。〔戊辰戦史〕

第三章 復古號令

長兵將に京
に入らんとす

幕府因循して機を失ふ。(慶應三年)十二月、朝集の諸侯未だ悉到らず、長州の兵早く西宮驛に到り、呈書して入京を告ぐ。藤堂氏藩の兵の山崎關を守る者、速に之を撃攘せんことを乞ふ。二條攝政、因りて毛利恩赦の事を慶喜、並びに春岳に問ふ。六日、慶喜は守護職容保、所司代定敬の議に従ひ、奉答して、前日の朝議に仍り、諸侯の朝集を埃ちて衆論に順はんのみといふ。時に春岳、慶勝尾老は、薩土藝の勸説する所となり、越中根雪江師實通、尾臣田宮如雲通稱彌太郎、田中邦之助後不等、王政復古の盛舉に翼賛せんことを盟約し、已に五藩の連合を策成したり。又、紀州、藤堂、戸田大垣藩等の幕府擁護の嫌あるものは、離間脅迫せらるゝ所ありければ、幕會桑は漸く孤立重圍の中に陥らんとす。

大久保利通傳云、當時利通は後藤と其意見衝突せしより、岩倉は大いに苦心し、遂に兩者の議を折中して、八日を以て尾越に内諭す。後藤は越前人と謀り、公卿及在京諸侯を會同し、慶喜を諸侯の上に置き、以て政府の基礎

尾越の周旋
は薩長の眞
意に非ず

を定めんとて、大に奔走遊説す。慶永春岳は、その逸事史補に、政權は、以前の如くに全く徳川氏には無くとも、諸侯の頭にも命せらるゝやの心算にてと自白する如く、實權は依然として猶徳川氏に屬し、王政復古は名義のみと思惟せるに似たり。而も利通が岩倉に呈せし書に曰く、

尾越へ御内諭、急速との儀、後藤言上の趣意、尤には御座候へ共、兎角、今般御發動に就ては、機密を肝要とし、意外の御英斷、人心戰栗仕候程に、威光擴充不仕候ては、朝廷の基礎確立、無覺束奉存候。然るに、尾越を以て御發表、未然に幕中の周旋致さしめ候ては、所謂帷幄中の秘籌密策を通し候同様、且は如何の邊より攝政二條、尹宮賀、杯賜へ漏洩等も難圖に付、機事の密なるを以て主と致し候外、無御座候。幕にも澁澤其外の俗論あり、尾にも正論のみにも無之、甚以可恐次第に御座候。十二月七日、之よりさき利通等が、大變革の計畫を後藤に謀るや、十二月五日、後藤は之を越藩中根雪江を経て、慶永に告げたり。慶永は大に驚きて曰く、是れ天下の大事なり、慶喜には告げざるべからずと、翌日中根をして慶喜に通せ

死中に活を得

しむ。慶喜は聞いて大に驚駭せしが、會桑以下の激動を恐れ、未、何等の處置を爲すに至らずして、九日の變に至れり。○前の文中に、澄澤某といふ二人當時民間より播用せられ、榮一(篤太夫)は幕命にて海外へ赴き、誠一(耶は薩長と力争するの志あり。後、戊辰の亂に、彰義隊を率ゐしも敗亡に終る。尾州には御附家老竹腰氏、及渡邊、榊原、石川等の一黨ありて、田宮、田中と志を同じせず、故に戊辰亂に及び、名古屋藩中にも内訌を見たり。八日、二條攝政、在京の公武諸家を參集せしむ、幕會桑は病を稱して朝せず。岩倉は、聖勅の天降を以て、慶喜等の「衆議」に當らんと欲し、又、尾越の加盟の恃むに足らずして、土に異論多く、藝は兵強からざるを以て、專、薩人に倚頼し、西郷大久保の意見に聽き、一たび干戈を動かし候方、反て天下の耳目を一新すべく候へば、戰と決し候て、死中に活を得るの着眼、最急務と奉存候といへるに據り、中山を以て政體變革の號令を代表せしめ、内謁に由りて其の允可を得たり。二條攝政之を知らず、岩倉は八日列參を時機とし、急に尾越薩土藝の五藩に召命を傳達し、今回、具視等へ内勅を賜り、王政復古の大策を斷行す、明九日寅刻を以て、大兵參内云々、以て雷震電發の迅速に出づ。是の日、外廷の朝議、容易に定まらず、夜半を過ぎて、遂に毛利恩赦の事を決め、次に壬戌以來勅勸の堂上、三條以下

【今代大政維新編】

六〇

岩倉の雷震電發二條攝政賀陽宮を走らす

の赦免、入京の件に及び、益議論ありて、翌曉に至る。偶、尾藩の兵、岩倉の命を聽きしも、誤まりて期に先んじて宮門に進入す。二條攝政驚惶、賀陽宮と共に退朝す、九日辰の上刻なり。中山及び尾越、藝の三藩主等は、殿中に留まり、更に岩倉の至るを俟つ。

十二月八日の朝議には、大將軍及び肥後守容保、越中守定敬等、病と稱して之に列參せず。而も廷論百出、決議に至らずして天明に逮べり。此夜、攝政殿下は、薩州以下の諸藩士四方に奔走して、尋常ならざるを見て、松平春岳に詰問ありしかば、春岳も亦心中恐怖する所あり。暫くにして、尾州藩の兵、突然禁門に入りければ、滿朝皆驚き、中山前大納言内に在り、急に人を馳せて岩倉に告ぐ。尾州藩士丹羽淳太郎は、岩倉邸に行き、謝して曰く、弊藩其期を誤りて兵を禁門に入れたり、陳するに辭なしと。岩倉は機一發、復止む可からずとて、急に五藩の兵を召すこととなる。而して夜來の廷議、今度大樹奉還政權、朝廷一新の折柄、彌以て天下の人心居合不申候に於ては、追々復古の典も難被行、深被惱宸襟候間、先年來防長の事件、彼是混雜

【第三章 復古號令】

六一

有之候へども、寛大の御處置被爲在、大膳父子、末家等、被免入洛、官位如元被復旨被仰出候と、奏請申達あり。即、此に於ても、彼の十月十三日の内勅と、表裡二途せる者あるを見るなり。

一新の號令及小御所會議 十二月九日、昨夜來の廷議、天明にして終へ、二條攝政以下の退朝あり。而も之と同時に、岩倉具視、恩赦參内の内勅出で、岩倉急起して其の圓顛に冠し、刀子を懷にして馳せ至る。乃、内に入り、中山と俱に、陛下に就きて、王政一新の發表を奏請す。暫時にして、薩尾越、土藝、五藩兵悉く至り、幕會の兵に交代の旨を傳へられ、山内容堂、島津茂久亦參朝す。幕會の兵恭謹退去し、猶二條城を保ちて風雲を觀望す。

八日には、既に千種侍從(有任)勅使として岩倉邸に下され、友山(具視)入道の出仕を申渡さる、曰く、今度以思召被免、蟄居直に改飾、參朝可有之旨、被仰出候事と、岩倉期の如く九日の晨に參内す。後藤は之を聞き大に驚き、追至岩倉を見て詰りて曰く、大號令を發せらるゝの日は、徳川前將軍を重職に補し、朝廷の樞機に參與せしめ、會津桑名以下の激動を鎮撫せしむるの前

岩倉の急參
内

南山の義兵

攝關幕府の
廢絶

約を履行せられずして、直に戒嚴の令を下され、兵力を以て争はるゝが如きは、食言もまた甚しといふべし」と、岩倉答へて曰く、是れ衆議に出でしなれば、余一人の力の能すべきならずと。○九日、鷲尾四位隆聚は、有志に擁せられて南行し、高野山に赴く、十津川及び遠近郡郷の義兵を召集し、以て京都に策應せんとする者也、乃、文久三年の中山忠光の跡を蹈むともいふべし。戊辰正月、伏見鳥羽の戦起るや、鷲尾は三千の衆を以て紀州(和歌山藩)を徇へ、京に入る。(鷲尾は後、陸軍少將と爲り、又地方に赴任したるも、不平ありて官仕を克くせず)

其の王政變革の號令は、徳川内府の大政返上、軍職辭退の兩條、斷然被聞召候。抑、癸丑嘉永元年以來、未曾有の國難、先帝頻年被惱宸襟候次第、衆庶の所知に候。依之、今般王政復古、國威挽回の基礎被爲立候間、先は攝關、幕府等廢絶、假に總裁、議定、參與の三職を置き、萬機被爲親裁、諸事神武創業の始に本つき、縉紳武弁堂上地下の別なく、至當の公議を盡させ、天下と休戚を同く可被遊、叙慮に候云々。國事掛、議奏、傳奏、守護職、所司代等を止め、而も又太政官以下の興復を期

すといひ、復古と維新の兩義を含み、以て人心の收攬に便せしむ。
井上梧陰存稿曰、維新のはしめに、神武の古に復るといへる大義を定められしは、岩倉右府公の輔翼の力にぞある。碩學野々口隆正氏の説に、建武中興の振はざりしは、當時の措紳に其人なきによれり、源親房卿は學識ありて、時の帝の御覺へもめでたかりしかど、その人の所見は、延喜天曆の跡に復るにありて、神武の古に復ることを知らず、さてこそは、公家武家の間に隙をば生せし者なれといへり。故右府公は、措紳有職の家に生立ちたまひしかど、夙に大勢を達觀して、王政に公武の別なきことを看破し、中興の實を擧ぐる爲に、神武の古に復るといへる一大義を唱へたまへるは、これぞ明治の朝廷に人ありとは申されき。この一大義は、百揆庶政の原動力となりて、藤原氏以來の千有年間の盤根錯節は、すべて破竹の勢を以て敗れたり。世の人は、明治の中興は、五百年來の武門の政を破りたるなりと思ふらめど、心有る人は、溯りて、天平以來の宿弊の、更に破りかたきを破られたることを知るならむ。

此日、有栖川宮親仁王總裁に任せられ、其以下は、當日參内の親王、公卿、諸侯、及び家臣を以て之に當つ。初めて、陪臣の直ちに殿に上り、朝臣と同列するを見る。而も先朝寵命の賀陽宮、二條殿等の參朝を停む、聞く者聳然たり。夜に及び、幼帝小御所に臨み、中山議定旨を傳へ、初めて三職の會議を聽かせらる。山内議定席を前み、前大將軍慶喜を召して、會議に加へんことを請ふ。岩倉參與之を斥けて曰ふ、彼先世以來、專横の罪ありて、今大政を奉還すと雖、未、封土を納めず、何ぞ召さるゝを得んやと。即、慶喜が納地降官の二件を、尾越の二議定に委託して、諭せしめらるゝことに決し、曉天に至りて小御所を散す。

小御所會議、中山勅旨を宣す、山内豊信容堂議を建て、曰く、是の更始の際、宜く既往を顧みず、徳川内府を召して、大政に參與せしむべし。何となれば、維新の業、殊に大公無私を以て處理するにあらざれば、衆庶の心を得る能はず、又幕府失政ありと雖、慶喜奉還の誠忠見るべし。然るに今日の事、三四の公卿と、五藩に限る、公明を缺き、陰秘に渉る。二三者幼冲の天子を擁して、權柄を窺まんとするの嫌あらむ、則、實に天下の亂階を開くものな

口舌何^りせ
む^ら一^し首^あ
るのみ

り」と。意氣昂然、席を進めて痛言す、傍に人無きが若し。岩倉友山聲を勵まし論駁して曰く、皇上不世出の英才を以て、王政復古の大事を決行したまふ、今日の擧、悉く宸斷に出づ。妄に幼冲云々の語を出す、不敬甚し。夫の慶喜眞に悔ゆる者ならば、當に官位を去り、封土を納るべし、然らずして何ぞ御召に預るを得ん」と。春嶽曰く、王政維新の初に方り、刑罰を先にして徳義を後にするは、其の可を知らず、徳川氏二百餘年、隆治を致し、の功は、今日の罪を償ふに餘あらん、宜しく容堂の言を納れて、内府を召さるべし」と。是時深更主上暫時休憩を命じたまふ、薩の參與岩下佐次右大に形勢を憂慮して、西郷參與に計る。西郷泰然として曰く、此際に處する、豈口舌の能する所ならんや、唯一ヒ首あるのみ」と。岩下入て岩倉に告ぐ、岩倉大に決する處あり、乃、藝の參與辻をして、後藤參與に諷諭す。後藤悟る所あり、容堂、春嶽、二公に説き、再思を請ふ、會議因りて終告を得たり

大久保一藏、小御所會議を其郷友に報せる書に曰く、八日より徹夜の朝議にて、九日十時頃、御退散相成候時宜合にて、尾越、藝三公は其儘の參朝にて

越尾の居中

容堂公四時頃御參、夫より小御所の衆議となり、越土公大に徳川氏を助け、即夜參朝を命せられ、御評議席に召され度との御大論、殊更、土藩後藤なる者、必死に之を援助し、殆危に至りしに、反正の實行擧り候上ならでは、御採用然る可らず云云、賢くも太守島津久には御建言在せられ候。尙紛々として決せず、御勘考との御事にて、一旦御開に相成候。此間、後藤なる者頻に周旋盡力、小臣も太守公を奉助、碎身して論破し、一藩を以て漸く之を拒ぐを得、遂に尾越公、兩事件御内論の趣を奉し、徳川氏をして反省の實行を擧しむるの周旋を、御受と相成り、再度小御所に於て御評議、尾越公御受の趣、言上を遂げられたる御都合に候云々。

大久保氏日記又云、今夜五時、於小御所御評議、越公、容堂公大論、公卿を挫ぎ、傍若無人也。岩倉公堂堂論破、不堪感伏。君公云々御議論、容堂公云々御異論、不得止、予席を進み、云々及豪論候。後藤中を取て論し、越土の論、直様慶喜を被召候へとの趣にて、全扶幕の論也。一應御勘考、御退坐、其内、後藤より予に云々談論有之候得共、兼て決定の國論を以て、敢不動。越尾、終に二條城に、行向、御盡力と御決し、再度於小御所御評議、尾越より御受被爲在、三字比盡御退散。

親政の洪圖
を定め内閣
の通路を禁
む

二三大藩幼
帝を挟む

梧陰存稿曰、徳川氏の大政を返上せし際には、形勢猶定まらずして、物論紛々たるに、岩倉公俄に御召によりて、夜中参内したまひけり、此時、公は一の大蓋を携へて入りたまひしが、蓋中の文書は、皆公の盤居中計畫せられて、玉松操といふ人に起草せしめられつる、復古経綸の策案なりき。公躬を以て責に當り、從容應答して、雄藩の主も爲に容を改め、朝議大に決するに至る。親政の洪圖を旬日の内に定め、後世動かすべからざるの基礎を建てられたるは、實に公の力なり。就中、復古の後、第三日に禁闕に違文を掲げられて、女房の請謁を納るゝことを、痛く禁止られたるは、是れぞ數年の宿弊を除きたるものにして、廟の要なりとは、知る人ぞ知らん。

前大將軍二條城を去り大阪城へ入る 十二月九日の變、東西主客全く其地を易へ、明日、尾越二侯、二條城に赴き、前將軍慶喜に諭し、封土を納めしむ。長州の兵たま／＼至る、京師戰將に起らんとする者のごとし、慶喜物情の定まるをまち、封土若干を納れ、又官位一等を降されんことを請ふ。其臣下及び會津桑名の陪臣皆謂ふ、「二三大藩幼帝を挟み威福を擅にすと、必、起ちて之と抗爭せんとす。春岳專之を戒飾す、容堂及諸大藩、又其間に居り、兵禍に及ぶなからんことを欲し、禁中出入の戎裝を止めんことを請ふ、曰く、朝廷斯く爲したまはば、徒

長州に對す
る會津の憤
激

に幕會桑の暴動を促すのみ」と、朝廷之を容れず。幕會桑の諸臣僚も、又異志を生し各謀る所あり。老中格松平豊前守正實、藩大曰く、「今我一步を退かば、彼れ一步を進めむ、もし戦はずして東歸せば、旗下の士氣沮喪し、兵威自屈せんとす。前將軍は、大權委任を奉還せらるるも、猶諸侯の棟梁たり、奸邪を討伐して君側を濟むるに、亦何の不可あらむ」と。慶喜沈黙して言はず、奉行竹中丹後等、嗚咽號叫、城中鼎沸、士卒盡く怒りて火の如し。慶喜爲す所を知らず、必討の二字を大書して衆士に示し、辛うじて一時を慰撫す。

會津藩が其在國諸士に諭告せる書あり、最、當時の會津君臣の意向感情を見るに足らん。曰く、元來長州は、先年より、外尊、王攘夷に托して、實は不軌の志を懷ぎ、甲子七月に至り、終に大兵を擧げて禁闕を襲ひ、銃丸御所の屋牆に及ぶ。天皇大に逆鱗、其罪を聲して之を伐たしめらる、則、洋夷に降り、其力に頼る。然るに、天皇崩御、大樹薨去、大喪打續き、國家多難の時に遇ひ、姑く兵を解くの處、奸邪其隙に乘し、無勿體も、幼主の明を暗まし奉り、事に托して長州の罪を赦し、我公を陷るに至る。正邪地を換へ、忠奸所を易ふ。

是れ先帝の意に非ざるのみならず、亦今上の意に非ざる事明白也云々。春岳逸事史補云、當時、二條城中に、慶喜公も戦端を開くことを主張せらるる様臆測ながら考へらるれば、余は行き調して一案を出し、公若、朝敵に御成遊被候召思に候やと問ふ。慶喜公、決して兵端を開く所存は無之候と雖、形勢どうも聊疑はざるを得ざる所ありと答へらる。予又、軍を起したまふまは、内々知らせ給へ、御身方に可參と申立たり。實は軍を起したまふならば、余は慶喜公の前にて腹を切らん覺悟也き、亦當時の形勢を察すべきなり。

十二日慶喜、幕旗下會桑の將士を擧げて大阪城に移る。將に後圖を爲さんとす。則、對敵の形全く成り、京阪相隔て、各兵備を爲す。然れども、幕府は去年、一毛利を伐ちて果さず、今、薩の強項、毛利に數倍し、君側に盤據して多く黨援を得たり、名正しくして氣充てり、優劣の形勢、豈、未、割、判、せ、ずと云ふを得んや。但し、徳川氏の海軍は、艦船遊弋して大阪の灣頭に在り、西軍最之に畏憚す。慶喜の將に京都を去らんとするや、尾州侯慶勝に托して、朝廷に陳奏せし

西軍名正しく氣充つ

徳川氏海陸の兵力

む。其書に、去八日、防長處置の儀につき、萬一異存の輩もありて、騒動に及び候は、御幼君治世の折柄、深く叡慮をも惱まざる、次第なれば、慶喜等に鎮撫説得、其力を盡し候様御沙汰の趣、奉畏候。然るに、其後、急に宮闕戎装を以て御固めの上、非常の御變革被仰出候については、何分鎮撫方深く心配、奉恐入候。乍不肖、誠意を以て尊王の道に力を盡し罷在候と雖、多數の下輩、萬一過誤粗忽有之候ては、此上にも奉恐入候に附、右人心折合候迄、暫時大阪表へ罷下候云々。蓋、幕府の海軍は、當時の勢力全く諸侯を凌駕して、絶對の位地に在り。其海軍の提督たる榎本武揚が、形勢を觀測したる書に、陸軍も又優勢なりといへり。

將軍職御辭退の翌十日、會は守護職御免、桑所司代御免となり、嘉陽宮も幽閉せらる。九門御固めは、薩藝等にて白刃、槍砲を携へ、既に我二條の御城に通らんとするの形跡あり。會桑は申迄も無之、井伊、紀州、藤堂、大垣、加賀等は、皆奮ひて我を助くるも、土州、越前は中立、因備は勿論、長、薩の手間取と相聞。此四藩の兵並せて六千許、我徳川氏の兵大凡之に三倍

【今代大政維新編】

す。十一日、御所にて議論、土州彌暴發家にあらざる事判然するも、三職・參與の割振、甚不公平にして、徳川氏は如何相成候事に哉、一向相分り不申、物情如沸に御座候。寸衷奉申上度候へども、紙筆に盡し難きを如何せん。十二月十四日夜、開陽船中にて勝安房守様 榎本釜次郎

而も、到底、徳川氏の方分らず、海軍も威力を發するなくして止めり。

此日、山内容堂は、朝廷廟堂の處置、偏に舊幕府と會桑とを敵視するに出で、更始一新の意を失ふを見て、或は王政復古の盛美を爲す能はざらんことを憂へ、挺身して建白書を出す。言論頗痛切也、曰く。

今や事は密を以て成るの理に因りて、僅に三・四藩と計り、宮門を閉ぢ、兵衛を置き、非常を戒めて朝廷の大變革の基本建てさせられ、攝關、兩奏、國事係、共に廢せられ、新に三職を置き、官武一途、議事の政を興し候儀、幾乎創業の功に齊く、實に御盛事、不過之と奉存候。然るに、右の發願後、唯、幕會桑のみこれ視、既往を忘れざるの形勢有之、聊、更始一新の意を缺き、此儘を以て日を重ね候ては、禍視る所に反して不測に生するあれば、注目偏なる可らず。早く諸侯を召

山内容堂の
更始公明の
建白

朝議唯幕會
桑に敵視す

集し、且、三職評議の規則を建て、朝廷の意實に公明正大にして、偏固ならざる所以を顯はされたく候。乍恐、堂上方より被仰下候筋、專、會桑暴舉の聞えを以て頻に警戒し、斥候等の事命せられ候へ共、多くは浮説流言に歸し、上下空しく驚動するのみと相成申候。是等は、既に五六藩命を受け、兵備戒嚴の上は、進攻防戦、共に相整ひ候訣にて、御委任可然候。徳川内府爵位一等を下り、政府入費を差上候儀は勿論、既に政權を還し奉り、將軍職拜辭の上は、徳川始諸侯とも左もあるべき筈なれども、急遽これを爲すは、徒に暴動を促すのみ、緩急斟酌あるべき儀にて、越前宰相の取扱に御任せ遊ばされ、第一議事公明の體、早々御發願、肝要と奉存候、云々。

薩長の策士は之を見て曰く、今、徳川内府の下阪は、實に彼の上策にて、浪華を根據とし、兵庫、西宮等の地を占め、軍艦を以て海路を絶ちて持重する時は、京都數萬の生靈、不日飢渴に及ぶべし。又、五藩を離間し、與黨を連合し、海路より東下、所在に割據する時は、謂はゆる虎を野に放つの勢にて、是れ亦如何ともすべからず」と、頗難色あり。岩倉は十三日、臨機處置二條を草す、第一、薩長・土藝・四藩の

京都の危懼

【第三章 復古號令】

議論離合に關せず、斷然、薩長二藩の兵を以て、乘輿を擁護し、號令を奉せざる者、渾べて之を討伐し、成敗は天運に任する歟。又は第二、尾越二藩の周旋に由り、徳川氏反正の實を顯し、辭官納土を奏請せば、寛大の處置を以て、既往を咎めず、慶喜を議定職に薦め、水炭並容れ、正邪相合して、皇國を維持する歟と云ふに在り。參與後藤中根は、方に留京の若年寄永井と、前大將軍辭官納土の事を議す。永井納土の最難きを陳べ、慶喜の參朝と、諸侯の論奏に由りて、之を定められんことを乞ふ。十七日、後藤中根此の由を以て岩倉に説く。是の日、慶喜の建白、大坂より至る、中に曰ふあり、

先帝よりの御遺托の攝政殿下を停職し、陪臣の輩、猥に玉座近く徘徊致し、數千年來の朝典を汚し、兼々被仰出候御沙汰の趣とは、悉く霄壤相反し、實以、當今御幼沖の君に被爲在候折柄、右様の次第に立至り候ては、天下の亂階、慶喜目今の深憂、此事に御座候。

岩倉は、尾越土の三議定と之を披き見、其辭氣の激烈直に兵禍を招ぐを恐れ、暫く之を抑止し、尙、調停の方略を爲さしむ。土佐は盛に公平を主張し、又、慶喜意

見の如く、政務の費用は、全國の高割たるべしと唱へ、以て納土説に當る。

二十一日、越の中根雪江、尾の田中邦之助は、永井尙志と共に、辭官納地の案文を携へ、大坂に赴き、老中板倉勝靜に示す。勝靜改めて「辭官は一に朝廷の命に従はん、但し惣國の政費は、各自の封土に準視して、之を配賦すべし」と爲し、此修正の文案を京都に呈上せしむ。二十三日、朝廷には、三職中の中御門議定、及大久保參與等、連に封土返上の文字を加へんと主張し、決する所あらず。越土の二侯、乃曰く、事此に及びて容れられず、今や徳川氏と進退を共にするの外無し」と。岩倉參與之を聞き、別に三職を小御所に會せしめ、封土返上の文字を除き、以て稍調停の地を作さしむ。蓋、是の時に當りて、開國と攘夷とは、既に論争の主題に非ず、帝權の復立と封建の保續、是も實は主題たらず。京師の保持と幼主擁立が、實際の主題たりしなり。則、東人が京を去りしは、敗形已に現はる。此に於て、東人が討薩の軍を進めしは、其意や君側を清めんとするに在りしならん、されど、薩長二藩の朝廷を擁するや、羽翼既に成りて復、動かすべからず、順逆の名は之に因り、勝

敗の機又之に關れり、則、大事已に定まれりと謂ふべし。維新風雲錄云、三條實美等の五卿歸洛の後、朝廷に於て徳川慶喜任用如何の評議あり、諸公或は、其慶喜の才鋒に壓せられんことを恐るる者ありしに、三條曰ふ、慶喜何ぞ恐るゝに足らん、予等と同く議定に列するも、たゞ之を抑制して行けば可なり」と、因りて慶喜入朝の路は啓かれたり。

西村泊翁往事錄云、十二月九日の朝廷大變革より引續き、土佐容堂(山内)は速に會議を興し、公論を以て事を決すべしとの意見書を上り、長岡藩主牧野忠訓は、再び大政を徳川に委任せしむべしと請ひ、又前將軍は削地貶官の朝命あるべしと傳へしより、在京の十大藩の老臣(徳島、福岡、熊本、久留米、盛岡、柳河、二本松、佐賀、對州、新發田)連署して、徳川家に對し、公平正大の處置あらんことを請願す。十八日には前將軍より、「一二の巨藩、幼帝を挟み、威福を弄するに出つ」といふことを以て、薩長、兩藩を彈劾す。然れども、是等の事は、外間の人の知らざることなるを以て、京都大阪市民、衆を營むこと平日に異なることなし。又、諸藩士の時事を議する者も、干戈以て力争の意なく、徒に口舌、筆紙を以て、頌勢を回さんとするのみ。但、會藩は、君臣一同、決して戰に非ざれば、此恥辱を雪ぐべからず」と主張し、頗、前將軍の觀を好まざるを苦心するに似たり、云々。

二十六日、越前侯慶永春大坂城に至り、參朝の内命を内府慶喜に傳ふ。二十八日、慶喜降官、納地の奉答を爲す、曰く、辭官の儀は、可稱前内大臣、御政務御用途の儀は、天下の公論を以て、御確定可被遊との御沙汰の趣、謹承仕候、而して將に正月三日を以て入京せんとす。時に幕會桑の軍、日來の積憤、已まんと欲して能はず、會津人の後藤參與に贈れる一書、以て其の心情を見るべし。

爾來不得拜芝候へども、承れば此程天下の政柄御荷擔の由、爲國家、御賢勞所祈に候。徳川内府公、萬國の形勢を目視し、天下の政令、一途に出候様との意にて、祖先三百年の政權を棄つるに、視て敗履の如く、和盛頓ワシントンの歸耕と雖、此に不可過と奉存候。然處、當九日の舉動を見聞致候に、兵仗騷擾、其實野心を挾候者有之候哉の由に候、左も無之ては、獨自擾々の事を不用筈に候。今家諭人説する事能はざる勢に候へば、遂に無辜の生靈、血を流すに至候半かと被案候儀に候。但、徳川氏衰弱と雖、譜代恩眷の徒猶多、水陸の練兵稍備れば、一、二の奸臣を得て甘心し、而後、正明公平の政道相立候様、日夜に差迫候。猶發起せざる者は、内府公の懇解慰諭、浮雲一去を庶幾せられ候而已。試に平心

澄氣、瞑目して今日の事體を御覽被成候は、果して私心ある者無之哉、否哉、前日の高誼を思ひ、鄙思不能止、爲國家、御瞭察所願に候頓首。

十二月廿五日

手代木直右衛門

外島機兵衛

惟ふに、新政府の樞軸は、彼十月十四日、確斷の秘物一條に離るゝ能はず、陽に更始正大を聲言するも、表裡の情あり、即、野心の疑ある所以歟。權勢の爭奪に於いて、古今の事例、多く此の如し、必しも異とする莫からん。

維新風雲録、井上伯爵（馨）云、丁卯の極月、前大將軍慶喜、大阪より上京の風聞あり、予は其夕、西郷（盛）に會ひ、慶喜を必伏見に食止（くわい）んと内決したれど、是れは固より朝廷上の評議にあらず。又もし、其戦に負けたらば、鳳輦を奉して山陰道を奔り、廣島に至り、恢復を謀らんとの腹にて、是れは二十九日か、大海の夜の事なり。即、其考にて、薩長の兵は伏見に向ひ出陣したるも、土佐人は此密議に與らず、正月の開戦に及び、山内容堂侯の論難と爲る。

江戸の情報及東軍進發 江戸の幕閣には、小笠原長行、稻葉美濃守（正邦）以下の吏僚在り、留守に任す。大政返上の報傳はりしより、上下疑懼、不逞の徒之に

乗して起り、府市の内外に出沒して、相州戸塚、野州岩舟山に暴徒嘯集、勤王討幕の口實を借りて暴横を爲す。又浮浪二百餘、薩州邸を以て巢窟とするに似たり。幕閣、乃、其三郎（高輪、三田、丸内）に監視兵を置き、益、酒井氏（庄内、鶴岡藩）をして府内の警戒を嚴にせしむ。親藩譜代の諸家、又時勢の轉變に處して、徳川氏に對し異なきを表す。

紀伊中納言茂承の留守家老水野大炊頭忠幹は、一門譜代諸藩の重役、及麾下の諸臣等を赤坂の邸に召し、同僚山高石見と共に、評議の趣意書を示して後協約す。曰く、今般、復正の舉、曠世の猛斷、實に不堪感泣次第に候。併、御連枝御譜代臣子の面々より奉論候へば、九重御幼冲、輦下御動搖の折柄、奕世の大業、卒然御解に相成候段、争でか坐視傍觀し奉るべき、悲憤痛悔、此事に候。此上は、利害得失を顧みず、各徳川氏の爲、益君臣の大義を砥勵し、以て數百年の御厚恩に報し候外、無御座候儀と被存候。近年、草莽不逞の徒、奸説を鼓張し、禍を蕭牆の内に醸し候より、既に討幕の説を唱へ候に至り、又一變して今日の場に陥り候、剩さへ、諸侯は王臣と相心得べしとの沙

汰も出候やの趣、風説も有之、實以奉恐入候。嗚呼、歳寒くして松柏の後凋を知る、幕府主従の大義を明かにして、寧忘恩の王臣たらんよりは、全義の陪臣とならん、やがて世運挽回の期も有之べくやと被存候云々、是れ十一月の事なり。

【今代大政維新編】

八〇

西村泊翁往事錄云、十月廿日、在府の東北諸侯及其重臣は、江戸城に召され、大將軍政權返上の事を、聞老より演達あり、東北の諸侯、多くは京都の事情を知らず、是を聞て愕然たらざる者なし。或は大將軍の輕率なるを憤慨する者あり、或は譜代諸侯に一應の詰問なきを怒る者あり。十一月三日、紀州藩の家老水野氏、更に主人となり、諸侯の重臣を聚めて諭告する所あり。余も佐倉藩臣として其席に列し、且熟考するに、大政返上其事情の如何は料り知るべからずと雖、勢已むを得ざるに由るならん、即、薩長土諸藩士の謀計に出でたる也。今、徳川氏の勢力を回復せんと欲する者、其志は嘉すべしと雖、其力の海内を統取せんこと、已に不能なり。則、政權を朝廷に返還するは、頗其當を得たりといふべし。然れども、更に一轉考すれば、此時猶、三家親藩・譜代の諸侯を合する時は、其封土全國の半に及ぶべく、奮發呼號せば、薩長土の奸謀を破ること、亦晩きに非ざるべし。則、無策と稱して口を藉むも又忠義に非ずと。因て余は私に一策を畫し、之を水野氏に致す。而も十二月朔日、予京都に着到、其形勢、江戸にて想像せしと同じからずして、徳川家は

全く其勢力を失へるを悟る。但し、薩人旅宿の隣家近傍には、必、會津人の居あり、二十餘萬石の中藩を以て、七十餘萬石の大藩に當らんと欲す、其志は壯なりといへども、其力の到底及ばざること、奈何せん。已にして、九日、復古の大號令出たりといへども、世人は甚驚きもせず、市民は元來尊王の情厚き者なれども、やはり冷然として深く心に感ぜざる者のごとし、云々。

而も徳川氏の諸侯制馭の名實、日に衰殺し、挽回太難し。十二月九日の變革後に及び、幕會の兵士、命を待たずして西上する者ありと雖、方策立たず。勝安房守義邦當時閑散に居るの如き、之を憂ひ稻葉閣老に上書して、今日の大計は、鎮靜と戰鬪の二途に外ならず、而も政柄返上は、既に吾君雄大の遠圖に出づ、此の英意を廣むれば、必や歸東して己を治むるに在り、即鎮靜の一途なり。戰鬪の一途は、君上の裁斷に由る、毫末二念なく上國に向ひ進發せんのみと、而も江戸の士心定まる所なし。已にして城中本丸火ありて、是れ薩人の所爲なりと疑はれ、且薩邸浪士等の、莊内藩の屯所に暴行せしを以て、警衛諸藩大に憤怒す。關員即該邸討伐の命を、天璋院夫人十三代津島氏に請ひ、允許せらる。依て莊内、鹿橋、松山、上山等の諸藩、及麾下の士等、佛人砲兵士官カピテーン、グリュエーネの方略に従

【第三章 復古號令】

八一

ひ協力して撃破す、廿四日の夜なり。(薩人兒玉雄一郎以下戦死、益満邦之助以下は拘囚せられしが、伊牟田尚平以下六十餘人は、三田邸の南方、上山藩金子與三郎の攻口を突破し、品川に走り、碇泊の薩艦蝴蝶に投して出帆す。幕艦三隻之を追尾し、正月二日、藩艦の兵庫に入るや、幕艦も追究を止め、大阪游弋の海軍に合したりと云ふ)

江戸幕閣の注進狀、當節、惡徒ども市中に致暴行、且野州其外に於て、徒黨を結び、不容易事共取巧候に付、夫々御召捕相成候處、右同志の者共、松平修理大夫即島津屋敷内に致潜伏、去る廿三日の夜、市中御取締として出張罷在候酒井左衛門尉人數屯所へ亂入、砲發および候所業難捨置、同人より召捕引渡の儀及掛合候處、又理不盡に砲發及び候に付、無餘儀戰爭相成候、幕政の時、薩長土はく徳川氏より松平の苗字を賜はり、以て親附の義を表せり、晦日、大目附瀧川播磨具知、大阪に達し、江戸の變を其の君上に訴ふ。慶喜之を聞き、益、薩人の狂暴にざるなきを悟り、入京除奸の意を決し、瀧川をして討薩の表文を携へ先發せしむ。

入京除奸の上奏文

臣慶喜謹而十二月九日以來之御事件、奉恐察候得者、一々朝廷の御眞意には無之、全く松平修理大夫奸臣共の陰謀より出候は、天下所共知、殊に江戸、長崎、野州、相州所々亂妨、劫盜に及候も、同藩の唱導により、東西響應、皇國を亂し候所業、別紙の通にて、天人共に所憎に御座候間、前文の奸臣ども御引渡被下度、萬一御採用不相成候は、不得止、誅戮を加へ可申候、此段謹而奉奏聞候。

正月二日

薩藩奸黨之者共、罪狀之事、

- 一、大事件、盡衆議と被仰出置候處、去月九日、突然非常御變革を口實に致し、奉侮幼帝、諸般の所置、私論を主張候事。
- 一、主上御幼冲の折柄、先帝御依託被爲在候攝政殿下を廢し、止參内、すべて私意を以て宮方堂上方を妄りに黜陟せしむる事。
- 一、九門其外、御警衛と唱へ、他藩の者を煽動し、兵仗を以て宮闕に迫り候條、不憚朝廷、大不敬の事。
- 一、江戸に於て同藩家來共、浪浮の徒を語合、其屋敷へ屯集、市中に押込強盜致

し、酒井左衛門尉人數屯所へ砲發亂妨し、其他、野州、相州、所々燒討、劫盜に及び候證跡、分明に有之候事。

戦機、俄に動き、東軍勃然として起る、而も其志氣と計畫に違失あり。

或は傳ふ、前大將軍慶喜、初めより戰意無し」と、戰意固からずして出師す、失敗するも論なき耳。但し其の説に、「丁卯の歳暮、大阪城内の議論紛擾を極めければ、公は鎮撫に力を盡されたれども、更に其効なし。親近の諸臣も、群下の擧り起てるを制止する能はず、板倉等、公の病蔭に就きて、進兵上京の已むべからざるを言上す。公は枕頭にある孫子の兵書を披き、之を指示して、今決して勝算なきを諭されたれど、板倉等容易に聽き入るべくもあらず。遂には事切迫して、「此期に至り、我君公にして猶許可せらざるは、縦令刺殺しまゐらすとも、進兵を制止するを得ず」と言ふ者あるに至りければ、公は黙して復言はず。其後、佛國公使來謁、亦戰爭の已むべからざるを説き、一臂の力を假さんと勸告したれども、公は天朝幕府の特殊なる關係を言明して、公使をば謝絶せられたり、開國五十年史云々。此に刺殺とあ

る如き、最も信し難し、又、板倉の家臣山田方谷が、徳川家已に政權返上の後なれば、新政の無道を幸とし、京都の寡弱を伺うて、或は再興再任を謀るは、有終の道に非ず」と、委細の意見を致したるにて、板倉の温厚なる、憤激事を生ずるを好まざりしと推斷せらる。但し、一般の形勢は、戦機方に熟す、殊に薩長人の宿意は挑發に在り、則免れざるの運數と謂ふべし。

第四章 京都の戦亂、内外の新政

伏見鳥羽の戦 明くれば慶應四戊辰元明治正月二日、前大將軍慶喜、其參内に託し、專、薩人の惡を訴へ、君側を清めむと欲し、兵二萬を以て大阪を發し、京都に向ふ。三日、京都戒嚴、以て入犯と爲し、薩長の將卒六千五百、伏見鳥羽の兩道を塞ぎ、砲撃して之を拒む。三日の夜、戦未決せず、翌日議定、嘉彰親王去年冬還俗、仁和寺入道宮征討大將軍と爲り、錦の御旗を賜はり、出て、軍を督す、薩長の兵大に振ふ。

三日申刻、東軍は鳥羽中橋ウツバ四塚に至る、薩州の兵その通過を拒み、應接時を移す間に、官軍は城南離宮に早くも陣地を構へ、砲列を布きしが、酉刻に至

【今代大政維新編】

八六

り、官軍先大砲を連發す。伏見方面には、東軍先鋒京橋に至り、長州兵に阻止せられしが、鳥羽の砲聲聞ゆるを以て、兩軍忽相撃ち、四日に至り東軍敗走す。東軍陣形整はず、銃砲の火力薄弱、以て大損傷を被りしに因る。抑、東軍の作戰計畫は、諸隊を部署して六と爲し、各占取の地、進攻の路を定む。第一團(佐久間近江)東山黒谷に向ひ、第二團は大佛に向ひ、第三團は之に従ひ、共に伏見より進む。第四團(大久保主膳)は二條城に向ひ、第五團(竹中丹後)之に次ぎ東寺に向ふ、共に鳥羽より進む。第六團は本營にして、途にて淀城に入り、老中松平豊前守(正質)之を統べ、大垣藩兵を援に頼まんとす。又、西宮の敵に一團を備へ、藏屋敷(藏)襲撃も一團を命し、他に大津駐屯の一隊の入京を豫期したり。而も事皆豫期と違ひ、薩長兵善く戦ひ、淀藩其の約に背き、彦根、藤堂、土佐、越前等、悉西軍に應援することとなりて、東軍全く敗れ、伏見、淀、山崎、橋本等の城營すら皆保つ能はず、土崩瓦解、壞亂の太しきを見たり。

昨三日曉より、傳習三兵、其外諸藩共、凡合兵數(雜人除之)壹萬五千程上京。今四日

早天、京師、伏見、井に大坂藏屋敷とも取圍み、奸黨のもの引渡之儀、及掛合、不出時は戦争と一決相成居申候。然るに、昨三日夜七つ時比、伏見邊より出火、只今以(四日曉第五時)火氣盛に有之、軍目付より公然注進は無之候得共、多分は十に七八勝利と申事に候。又、丹後守殿、伏見より差越されたる書狀に、伏見表の薩賊、不殘打退、會勢盛にして、薩も不可當越に有之候。又、此表藏屋敷五ヶ所、今曉取かこみ、既に其前自火、二屋敷は不殘焼失、殘三屋敷は無事に取申候、尤敵一人も無之候。伏見方は休戦にや、明五日曉には、必京師列藩焼打と申事に有之候。昨夜半比、鳥羽街道戦争起り候よし、少々は間違の慮も可有之候間、御判讀可被下候、以上。

正月四日(第十二時半)

近江守(外國奉行川勝)

駿州(外國總奉行山口)

過刺申上候通、今夕刻手配圖面取調中、先方より打掛り、俄に戦争始り、只今最中、所々放火、何分手配中に相始り意外に手間取困り申候。乍去、勝利は無疑候間、御安心可被下候。扱、大砲車は眞棒折し者有之候間、何卒大砲繰出し、御指向可被下候。昨夕拙生出船の節、河津三郎太郎大砲隊召連着坂、藏屋敷打拂候は、繰出し候積に申付置候得共、四日曉打拂に相成候ては、遅く可相成候間、其御本陣より急速被仰遣、大砲隊御繰出奉願上候。

三日夜

竹中丹後守(陸軍奉行)

松豊前守(老中格)

【第四章 京都の戦亂内外の新政】

八七

薩兵は東寺に本陣を置き、伊地知正治其參謀となり、長兵は東福寺を本陣とし、山田顯義其參謀となる。幕軍は會桑等の兵士先鋒となり、其先鋒進みて烏羽關門を通過せんとするや、薩人即大砲を發し之を拒ぐ。此に會せる幕軍は、合せて五千餘人、官軍は薩長二千餘人なり。又、伏見街道の幕軍は、歩兵新選組及會津の兵一萬餘人にして、伏見奉行所に宿陣したり。之に對する官軍は、薩兵の參謀吉井友實、長兵の林友幸等之を指揮し、土藩兵參加し、其數合せて二千餘人なりしに、薩の川村純義、篠原國幹等の兵之に馳せ加はりしより、官軍の兵氣大に振起し、遂に大捷を得たり。〔天久保利通傳〕

明治二年の秋、西郷隆盛鹿兒島に在り、一日高崎正風來り訪ひ、談戊辰戰の事に及ぶ。隆盛曰く、當時吾人は、幕軍を與し易しと思惟したり、其故は、寅年長州再征の時に當り、薩藩より軍を出さざりしが爲に、脆くも敗衄したるを見て、恐るゝに足らざるを知りたるなり。又、其上洛に方り、淀川に沿ひて大軍を一道に集め來る、無謀甚し。彼れ若、兵を諸道に分ちて進入す

るに於ては、我は到底之を禦ぐの術無かりしなり、幕府に其人無かりし證なるべし云々。〔西南記傳〕

五月六日、東軍の諸隊敗走し、傳習隊、新選組、及び會人總に殿して退く。淀橋本の守備皆破れ、九日大阪城陥る。慶喜はすでに松平容保、松平定敬以下と軍艦に通れ、遑々として江戸に還る、其兵又東に走る。朝廷仍て朝敵征伐の令を布き、諸道に諭して官軍を集む、近畿及び西國諸藩命に服し、其反抗の徒は前後東行す、東征の師此に起り、京童相和して、錦の御旗を知らないかを謠ふ。〔桑名松山後高松と改む及び大垣、姫路、福山、松山伊豫、其藩主久松定昭は舊幕老中たり、高松、松江、和歌山等は、賊軍與黨の嫌疑ありければ、官軍討問して之を定めたり〕

西村泊翁往事錄云、戊辰正月五日、六日、京都合戰の敗報連に大阪に至る、余謂へらく、今や晚しと雖、東軍大阪城に據らば、敵容易に是を抜くこと能はず、其來り攻むるも、三千人に過ぎず、攻戰數十日に及ばば、關東、奥羽の兵上路し、西國の兵食は運送の路を絶つ、在京兵は進退其據を失ひ、囊中の鼠の如くなるべしと。然るに、七日、前將軍遁走、衆愕然たり。〔夫、前將軍の政權

を朝廷に返還する、其事迹の美なること、古今東西の歴史に未見ざる所なり、朝廷にても其誠忠を賞して、是に稱ふの恩典なかるべからず。然るに當恩典なきのみならず、其官位を降し其土地を奪はんと欲す、人心あるもの誰か是を怒らざらんや。况、薩人が江戸の商家を強奪して、府下に騒動を起さしめ、以て戦を挑むがこと、暴横甚しきものあるをや。幕府の諸臣及び會桑諸藩の憤激するは、當然の事なり。然れども、是れの時に方り憤激するは、尋常武士の事なり、英傑の君は更に其上の深慮なかるべからず。宜く天下の形勢と彼我の強弱とを通觀し、忍ぶべからざるを忍び、以て其部下を緊束し、東歸して攻守の兩道を選び取るべし。則、頽瀾を既倒に廻すも、或は爲し難きのことにも非ざるべし。若も然る能はずして、猥に兵端を開かば、彼術中に陥りて、朝敵の名を買ふ、哀むべき哉云々。是れ實に余が當時の考案なり。而も後に之を思へば、是又上策に非ず、其故は「徳川麾下の士、大率柔弱にして、東北諸侯も振はず。たとひ聚合するも、天下に雄を争ふこと難かるべし。然れば、徳川氏の末路此極に至る、只長歎

するの外なかりしなり。

當時横濱なる外人が、此戦闘に關して記載せる新聞あり、下の如し。千八百六十八年十一月二十七日、(我正月三日)塚原但馬守(前)の外國事務掛の官吏にて異國人の能く知れる人なりは、一橋將軍の名代となり、軍兵を集め之を指揮し、會津は實に其魁首たり。其日の午後より暮に至る迄、伏見に於て劇く戦争し、一橋勢は漸々引き退き、黄昏に淀の城下に至る。此日、一橋方の隊列散亂し、窪田泉太郎は、英國隊長より兵法を傳へし人なりしに、惜哉、鳥羽道に戦死す。二十八日、敵兵淀に襲ひ來り、終日交闘。二十九日(我正月三日)一橋勢尙引退き橋本に到る、三十日藤堂勢は一橋方を離れ、敵兵と合して大坂路を斷截す。其翌日(我正月七日)大坂も落城して、敵の得物となり、城内を守る兵なく、人々自己の器具を携帶して四方に離散す。一橋將軍は各國公使に向ひ、今や汝等を安穩することを得ずと云ひ、曉天に大坂を立退き、和蘭より買ひ求し回天丸に乗り移りて、十二月四日(我正月十一日)横濱に着船し、陰に上陸して江戸に到着。此度の擾亂は、日本人中の事にして、其亂外國人に及ばざるべし、云々。

京都の動搖

伏見鳥羽の會戦は、薩人の意料の中に屬したりと雖、其勝利を期せず。故に二日、西郷は「御決策相立候は、堂々と鳳輦を被移、山陰道に御掛り被爲在候て、中山卿は是非御供不相成候て不相濟、岩倉公は如何にも跡に踏

止り、彈丸矢石を犯し、十分戦闘の賦云々。御微行相決候上は、西宮へ着の三藩の兵、直に有馬三田通り、丹波笹山へ引揚藝備へ急速出發、兵庫滯泊の軍艦、速に備海へ回航せしむべく候と献策し、中山議定をして、鳳輦を奉して西幸せしめ、岩倉參與京に留まり支戰すべしといへり。而も堂上怯懦諸藩觀望し、京軍の戰意固からざりしを以て、大久保又慨然として封事を草し、岩倉に論告す。曰く、

去る九日、朝廷大變革發表以來の形體を熟考するに、既に二大事を失ひ、將に三大事を失せられんとす。先、九日の御發表、斷然たる叡慮以て、徳川處置會桑進退等、御達しの都合に運兼、衆評被聞食候事と相成趣、土公、或は後藤など、必死に論し立て、尾越の周旋と相成たる時宜、是れ被失候御大事の一なり。第二には、徳川氏下阪と中は表面にして、内意は華城割據の勢を成し、要所に兵士繰り寄せ、乖戾不遜なる紙面を、外國人に相達し候次第、恭順の趣意ならざると分明と云ふべし。然るに是を看破して押へたまふ能はず、是れ被失候御大事の二なり。今將に失はれんとする第三大事は、此儘にて徳川氏上

京相成候へば、參朝は無申迄、議定被命候者ならん、朝廷は依然たる御衰體を見たまふ而已。但、之を救ひ返すには、決然干戈を期し、非常の盡力に及ばざれば、萬不能と存被候。今在京の列侯諸士、因循苟且の徒而已。就中、議定職の御方、下參與職の者、具眼の士一人も無之、平穩無事を好み、諛言雷同を以て公論となし、周旋の次第、長薩の朝廷たるやうにては不相濟との論、一通り當然とは相考へ候得共、如此急迫に臨みて、左右顧念あるべきものなるか、戰になる空の見定相付候上は、必死を盡し度被存候。正月三日。

是に於て、廷議一決、錦旗節刀、討幕の軍を進めんとす。而も土佐容堂の異議あらんことを慮り、之を客堂に告げず。容堂大に怒り、後藤をして、忿兵交戦、天子挾制の輕舉を諫争せしめて曰く、忿兵相交るより、事此に至れるは、傍觀の者の能く知る所に御座候て、天下の公論竟に奈何と奉存候。恐多くも鳳輦遷幸、一方へ被爲入候に至ては、天下何の所定あるや、難計と奉存候。斷然、御動座被爲在間敷、唯、朝廷は無偏無黨の正大を以て、被爲立候はんのみ。戰争中と雖、事は必條理の所歸に歸して止まんと奉存候。已にして土佐の四隊谷千城山地と

るも出て接仗すと聞えければ、容堂之を絶ちて、山内氏の臣籍を去らしむ。又人を大阪に遣り、善後策を慶喜に進めんとす。而も慶喜既に遠く去り、局面全く變し、東軍離散、收拾すべからず。(西園寺左中將公望は、山陰道鎮撫總督を拜し、四日を以て出發したるも、御動座のことなくして止ゆり)

懷往事談云、前大將軍の大阪に入城あるや、譯司の卑官なれど、西吉十郎名俊曰、福地源一郎等頻に案し煩ひ、二十九日、平山圖書頭(若年寄格、謙次郎)に伺候して、今日の策は、海は軍艦を以て兵庫、大阪の兩港を封鎖し、陸は西宮驛に胸壁を築き、淀川の通路を止め守備すべし。然る時は、京都に駐在せる薩長の兵は居ながらにして屈し、戦はずして走らん。平山曰く、京都にては既に内應の約束あれば、御先手の隊が伏見に着する刻に、砲聲は兵火と共に早く洛中に起り、薩賊等戦はずして敗るべしと對へらる。但し、後に考へ合はすれば、是れは平山も幕閣一同と俱に、土藩に欺かれたるなり。而して土藩も亦敢て欺きたるには非ずして、實際の勢に迫られて、其約を果すを得ざりが如し。○會津七年史云、七日、前大將軍、前守護職等は、已に

軍艦に移り東航したり。折柄、山内容堂の密使坂井藤藏、野崎糺馳せて大阪城に至るも、城中使命を傳ふべき人なし、會津人を見て、今や京師空虛、兵備あるなし、再起して薩人を撃つべしと曰へりとぞ。又、山内氏の分家、遠州豊福、たま〜江戸に在り、朝暮の無異を希ふの情最切なり。已にして京阪の報を得、大に驚愕、其進止共に義に違ふことを惧れ、憂愁止まず、遂に自殺す(正月十二日)夫人之に殉す。(津和野藩龜井氏の分家某も、江戸旗下に列したりしが、東西戦起るに及び、本支の關係を義に依りて絶つ、此種の悲惨事、諸方にこれあり)

大隈伯昔日譚云、東軍、鳥羽伏見の役、君側の姦を清むるを名として、兵を輦轂の下に動かす、是れ強に無理にはあらざるも、實は失策なりしなり、大失策なりしなり。當時、一旦朝廷の命に従ひ、恭順して關東に歸り、割據して論争せんか、朝廷は其事を處置するに、頗困難を加へしならん。幕吏並に會桑諸藩の思慮に乏しかりしは、偶、西軍に便宜を與へ、容易に關東、奥羽を一掃するに至りたり。伏見、鳥羽の戦争たるや、戦争其もの、上よりすれ

ば、實に一小事たるに過ぎずと雖、天下運命の關する所、殊に吾佐賀藩が、一も本役に其手を着くるとなかりしは、實に千歳の遺憾、余は之れを思ふ毎に今も猶痛憤に堪へず。○薩長土の縦横連衡にあたり、肥の閑叟、鍋島齊正、後に直正は持重して動かさず、丁卯の冬の變に及びても、遲疑して發せず。戊辰の正月、初めて江藤新平を幽居より起し、藩命を奉して島義勇と共に京に入り周旋せしむ。此時、佐賀藩は向背の疑なきに非ず、薩藩の兵京都に登る者、途次聲言して、佐賀藩を討たんとす。江藤之を聞き、大に其非理を朝廷に争ひ、其議僅に止むを得たりと。三月、閑叟父子世子は茂實、後に直大と改むに上京の後、肥人の態度は猶世に疑はるゝ者あり。當時、一説客、鴻雪爪、閑叟に對し、公は天下の名侯なり、而して猶未、故態を脱せず、銃隊を率ゐて花を觀る、天下の事知るべきのみ、且聞く、公は國步艱難、志士攘臂の日に方り、漁夫が蚌鶴の争を見るに倣ひ、恬然として其寸兵を輦下に出さず、見る所ありて然るか、盍ぞ早く圖を改めざる云々とありしと云ふも事實ならん。肥人の觀望踟躕、亦別に免れ能はざるものありし乎。

新政府の内治と外交 天朝の新政府、東方には内難あり、又外國の事を處置せざるべからず。其内治は、一に公武貴賤の陋習を去り、才器を擧げ公論に聽き、以て士民心望を收むるを急としたり。即、富者に削るも貧者に救はんと云ふに至れり、社會改革の意向、問はずして答へられしなり。又、當上の弊習を指摘し、特に勤王の口實を以て惡を爲す者あるを嚴飾し、

従前在朝の人々、武は唯武家の業にて、於朝廷御用不被爲在事と存し、一切致廢業候のみならず、文藝に至ても固陋拙劣、草莽布衣の士には萬々不相及、徒に軟媚の風を喜び上品杯と稱し、花奢風流を専と致し候より、滿朝婦人の如く、遂に紀綱頹敗、皇道陵夷に至り候段、實以可愧可嘆の至に候。向後、讀書擊劔を始め、文武の大道に至迄、且夕講究可仕、精熟の上は、應其才、夫々登庸可被爲在思召に候間、無懈怠可心掛候。尤、當時節に至り、官武の差別無之候間、武家輩に對し、倨傲不遜、萬一確執を生し候ては、不容易儀、家來下部に至るまで、吳々も可相心得候。朝廷の御威光を假り、勤王を口實とし、庶人を欺き、金穀を貪り候者も有之候哉に付、急度可申付候。且、今度赦令被爲行、有罪の輩も

議英論者の
樹立せる政
府も和親に
依る

【今代大政維新編】

寛大の所置被爲在候へども、尙此上、怠惰悖戻の輩は、不選貴賤、嚴罰に可被仰付儀に候間、此旨兼て可心得様、御沙汰之事。辰正月。

などあるは、最當時の緊要務たりしなり。又、從來の世俗、開港を悦ばず、殊に薩長の諸藩、浮浪の衆は、皆外夷を攘ふべきことを以て、徳川の前政府を責めしが、今や時機一轉し、嚮に攘夷を唱へし者、多く朝に上る。故に時論或は謂ふ、首として夷狄交際こそ絶たるべけれ」と。然れども、朝議は之に出でず、萬國對立の旨を中外に告げ、幕府の後を承け、開港を許す。曰く、世態一變し、大勢誠に已むを得ず、宇内の公法を以て、和親相交るべし」と。

去年十一月、大久保利通は、寺島宗則、陶蔵に謀り、佛人モンブランをして、大政維新の宣旨草案を造らしめければ、十二月十九日、之を廷議に附せらる。

朕は大日本天皇にして、同盟列藩の主たり、今此語を承くべき諸外國帝王と臣民に對して祝辭を宣ぶ。朕は將軍の權を朕に歸せんと云ふを許可し、諸外國に告ぐることを左の如し。

第一、朕は國政を委任せる將軍の職を廢す。

第二、大日本の總政治、内外の事務、共に皆同盟列藩の會議を経て、後、有司の奏

大君の條約
を天皇の名
に呼ぶ

する所を以て、朕之を決すべし。

第三、條約は大君の名を以て結べりと雖、以後朕が名に換ふべし、是が爲に有司に命じて、外國の有司と應接せしめん、其の未定の間は、舊條約に従ふべし。

從來、攘夷を主張せし公卿等は、之を見て愕然たりしが、朝議は遂に之に決定す、此間に、前大將軍は、十二月十六日、各國公使を大阪城に引見し、老中板倉勝靜をして之を諭さしめ、薩長等は勅を矯め、諸侯の公議を待たずして、將軍職を廢せり、然れども、幕府は舊に依りて外國との條約を履み、交際を全くすべし」と告げたり。而も又、幕府の罪狀を以て海内に布告し、外國條約に、大君の借號あるを責むるに至る。

新政府布告、往時、皇國衰弱の弊に乗し、徳川氏兵馬の權を掌握せしより以來、王室いよ／＼振はず、近代に至りては、朝威を輕蔑し奉るの罪、枚擧するに遑あらず。就中、西洋異邦に對して、自日本大君と稱し、君臣上下の分、地を掃ふに至れり。今の徳川慶喜、飽まで天恩を蒙りたる身として、王政復古の大勳を怨望し、陰に禍心を包藏し、松平肥後、松平越中等、その凶焰を助け、天下の亂魁と成り、既に本月三日、俄に大坂を發して、干戈を王畿に動し、恐れ多くも、亂鬪を興ひ奉る、その逆謀顯然たり、云々。

【第四章 京都の戦亂内外の新政】

正月十五日、外國事務總管東久世通禧、參與岩下方平、伊藤俊輔等、佛國公使
ロッシユ、英國公使パークス、李滯生代理公使ブランド以下を兵庫に會して、
國書を付す。曰く、日本國天皇告各國帝王及其臣人。嚮者將軍德川慶喜
請歸政權、制允之、内外政事親裁之。乃從前條約用大君名稱、自今而後、當換
以天皇稱。而各國交接之職、專命有司等、各國公使諒知斯旨。慶應四年戊
辰正月十一日、西曆一八六八年二月四日

中外新聞に、洋客の所説を譯載する者あり、或人の話に、京都より置かれたる伊藤
某(俊輔、後曰博文)といふ兵庫奉行、外國人へ談判ありけるには、此度、徳川氏政權を
返上ありし上は、外國の條約も、王朝に於て新に結ばせらるべし、云々。外國人答
へて曰く、王政復古の事は承知せり、さりながら先年以來、日本に於て外國人の殺
害せられたる事、度々これ有り、其外狼藉の所業に至りては、あげて數へがたし、此
度王朝に於て政法改革の儀仰出され候は、先其手始めに、天子御調印の書付を
出し給ふべし。其文言は、是まで日本國內に於て、外國人へ對し不法の働き、或は
故なく外國人を殺したる者ありと雖、今度新に政律を改正する上は、日本全國に
詔を下し、敢て右様の所業致させまじ、此の如き證書を得て、各國政府へ差送り、其
後始めて條約の事を談判に及ぶべし、云々。

而も東征師起ると聞き、各國公使之を以て東西兩國の會戰に比例し、局外に中
立す。天皇つゝいて、各國公使を參朝せしむ(二月)人心外客を惡むの風未去ら
ず、虐殺暴行しばしば行はる。新政府一々責を引きて、各國に慰諭し、外人の利
を獨占して禮を我に失するも、深く問ふに遑あらず、遂に彼等を居留地(租界)に
安置し、悍然割據の狀を爲さしむるに至る。

幕府が佛國に倚賴し、薩長が英國に結托したるは、兩三年來の實勢たり。
されば、新政府の正統の主權を、列國に先んじて認めたるは、英國公使パー
クスにして、諸公使相繼ぎて之に同意せしかば、新政府の對外關係、此に確
定せり。而もパークスの決斷を助けたるは、其下に働ける書記官アーネ
ストサトーなり、斯人日語を善くし、廣く我士人に交際して、我國情に通し、
餘力、我文學歴史に涉りしを以て、維新の變亂を以て革命と看做さず、帝權
の實力を恢復する運動と認めたりとぞ(開國五十年史)。而も戰亂測られ
ば、正月廿五日に至り、佛國公使の發意に由り、米國公使之に賛成し、各國公
使遂に局外中立を布告す。曰く、日本御門と大君との間に戰爭起りたる

局外中立の
効力

により、局外中立の規則を嚴重に守り、軍船或は運送船を賣り、又は貸し、兵士、武器、彈藥、兵糧、其外すべて軍事に拘りたる品を、或は賣り、或は貸し渡す事嚴禁たるべき也。此規則に背くに於ては、即局外中立の法度を破るものにして、敵視せらるゝに至るべきなり。たとひ、歐米人たりと雖、之を保護すること能はざる者なり云々。而も禁制品の密賣買は、東西諸港に之を行ひ、又洋人の直接、もしくは間接に、軍務戦闘に従へるもの數多あり。東西兩軍、ともに之を抑止するの設備、實力なかりしを奈何せん。凡局外中立の宣告も、密事に効なし、時に兩軍も、或は各自に比附援引して、外國の力を假らんと競うたり。

正月十五日、外國交際の事、宇内公法を按して施行すと布告せられ、外國官をして、頃日なる神戸驛の事を審理せしめらる。此案に因り、英米二國軍艦は、其兵を登岸せしめ、驛の兩口を扼守し、我兵士及佩刀者の往來を停め在港の諸藩洋製の艦船を拘留したりしが、是の日皆之を解く。(備前岡山藩士上洛の途次、神戸三宮驛に於て、其行列を遮りたる英人二名を斬る、幸

攘夷は詐術
なりしか

にして英公使パークスの含忍に因り、事此に平く) 不日にして佛國軍艦の堺浦を測量するや、砲臺を守護せし土州藩士、又之を要撃し、其兵十一名を仆す。佛公使レオンロッシュ怒り、遺族扶助料十五萬弗を京都の新政府に要求す。新政府恐惶、砲臺十四名の兵士を糺治し、切腹を命ず、十一名令に順ひ、從容として自刃す。佛公使之に臨み、正視に勝へず、請ひて自餘三人を宥免す。即、島津細川、淺野、毛利、越前、土佐の諸藩、外國交際の道を盛にせん事を建議するあり。曰く、近年攘夷論盛に相起り、諸侯の内、偶攘斥致し候得共、素より一二藩封の力を以て不可爲は無論に候。且、先年、幕府より「十年を期して成功を奏し可申」と申上候は、陽に其名を假り、陰に其私を行ひ候詐術にて、先帝日夜御苦慮被爲遊候御儀に有之候。然則、今日皇國の衰運を挽回し、皇威を海外に輝さんには、井蛙の管見を去り、先、在朝樞要の方々より、睿眼に被爲成、上下同心して、實際の道、無二念開かせられ、彼長を取り我短を補ひ、萬世の大基礎相据られ候様、奉專禱候(二月七日)。開國の號令、其由來沿革を説くに直截ならずと雖、向後の方針、稍明白を致したり。

外國條約の
風議

安政の舊幕府條約は、我國草創の事として、不當の點少からざりしが、其後我攘夷黨が屢外人を斬り、又は洋館を焼くに及び、毎時彼より要求せられ、我陳謝して讓與する所ありければ、其事項は、毎に最惠國條款によりて他國も之に均霑したり。乃、追加條約、又は覺書等によりて、我權利は益縮少し、戊辰の新政府は、屈讓愈甚しく、其東京に於て結びたる埃斯太甸牙利條約に至りて、最極まれり。
 (安政には五國條約に止まりしが、丁卯兵庫開港に續いて、葡萄牙、西班牙、亞伊太利、瑞典、白耳義、丁抹等の來請ありて、皆一齊に之を聽したり。又、新潟及江戸大阪二都の開市は、戊辰の年に始められ、五港、二市の貿易といへり)

戊辰の二月晦、英國公使パークス等の初參内にあたり、攘夷家沸騰し、其車を途に要撃する者ありしに、同伴の後藤參與、身を挺して之を防ぎ、幸にして大事なきを得しも、副總裁三條實美、後藤に與へたる書中、昨日英公使面會の處、彼馬車の一條は、穩に相濟候と雖、日本に攘夷論家再發に付、和議の決答承度旨、切迫に申陳、激語憤怒、頗暴慢無禮を極め候、實に切齒憤懣に不堪、難忍を忍び、遂に和談に相濟申候と、以て當時を想ふべし。當時、我外國

内外人の交
情

官には、大隈八太郎肥前、寺島陶藏薩長、五代才助、井上聞多人、伊藤俊輔等の人才、皆こゝに網羅せられしも、洋人の怒罵して、コルシカ人の語に、一人殺さるれば一人を殺すといへども、吾等は是に倣ふ莫く、今や宜く一人殺さるれば千人を殺すの心を以て、日本に復讐を行ふべし、吾等一度命令を下せば、日本は必外國の才智、兵力に屈服せざるを得ず、日本猶も覺らず頑固なるときは、遂に印度人の轍を履むに至るべし、「横濱タイムス」と曰ふを解く能はず。是歲九月、埃斯太甸牙利と新盟す、此條約は、我國の權利をば最低限度に迄縮小せしめたるものにして、他の列國は皆直に該條約に均霑す。何となれば、是れ英國公使パークス、埃斯太利全權に代りて、我外交官と折衝せし結果なればなり。又、其請求によりて、日本文武の佩刀者は、符信を有せずして、居留地に入るべからずと定め、親王、公卿諸侯等も、道に外人に遇ふものは、必讓るべしと令せり。されど、當時の政府、官吏も、其攘夷排外の習俗は、固結して未全く解けざりしなり、因りて種々の委曲を見たり。

抑、安政以來、開鎖の論争は、朝幕の懸案たりしに、終に和親を是認せられて、兵庫

長崎教匪の
案

の開港を公許するに至りしは、去年(慶應三年)の五月なり。幕府はこれに因り従來の姑息不斷なる態度を棄て、大に改むる所あらんと銳意したりと雖、幾もなくして薩長策士の倒す所となりたれば、開國に伴生したる未了の諸問題を解決すべき當然の任は、更に新政府の手に落ちぬ。而も重要問題は、實に四つあり、宗屬疑案、邊境劃定、條約改正、及び朝鮮交際是なり。邊境劃定とは、極南極北の諸島嶼に、政治の普治せざるに由り發したる、領土境界の論争にして、南に於ては小笠原島の所屬問題を、英米の諸國と交渉し、琉球宗屬の事は、清國と折衝せんとし、北に於ては、エトロフ唐太の邊界を露國と談判せんとするものなり。條約改正とは、浪士横行、外人殺傷の度毎に、外人に迫られて、次第に我が條約上の相當權利を殺滅せる者を、期に及び回復するを云ふ。曩に攘夷黨として幕府の施設に反抗したる志士論客、今や新政府の當局者たる者あり、自業自得、此打ちこはれたる條約を收拾するの任に當らざる可らず。對韓問題とは我國の歴史的、地理的關係よりして、虎視眈々たる列國競望の間に、速に半島の地位を確定し、以て東洋保安の途を定むること是なり。之の他に、教匪問題あ

邊境劃定

小笠原島

り、長崎に暴露せる秘密吉利支丹信徒の處分是なり。

小笠原島は、舊名無人島といひ、古來往々邦人の漂到あるも、占住するものなし。近世、文政十年(西歷一八二七)英國の一船長、其國旗を樹てたることあり、後、嘉永六年(一八五三)水師提督ペリーも、亦其米領たるべきことを宣言せり。(此島の發見者は、我國人小笠原貞頼にして、實に夙く一千五百九十三年にありといふ。其小笠原の稱あるは是を以ての故なり、然るに、幕府が鎖國主義を執り、海上遠航を制禁せしより、遂に此地に移住する者なかりし。かゝる情形なりければ、此間に歐米人の移住する者、漸く其數を加ふ。幕府は之を聞き、文久元年(一八六一)初めて官吏を置き、且移民を送致せり。已にして幕府倒れ、島治解け、米國の抗議ありて、新政府も其收復に難んしたりと雖、明治八年(一八七五)に至り、諸外國をして、確然我が版圖たることを承認せしめたり。

文久二年正月、佛國宣教師ジラール、初めて横濱居留地に天主教會堂を新築し、日本語にて説教す。我神奈川奉行は、其説教を聴きし者を探り、國法

吉利支丹の
説教

違犯なりとして捕縛す。當時佛國使臣は詰問書を裁して幕閣に差出し「宗教は人類の心を和げ、彼我國人の交際を親密ならしむる重器なり」と云ふ。而も閣老安藤の返書に曰く「我國人無心にて貴國教堂に立入りしに付ては、以後心得違なき様申渡し、放ち遣すべき旨、既に神奈川奉行へ命令を下し候。又、貴國宗旨に付き、向後日本語を以て説教を止むべき旨申越され、委細了承致候。抑、宗法の儀は、彼我尊信する處ありて、互に其他を求むべきにあらず、故に此後、我國人猥りに貴國法場へ立入る者は、召捕可及吟味、其段は豫て心得居られたく存候と。教堂の開建を可とせるも、邦人の聽聞を拒みたり、教案此より起る。戊辰の正月、東軍敗走、幕府瓦解の報あるや、長崎奉行亦職守を棄て、走る。依りて、佐賀藩は大隈に命じて長崎に出張し、假に外交事務を執らしむ、時に薩藩よりは松方(正義)町田(久成)等出會、長藩・土藩等よりも亦吏員を送り、一同協商して合議事務所を開設することゝ爲る。兎角する中に、澤前主水正宣嘉、九州鎮撫總督となりて、參謀井上馨と共に下り來る。是に於て大隈も其參謀と爲り、三月召され

て參與に陸り、教匪の事を上申す。長崎附近には、古來幕府の嚴重なる禁令ありしに關せず、累世竊に家訓を守りて、天主教を信するもの存在す。慶應元年三月、此信徒不意に長崎居留地の天主教會に至り參拜し、長崎奉行を驚駭せしめしが、糺治方案に究して決せず。今年の五月に至り、木戸參與等、王政復古を宣べたる新政府の官吏は、拘引したる教徒三千四百餘を二十餘藩に配付し、銳意之を説諭して、信仰を渝へしめんと圖る。而も堅信なる男女は刑を畏れず、一人も説諭に従ふもの無きのみならず、佛國公使等の異論抗議、鋒鏑太鋭し。而も神道興隆を企圖せる政府は、容易に屈せず、對峙數年。但し始めに耶蘇教退治に熱心なりし復古政府、亦漸く方針を一變し、彼教囚を赦免し、其歸村することを許し、且資金を與へて、家屋及び田地を修復するの料に供せしめむとす、是れ實に明治六年の後なり。惟ふに、新政府の耶蘇に對する禁壓方針は、舊幕府に異なるなく、寛永正徳以來の御高札は、切支丹法度を首掲して易へず、此に於て、外國公使は我新政府に抗爭するも、亦其所なり。

開國五十年史云、大隈伯は、戊辰前後に涉れる長崎縣浦上^{ウラカミ}天主教案につき、述べて、余は彼邪教問題に關して、新に召されて外國官の事務に當り、更に命せられて神祇官御用掛と爲り、數千の教徒を諸藩に分散拘置し、專神道を以て之を訓導し、其改竊を勉めたり。而して何の成效する所なく、一時革新の潮勢に乗せし神道も、遂に人心を支配する眞箇の宗教と爲る能はずして止めり」と曰はる。外國宣教師も、此間の消息を知り、熱心に新傳道を爲し、殊に西語を習はんが爲に、日夕其家に往來したる青年は、固より時代精神たる革新の元氣に感染しつゝ、あれば、彼等はいつとなく信者となるを常とせり。他の語を以て之を言へば、人を羅せんとして待設けつゝありし外國宣教師の網に罹る者多し、まして遠航して彼土に至るものは、其の心を動かさざる少し。恰も好し、岩倉大使の一行の歐米を巡るや日本禁教の詰責に勝へず、留守の政府に急報を致して、耶蘇教禁制の高札を撤去せしめければ、禁制頓に弛みて、忍容となる。即、明治五年三月、横濱居留地に、初めて基督教會堂及信者の洗禮祝拜を忍容せらる。

朝鮮は、我邦隣比の最にして、親善の必要あること論莫し。江戸幕府の時、使聘の例あり、新政の初に當り、舊交を續ぎて更に之を廣むるなくんばあらず。故に内外の勢大に定まるを待ち、是年十一月、官吏を遣して、對馬島主宗氏（嚴原藩）に由り、國書を交附す。「我邦皇祖聯綿、一系相承、總攬大政、三千有餘歲、于斯矣。然中世以降、兵馬之橫、舉任武將、外國交際並管之、爾後昇平之久、不能無流弊而貴國交誼業既久矣、宜益結懇款、萬世不渝、是實我皇上之盛意也、乃馳使以修舊好、冀諒此旨。」書中に皇祖皇上の字あり、韓人は以謂く、日本濫に我を目するに下國を以てすと、退けて受けず。是れ即、六年征韓論の起源なり、蓋、是の時にあたり、韓王の攝政、興宣大院君、國命を乗り、攘夷排日の氣、儼まさに盛なり。其の日本を疑ひ、維新を忌み、以て後年の禍を招けるも謂なしとせず。（琉球の宗屬疑案、蝦夷の邊界劃定、及條約改正の事は、下なる第十一章に之を擧ぐ）

李氏の朝鮮、二百年前、英祖、正祖の時、文物隆盛と稱す。正祖に繼げる純祖の頃より、外戚専恣の弊形成り、黨禍と相依りて、頗國勢人心を損ず。憲宗の時には趙氏あり、哲宗の時には金氏あり、交、政治の實權を握り、哲宗は酒

色に荒みて夭折し、又子なく、而して未亡の王妃嬪頗多し。翼宗(追尊)の妃、趙氏、憲宗の妃、洪氏、哲宗の妃、金氏、皆是れなり。時に王族に李昰應(英祖の玄孫と云ひ、文政三年生)あり、窃に密謀を以て趙氏を動かし、第二子熙を薦めて國王となさしむ。金氏の戚族は、古來入繼の君に生きたる大院君なしと論争し、之が冊立に反對せしも、洪氏は趙氏と同じて、終に之に決せしむ。新王因て我文久三年癸亥を以て即位甲子を元に十二、直に生父を興宣大院君に封じ、趙氏と共に其政を輔けしめ、金氏其勢力を失ふ。大院君、丙寅の年、八道に攘夷を布告し、洋夷侵犯、非戰則和、主和賣國と刻せる碑を、京城の鐘路に建つ。又、所在を搜索して、天主教徒を糺治する凡三萬、連に之を殘害したり、時方に西曆一千八百六十六年の春夏の間也。是に於て、北京駐劄の佛國公使ペロネーは、之を清國政府に問ふ所ありしも、要領を得ず、乃專決して、芝罘チベットに泊せる軍艦に令し、朝鮮に赴かしめ、十月、日本駐泊の兵を合せ、七艘を以て江華島を襲ひ、草芝臺、文殊山、泌州郡を陥れ、漢江を封鎖し、鹵獲頗多し。而も接戰十日、鼎足山未拔げず、本國帝班師の命至

りければ解兵す。江戸幕府も、時に外交内治紛擾を極むれど、朝鮮の近事に憂を分ち、救解の意あり。乃書を作り、貴國昨年、外國船侵入、騷亂に及び候儀に付、邊海警備の事情等、禮曹參議より宗對馬守へ申越の書翰、同人より奉進致披見候。其後、異國船一艘、焚燒被致候由も承候。元來、貴國にては、一樣に外國船を以て視られ候哉に候得共、前に邊海騷擾に及びしは、法蘭西國にて、其謂も有之候。其後に焚燒せしは、米利堅國の商船にて、東西三萬里を隔て、實に無辜の者に有之候。方今、兩國とも世界の強國にて、復仇の爲、不容易企も有之由、駭との證據、並に世界の公評も有之候。貴國は舊來の隣誼、何共不安儀に付、今度爲使節、若年寄並外國總奉行、平山圖書頭を差遣候間、被許面謁、宇内の形勢、萬國の事情、篤と相悉し、我深意の在る所を諒せられ、隣交の永遠、唇齒の保固を謀れ、併て貴國安寧景祉を祈る、是れ丁卯の秋なり。十月、大變革、幕府遣韓使節の議は、果さずして止みしに、たまたま上海新聞紙に、是等の事を訛傳し、倭人は朝鮮遠征の計畫あるを云ふ。さなきだに、外人を見ること、剽賊の如くなる朝鮮は、聞きて心頗平な

【今代大政維新編】
 一四
 らず、書を以て之を對馬宗氏に質すに至る。已にして、戊辰の秋、普魯西公使日本より釜山に至る、宗氏の倭館吏員、公使の爲に周旋の勞を採りければ、韓人は見て我を疑ひ、且、其洋人と交るの故を以て、甚しく之を憎惡す。此年十一月、我政府より維新の報告書を韓國に送る、韓人益疑ふ。

朝鮮天主教は、十六世紀の昔には、日本對州より渡航して宣傳したりと云ふも、後絶ゆ。十八世紀の末に及び、佛國教師は、更に支那より密行して、尙に半島に入りしが、正祖、純祖の時なり。又三十四年にして、禁治の大獄ありて絶ゆ。一千八百五十年の頃に至り、佛國教師、又前の殉教者を追跡して朝鮮に入る。興宣君の攝政の初めには、教師を招見して頗好遇せしも、一二年にして、丙寅、禁教の虐殺を敢行し、是にて江華の役あり（西曆一八六六）。而も、佛國兵中途にして撤退せしかば、興宣君は自擊攘の功を收めたりと爲す。又、丁卯の年、無賴の洋客三四人、漫に發墓、奪資の盜竊を謀り、忠清道へ入寇し、忽驅逐せられしことあり。益興宣君をして、排教、攘夷の念を加へしめ、教徒を殺すこと前後十萬といふ。

西南記傳に、徳川の慶喜が遣韓使節を選定せしは、韓國經營の意ありしならんと雖、蓋亦、佛國と提携するの具に外ならじ。即、之に由り佛國をして

東方に於ける根據地を得せしめんとし、佛國は之に報いて、兵器彈藥及船艦を、徳川政府に貸し、以て日本の内亂を鎮定するに、後援を與ふるに在り云々。されど、朝鮮の實狀は、外間の測る所に非ず、徳川の使節も、大院君の拒斥に會ひしや必せり、其功收め得じ。

菊池氏大院君傳云、李氏開國四百七十二年の癸亥、興宣大院君李是應の次子王統を承く。太公是より禁闕に出入して、夙夜禪勞す、舊習一新、才智の用に堪ふる者あれば、學問門地に拘はらず皆擧ぐ。乙丑、景福宮を重建す、規模宏麗、構築完緻、皆太公の心算中より出て、百司各靡に至る、改繕せざるは莫し。舊制度を増し、麗、鉅萬を費せしも、而も人皆樂みて助供に赴く。巨役既に竣りて、國庫の儲蓄、綽々として餘裕あり。乃、砲兵を列郡に設置し、以て不虞に備ふ。丙寅、吳船來て都鄙を擾す、人民怒めて兵戈を見る。太公は又、義を乘り正を衛り、書院の濫奉、疊設するものを嚴飾して之を禁し、以て鄉曲の痼疾を除く。蓋書院は儒生の巢窟にして、南北老少の學問は、久しく朋黨の源となり、三百年來群小の爭權、皆之に因る。太公之を知悉し、茲に勇斷を以て、書院撤廢を實行したるなり。當時、此舉を非議するもの曰く、士氣沮喪、學風衰弛、禮義消滅、俗慣、穢薄、熙皞之風、一朝變爲、澆季之俗、大院君爲、東邦之泰始皇こと。惟ふに、太公は其積年の弊習を打破したるに止まり、之に代ふるの道徳と教

育を勸奨することなかりしを以て、角を矯めて牛を殺し、國民の理想と文學は、全く蕩失するに至れり。

五事の御誓文及政體發表　かくて、新政府諸臣協同し、辛うして内難外事に當るも、諸藩離立して、方向定まらざるを以て、博く衆議を採るを務め、大石十小石、小諸藩の才能を擧げて、徵士と爲し、又貢士を選み朝廷に參上せしめ、招納多方、最人心の歸一を慮る。(慶應四年)三月十四日、天皇紫宸殿に御し、公卿諸侯を率ゐ、天地の神祇に祭告し、五條の誓文を爲したまふ。曰く、

- 一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
- 一、上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし。
- 一、官武一途、庶民に至る迄、各志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。

未曾有變化の國是

一、舊來の陋習を破り、天地の公道に本くべし。
一、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。
朕、我國未曾有の變革を爲んと、躬を以て衆に先むし、天地神明に誓ひ、大に斯

公民國家の主義

の國是を定め、萬民保全の道を立てむとす、衆亦此旨に基き、協心努力せよ。と、至宏至誠、目前を變し、永世を期するにあらざる莫し。是れ、參與職士藩の徵士(季德)福岡藤次、越藩三岡八郎等の立案せる所なりと云ふ。

有賀氏國法學云、五事誓文の旨趣を按ふるに、是れ政權を一部等族階級の專有とする舊弊を改め、各一個人をして、國家の上に其の意志を致さしむる爲に、國民の公論に稽へて、萬機を決するの主義を執りたるものなり。此の如きは、之を日本舊來の國狀に考ふれば、實に非常の大變なれど、神武建國以來に於ける、歴代の沿革に鑑み、理勢の自然に歸着する所を求むるときは、斯の「公民國家」の主義を外にして、政體の安固と國威の發揚とを期する所以のものは、斷して有らざりしを知るべきなり。○開國五十年史云、嘉永安政の際、外交の難起りてより、徳川政府も漸く專制を廢して、天下と共に休戚を同しくするの政略に出づ。蓋、當時の事情、此を外にしては、人心を悅服せしめて、海外と對立並進するの長計なかりしならん。要するに、公議の萌芽、議會の端緒は、既に此時に於て發生したるものと云ふべ

公議政事の由來

し。されば、慶應二年、横井小楠が越前侯に建白して、議事院二局を説けるものあり。翌三年、土佐侯容堂が幕府に大政奉還を獻言するや、曰く「我皇國の制度法則、一切萬機、必京都の議政所より出づべし、議政所は當に上下を分ち、議事官は上公卿より下陪臣庶民に至るまで、正明純良の士を選擧すべし」云々。既にして維新の號令出て、三職を以て丁卯の十二月、議事に當らしめ、又徵士、貢士の制を設け、下級の議事官たらしむ、徵士は無定員にして、都鄙有才の士を選擧拔擢し、貢士は大藩三員、中藩二員、小藩一員、國々の士論にも可代者を擧用するの規定なり。其貢士の制條には、諸藩士其主の選に任せ、下の議事所へ差出す者を貢士とす、則、議事官たり、輿論公議を執るを旨とす、貢士定員ありて年限なし、其主の進退する所に任す云々。是の如く、公議輿論の文字、歴然として顯れ、今や封建制に基いて、代議制の發端を啓かんとしたる形跡、明白に認識することを得べし。又、行政の科目は八局に分たれ、總裁、神祇、内國、外國、軍務、會計、刑法、制度といひ、初め内國制度なし、而も立法三職の議定三條、岩倉二公は、輔相を兼ね、行政を總裁し

徵士貢士

戊辰の政體
及官制立案の根本
思想

之を太政官代とも云ふ。更に閏四月頒布せられたる政體書には、總裁を罷め、三官鼎立の宗旨を明にして、天下の權力總べて之を太政官に歸す、則、政令二途に出づる患なからしむ、太政官の權力を分ちて立法、行政、司法の三權とす、則、偏重の患なからしむるなりと云ふ。其實施の跡は暫く問はず、形貌に於て明かに公議を重んずる者たるを知るべし。

閏四月、政體の宣布、官制の改定あり、曰く「天下の權力總べて之を太政官に歸す、之を分ち立法、行政、司法の三權とし、偏重の患なからしむ。」議政官に上下兩局あり、立法の所とし、行政官に輔相^二を置き、行政の事を總ぶ。有栖川宮の總裁を罷め、三條、岩倉の兩議定、兼ねて輔相たり。維新の政體、此に基礎を定め、其範之を古今東西に求めて變通せし者なり。府藩縣^{府縣は共に}延直管^{の地}の制、尋いて定まり、太政官日誌を印刷し、是等の事を報す、官報の意なり。

戊辰閏四月の政體、官制は、實に參與副島種臣、福岡孝悌の立案する所に係る。當時、太政官中に參考すべき典籍少く、僅に令義解、文獻通考、職原抄、雲上明覽、大武鑑、及び福澤諭吉の西洋事情、合六書ありしに過ぎず。因りて、

主として西洋事情に據りたりといへば、以て其宗旨、精神の在る所を概見すべし。令義解と職原抄は、本邦中古の法制官職の書にして、文獻通考は支那の古典なり、而して雲上明覽、大武鑑は、現時の皇室宮方、堂上方と幕府、諸侯、武家方の名、稱、宗、廟等を明記せる也、而して其宣言には、

諸官四年を以て交代す、公選入札の法を用ふべし。各府縣、各藩、其政令を施す、唯其一方の制法を以て、他方を概する勿れ。私に通寶を鑄る勿れ。私に外人を雇ふ勿れ。隣藩、或は外國と盟約を立つる勿れ。是れ、小權を以て大權を犯し、政體を紊るべからざる所以なり。

立法官は行政官を兼ねるを得ず、行政官は立法官を兼ねるを得ず。但し、臨時都府巡察使と外國應接との如きは、仍、立法官之を管するを得、政體書

とあり、而も實は、上局の參與多く行政各部に干渉す。即、明治政府最初の憲法なるが、其中に顯然としてモンテスキュー三權分立説の面目を印象す。而して、我國の維新は、佛國革命の天然狀態に復歸せしめんとするが如き空想に馳せず、唯、神武創業の氣象を回顧せしめ、以て從來の幾多の習

歴史的保守の精神と新進的改革の希望

實力の必要は空文に依り難し

例を除き、飽くまで歴史的保守の精神に基づき、新進的改革の希望を斷行せんと期したる如し。かくて、維新の改革は、公議輿論の標號の下に成就したれども、其實際は西南諸藩聯合の兵力、能く東北を威制したるに由る。中にも薩長二強藩の勢力を以て、最も大なるものとせる故に、明治政府の基礎漸く鞏固なるに従ひて、九月、公然議政行政兩官の兼務を是認し、三權混淆す。薩長二藩の士、專、要路に當り、自餘の藩士は甘んじて其下風に就き、又、一般人民は、名分に制せられ、柔順なりしかば、政府は最早公議を標榜するの必要少し。明治二年に議政官を全廢し、僅に遣りし集議院も、四年に至り廢藩と共に有名無實に歸し、太政官に正院左院右院の空名を分ちて、左院は集議院を繼續したれども、其權限は全く減殺せられ、獨、行政權のみ、年々膨脹して、其威力を逞うせり。○又、按、明治の新政府は、初め西南聯盟、もしくは諸藩の協同の上に、其基礎を居ゐたり、故に甚鞏固ならず。二年三年の頃の公議輿論實は藩封の代表、強者の權利は、毎に激烈なる勢力を以て、當局者を震撼し、殆調節の途無し。彼の廢藩は、やがて此類勢を回

して、中央政府の基礎を固くする所以の途に外ならず。即、薩長等の有力者は、いつの間にか、當初の宣言を忘失し、一面に公議の標榜を撤去し、一面に集権の計畫を提出したるも、亦勢の已むを得ざるに因れり。

横濱在留の西洋論客には、下の如き觀察ありて、江戸發行の新聞紙に譯載せらる。徳川家の政體は、家康以來、二百數十年の間、封縣の制度にて、諸侯を錯制し、歐洲中古の様なり、唯異なる所は、皇帝のありと有らざると而已。外國の交際始りてより、日本の諸侯、皆自主自立の正權ある事を悟り、隱に徳川家の馭御を免れんとす。此時にあたりて、徳川家は、制度を更張すべき威權漸く衰微し、強弩の末勢に類す。且、南方會盟の爲に、其帝を擁せられ、尋いて、前大君、京都の戦に敗れ、一朝祖先傳承の大權を失へり。是れ、事勢の然らしむる處にして、帝家の大體は、日本人に取て、今以て多少の輕重をなせり。扱、會盟の方は、三藩と稱せるもの魁首となり、其餘の諸侯は、並に列せる迄なり。政治を探るの法は、皇帝を戴き、議院を設け、議官を置き、輿論を開き、歐洲立君裁制の國體を擬模し、頗開化に至れるが如くなれども、其事業恐らくは全きを得ざるべし。其故何ぞや、凡立君裁制の政治、歐洲に行はるゝの勢を考るに、封縣一變して國君控制に至り、控制一變して裁制に及ぶ、いまだ封縣より直ちに裁制に變せるものを見ず。今夫の皇帝政府にある定額の兵員、金穀等は、皆會盟より出す所なり、會盟一度瓦解せば、皇帝は再び原の空位を

擁し給ふべし、これ政府の實權、京師の手にあらざる證據なり。且、此會盟は、徳川家を偏疾するの一念に初まり、其際に私意を挿みたり、既に長時にては、三藩の確執起れりと聞けり云々。此豫言は實に命中する所ありて、岡目八目に價値すと謂ふべし。長時の確執とは、奉行河津伊豆守祐邦の東歸の後、薩長土肥筑の五藩士が、權に會議市政を布きし際の風評ならん。

兵食の急務 今や、文武兵食の大權は朝廷に歸し、京都は全國政治の中心となりたるも、實は空名を擁するに過ぎず。宮中の供御さへも繼かず、徳川氏の庫中の遺糧を以て、一時を救へり、蓋、維新號令の初め、金穀を如何にすべきやの問題を考量するの暇もなく、鳥羽伏見の戦争既に起る。着到の官軍は、朝廷に御身方せる諸藩の聯合軍にして、其經費は多く各藩自支辨したり。而して各藩に屬せざる中央政府の經費は、纔に富豪よりの御借上と、太政官札の發行(三千萬圓)とにより支へんとす、此事太艱し。已に二月紙幣發行を決定し、閏四月に至り初めて其流布を見る。

史談會録云、維新の初め、朝廷些少の收入なくして、用度多端、會計局より京都、大阪の豪商に、調達金の嚴諭あれども、商人等疑懼逃避、諸藩より強談も

【今代大政維新編】

一二四

ありて、十分の調達にも至らず。幸にして、中國、四國の嫌疑諸藩、高松、松山等より謝罪金凡三十萬兩、紀州、高野山、讃州、金毘羅等より數萬兩の献金あれども、直に太政官各局の費用に入れ、戦地へ廻送は爲しがたし。五月に至り、金札發行も追々摺出すりだになり、官吏も京阪の間に奔走し、豪農巨商を招集し、會計基金募集の方法、百方説諭したれども、當時人心金札を信用せず。東北戦地よりは、軍資の請求矢の如くに來れども、金札は該地方に一尙通用せず。而も朝廷の御用度は日日に増加し、財政の困難實に言ふべからず。八月、御東幸に及び、道中金札不通用につき、岩倉公の配慮ありて、極密に大坂にて米穀を買入れ、東京へ廻され、以て資用に供へられたる程なり。

丁卯、戊辰の政府は、書生の新所帯にして、空拳を以て張子の虎の幕府を倒したる迄なれば、無論金穀の貯もなく、財政に通するものも無かりしに、越前の三岡八郎など云ふ人の發案によりて、佐賀の江藤新平の反對に會ひながら、大膽にも紙幣の議を決し、直に其の流通を民間に強ひたるは、亦一

策也。當時、十萬兩の急用、十日間に一分五厘の高利を拂ひながらも、尙町人より軍資を借上げ、京都、大坂、大津の富豪の出す所三百二十四萬、江戸の出金百五十萬に及びたるは、随分の手柄にして、其功必しも大村、西郷の武勳に譲らずと云ふべきなり。但し、時の明治政府は、云はゞ總掛りの寄合よしか身上にして、其狀恰下手の將棋に助言者多きが如く、實權の所在分明ならず、財政上の成功も失敗も、あながち三岡（由利）一人の功と罪とに歸すべからず（明治金權史）。是より前、諸國に於て、各其一藩内、一領内を限りて、通用する所の楮幣を發行し、往々人民に損失を被らしめける故に、太政官札發行せらるゝや、其存亡を疑ひ、之を授受することを厭ふ、又當然に屬す。新政府は之を憂ひ、或は殖産の名に假り、或は威迫の辭を用ゐ、或は忠愛の情に訴へ、反覆告諭、紙幣と正貨の間に、價格の差違を生ずるを防ぎたりしも効なし。銀紙の差、十と三の割合になり、其銀に惡貨並びに偽造のもの多く、信用愈降り、物價暴騰す。新政府當年の歳出入は、通常租稅三百七十萬兩、調達（紙幣及び借上）三千萬兩、通常政費五百五十萬兩、軍費二千五百萬兩

【第四章 京都の戦亂内外の新政】

一二五

【今代大政維新編】

と稱せらる。此際、二分金及び當百銅の惡貨は、政府の造る所六百萬兩之に由りて出目の利を收めし如し、諸藩及び民間にも贗造者あり。翌二年十二月に至り、藩札及び二分銀等の濫發は停止せられ、稍防制に就く。

太政官札發行の布告には、一時の權法を以て、金札御製造、十三年、一圓通用被仰出、諸藩へ高に應し拜借被仰付候。此金札は金札を以て返納に付き、引替は無之候といひ、一種の公債と謂ふべかりし。而も此紙幣は、幕府に於いて、丁卯の冬發行に決定したるも、變革に會ひて果さざりし者なれば、必しも新政府の創意にはあらず。官軍の江戸城に入るや、又、金銀銅座をも收め、所藏の寶貨、及器械、皆其總督府の手に移る。新古大小の金銀貨幣六萬餘兩、銅鑄銀錢二十餘萬貫文、金銀塊三百六十萬貫文、其他銅鉛塊八萬貫文ありしとぞ。新政府は之に由りて、更に二分金、一朱銀、當百銅を鑄たるなり。(大阪銅座も此際收められ、二所に鑄造す、明年二月に江戸座を廢し、遺幣は爾來、一に大阪に於て之を爲す)

此間に參與大久保又上奏して云ふ、今巨賊東に走ると雖、離叛未定まらず、則北條亡びて足利生れ、前姦去りて後姦來るも圖るべからざるなり。此時に方り、君臣隔絶の習を去るは、遷都の大英斷に在るべし、更始一新の實を擧げ、輕易簡便を本とし、以て天下を悚動せしめんと。此に於て、天皇大阪に行幸す、士民觀

遺幣

遷都の議及
大阪行幸

る者、心を動かさざるなし。玉座を豐臣氏の故城に設け、徳川氏を討たしめたまふ、號して親征と曰ふ。行在十日餘、官軍江戸を收むるに及び、京都に還幸せらる、時務忽劇の光景亦想ふべし。

遷都の建白は、大久保の操持に由り、一たび大阪行幸と爲り、二たび江戸改名と爲り、遂に東幸を見しも、忽又西還す。俗情には、桓武以來、萬古不易の名城と歸仰したれば、當時之を破る、頗難し。而も江戸の收復に従事したる江藤新平鳳、大木民平任、板垣退助正等は、夙に東都遷宮を以て、最時宜に合ふ者と爲し、又其論を立てければ、遂に翌年を以て再東幸あり、遷都の實を擧げらる。

第五章 江戸征定

徳川氏恭順 前將軍東歸の後、江戸は尙擾亂中に在り、京都新政の呼號も、東北諸國に通し難く、紛々方向に迷ふ。「彼幼主を挾む」と疑ふの輩は、皆怒りて兵を執る。仙臺陸奥伊米澤、杉上羽上の諸藩は、會津の爲に救解を爲すと與に、戰備

【第五章 江戸征定】

を加ふ。仙臺藩は上書して、王師東伐の五不可を論するに至る。而も慶喜は早く悔悟する所あり、其の臣勝安房以下をして、旗下諸隊を諭し、官軍に抗するなからしむ。而して教師佛人シャノワン伏せず、血氣の徒亦聽かず、兩軍を邀へ、箱根及び甲州兩路を扼せんと謀るあり。佛國の障中練兵教師は、面館戰爭まで、東と云ふ。

慶喜は東歸の後、會桑の君臣、並びに板倉、小笠原等の閥老をも放ち、還し、朝旨に恭順して違ふ勿らんとを力む。桑名、板倉、小笠原等は其封邑已に官軍の收むる所と爲るを以て、東北に潜行し、慶喜は寛永寺東叡山と號し、今の上野公園に蟄居して誠意を表す、麾下の將士、憤悲勸説種々あれど皆納れず。○田邊蓮舟云、予は當年、寛永寺に至り、前將軍に拜謁、朝廷へ御恭順の義は、申上様もなければ、薩長には畏敬せらるゝ様に有らせたまへ。又徳川家の御世繼は、田安龜之助殿と風説す、官軍側より出たるが如し。しかし、清水民部大輔武昭は御實弟にて、現に佛國に留學せられ、彼の國と縁故淺からず、自然後援ともなれば、此殿こそと申立、徳川家を輕んせざる素地を作し置か

慶喜の誠意

清水殿昭武佛國に在り

せたまへ」との大意を述べたり。然るに公の仰せに、今度恭順の主意は、家を忘れ祖先を忘れ、唯國を思ひたる誠意なり。然るに、外國を待みては、以て國內の同胞、同列に威力を保つとも、亦何の益かある。内に伸びて外に屈するは、此度の本意に反す、かゝる心得違を復言ふなかれ」とありければ、予恐れ入りて罷り歸れり。○犬養木堂云、近世士人の傳記、其人苟、戊辰西軍の諸藩に屬すれば、士大夫より以て庶人走卒に至るまで、勤王を以て之を目的。甚しきは刺客、間諜、遊俠、盜賊の流に至るまで、惜々其功を稱し、史乘に載せて、不朽に傳へんとす。然るに獨、幕府奉事の人に至りては、勤勞特絶と雖、其事蹟を傳ふる者罕なり。戊辰の春、栗本氏稱瀨兵衛、後云、雲使命を以て佛京巴里に在り、實に徳川公子昭武を奉翼したり。佛人日本變革の報を聞き、或は頻に幕府興復の事を勧め、軍艦七艘兵隊若干を貸して、薩長を攻めんと説く。栗本氏以爲らく、兵を外國に借りて誓を報い、誓亡びて國も亦亡ぶ、是れ斷して爲す可らずと、固く執て聽かず。因りて惟ふ、甲子長州戰爭の際、長人皆曰ふ、寧、英國に降るも、幕府に降る勿れ」と。此語一時の

危言に過ぎじと雖、當時人心激昂の極、或は之に類する者なからず。則、幕府の遺臣、感極り憤極り、一矢薩長に報ひんと欲する熱情、鬱勃たる時に於て、斷乎として誤らず、栗本氏の如き亦難きかな。

横濱タイムス曰、今の江戸大君一橋は、其將軍の職を嗣ぐや、外國同盟の助を以て、其身の幸福を全くせんと謀り、世を驚かす程の大事を成さんと欲し、天朝に兩度政權を返し、兩度之を賜はり、兵庫・大阪・開港の期限に及び、日本に於て尤威權ある外國人に接遇し、我等をして其の威權昔日よりも強き事を感じしめたり、其勢實に盛なりと言ふべし。然るに其後、俄に兵を出し、慶攻の企利あらずして、夜に乘し都城を棄て、逃れしかば、其兵は敗走し、其勇氣は挫け、其王權全く己を去る。是において徳川氏の大統に居ると雖、同盟の大名には見離され、舊來の家臣には叛かれ、今に至ては進退共に窮まり、二三年前威權の盛なりし時節に比すれば、榮枯判然として地を替へたり、嗚呼何ぞ其哀ふる事の甚しきや。抑、江戸に歸りし後は、其家にて舊來委任せし重臣を廢し、昔日の法則を去り、大に改革を作したり。是まで一橋を知り之を重んぜし人々は、英邁の所業にして、辱むべき大決斷なりしと稱譽す、然れども其布告に云へる所を見るに、彼の告意は、何の用にも足らざる者を指して、大切の事と唱ふ、疑ふべからずや。

徳川の榮枯地を替へたり

上野宮和宮

徳川慶喜一意恭順を表するや、寛永寺公現法親王日光門跡、後には及故大將軍家の大御臺所和宮先帝妹頻に慶喜の爲に、哀を官軍に請はせたまふ。官軍參謀西郷吉之助盛隆すでに大總督熾仁親王を奉し、東海道駿府に至る。三月、東山道の兵は路を分ち甲州を取り、江戸脱走の徒近藤勇を破りて之を散す。海道は已に箱根を踰し、武州に達し、山道の兵至るを待ち、日を期して江戸に迫るあらんとす。

江戸諸隊、及び在寓有志の士中、中條金之助、關口良輔隆吉、山岡鐵太郎等、寛永寺法親王に就き、官軍の東下を中止するの路を開かんと欲し、該寺の執當義寛僧都に謁し、前將軍恭順の實を哀訴し、官軍の東下して府下を擾す勿からんことを疏請す。義寛乃法親王に上言し、二月十九日、法親王に扈從して西上、途に東下の有栖川宮に要請せんと期す。又、慶喜は初め春岳に由りて哀請し、退老して支族茂承和歌山藩主を以て嗣と爲さんと欲す。春岳之を拒み、痛く自反省せしむ、慶喜乃謹慎して罪を乞ふの書を上り、二月十三日、春岳之を執奏す。

時に隊長山岡鐵太郎、江戸君臣の情形を大總督府に訴へんと欲し、之を勝安房守に謀る。勝は山岡の行を壯烈なりと爲し、之に托して書を參謀西郷吉之助に贈る。曰く、無偏無黨王道蕩々、今官軍鄙府に逼るといへども、君臣謹みて恭順の道を守るは、我徳川氏の士民といへども、皇國の所生なるを以ての故なり。且、皇國當今の形勢、昔時に異なり、兄弟牆に闘けども外其悔を防ぐの時なるを知れば也。諸君能く其情實を詳にし、其條理を正されんことをと。吉之助即曰く、過日、靜寛院宮和宮をいふ及び天璋院殿十四代夫島津氏の使者來りて、哀訴する所ありしも、條理明晰ならざりしに、今や江戸の近狀を詳悉するの便を得たりと、五ヶ條の論旨を傳へ、之に與ふ。三月十四日、勝安房守、大久保一翁と、西郷の入都を聞き、高輪の薩州邸に至り、西郷の案に就きて、謝罪結局の條款を陳す、西郷之を許諾す。其書に曰く、

第一條、慶喜隱居の上、水戸に謹慎罷在候様仕度事。

第二條、江戸城明渡の儀は、手續取斗候上、即日、田安大納言(慶頼)へ御預相成候様仕度候事。

第三條、第四條、軍艦軍器の儀は、不殘取收め置候て、追て寛典の處置被仰付候節、相當員數相殘し、其餘は御引渡申上候様仕度事。

第五條、城内住居の家臣共、城外へ引移、謹慎罷在候様仕度事。

勝又決心の在る所を通せんと欲し、別に一書を送りて西郷にあたふ。曰く、昨年以來、上下公平一致の旨あれども、各其中に私あり、終に今日の變に及ぶ者、我が最耻つる所。堂々たる天下、終に同胞相食む、何ぞ其陋なる哉、何の面目有りて口を開かむ。然りといへども、不日にして又一戰、或は數萬の生靈を損せんとす、名節條理の正にあらず。官軍猛勢、白刃飛彈を以て、漫に怯懦の士民を劫さば、我もまた一兵を以て是に應せん。但し、情實を詳にし、幸に熟考せられば、窮餘の大幸、死後猶生くるが如くならむ云々。

勝海舟斷腸記曰、三月十四日、高輪の薩邸に於て西郷に談判、是れ我が一生の難事也。其初め、官軍高歌して云ふ、徳川可絶、慶喜可斬と、江戸の士民之を聞く者、怒氣充胸、乃双眼皮を濺ぎ、奮戦せんと爲す者日に多し。曰く、公の恭順は勝の建言する所、先勝を斬り軍神に祭らむと。予以謂らく、今日

の應對、誠意正心に出るにあらざれば、貫徹なし難からむ、百萬の生靈、予之を救ふに非ざれば、予より先之を殺さん」と。乃我より西郷氏へ趣旨演舌の末、同人靜に答て、總督府に言上す可し」と云ひ、從容平素の如く、談他に及び、毫も大事に臨むの體なく、面色温和、襟度寛大、一點私念を挟まず、嗚呼東京の後日ある、實に此人の意匠に出づる也（勝氏談話、予が西郷に對談するや、貴君は宜く予の辯論を要せずして、衷情を洞察あるべし、予と地位を替へて考へたまへ」と云へり。當時、余も必至の場合なれば、萬一、西郷聞入れず、進撃とも云はば、斷然たる仕返しを爲す決心にて、實は江戸市中を焼打して取り掛る積りなり。故に三十六人の仕事師を雇入れ、談判纏まらざれば、直に火を市中に放つ手配を爲しおけり）

渡邊清氏江城攻撃中止始末曰、三月十四日、江戸攻撃の豫算にて、十二日、渡邊、木梨精一の二人、大總督府參謀西郷の命を奉し、横濱に至り、英國公使パークスに請求する所あり、曰く、江城攻撃の際、負傷者收容の療養所及び醫師藥用の事一切を、貴公使の厚誼に因りて之を得んと。パークスは、固薩

長人と好し、故に此請托あり。而もパークス容を改めて曰く、聞く徳川公は恭順すと、恭順降伏の人に向ひ戦ふとは何の意ぞ」と。木梨は朝廷の大命なりと宣ふ、パークス聽かず、曰く、今や日本は無政府情態に在り、何の朝廷かあらんや、且夫、外國人居留地の保護を忘れて、漫に戦を爲さんとす、亡狀甚し」と。渡邊猶傷者治療の事を乞ふ、パークス答へず、起ちて席を去る。二人走り歸り品川驛に至り、之を西郷に告ぐ、西郷愕然たり、而も憂色を見ず。時に勝安房來り西郷に謁す、西郷因りて渡邊に私語して曰く、勝は明日の進撃中止を吾に要請するならん、君且吾と共に出て、勝の言を聽け」と。渡邊、即村田新八、中村半次郎、桐野利秋等と、西郷に従ひ高輪の邸に至りしに、西郷は勝の言を容れ、明日の進撃を停む。東山道官軍の板垣退助之を聞き、西郷に詰問す、西郷パークスの異議忿情あることを告げ、れば、板垣亦沈黙す、遂に江戸打入の戦なくして止みぬ。蓋、西郷はパークスの言を假りて、戦機を制爲す、抑揚屈伸に微妙の運用あるを悟るべし〔史談會速記録〕。又、當時東山道の官軍は、江城打入のついでに、横濱を襲ひ、攘夷

の宿志を實行せんことを請ひしが、之を行ふに及ばざりしと雖、當年の氣勢、以て概見すべし。

之よりさき、上野宮は江戸諸士の哀請に依り出でて駿府に至り、大總督宮に面會ありて、七日前將軍の爲に愁訴せられ、且、大義を明かにし、王師を勞せずして、公平の處置を得、蒼生の艱難を救はんとの趣旨を演べられ、隨從の執當覺王院義親は、官軍參謀等と辯論數回なりしも、一切聽かれざりければ、法親王志を空くしたまひ、廿日江戸に歸山。府下慷慨の士、之を聞き益悲憤、東叡山に集るも彌多し。是日、西郷は勝との協商條件を齎して上京しければ、朝廷には三職の顯要を召して、之を論議せられ、西郷の上言、慶喜の罪大なりと雖、死一等を減せらるゝを至當とすと云へるに、木戸準一郎獎賛し、遂に寬典に處せらるべきに定まる。而も布告して、逆徒必誅の聲明を申ねて、恩威寬猛の權略を施さんとす。

德川慶喜、正月三日以來の舉動、叛逆顯然、其罪天下萬民共に知る所に候。故に御親征被仰出、諸兵已に賊城に相臨み候折柄、恭順謝罪の實効も更に無之

恩威寬猛の權略

處、尙先供の行違等を口實と致し、剩さへ停軍相願候次第、朝廷を奉輕蔑候所爲にて、條理上彼の情實萬々御採用難相成候に付、以來私に文通の儀、於有之者、逆徒に均き筋に候間、屹度御沙汰可有之候事。

(慶應四年三月)
廿一日主上は親征の爲め大坂に行幸ありて、本願寺を行在所としたまひ、十餘日にして江戸を收むるの報あり、乃還駕したまふ。(天皇の京外御幸は、先帝男山詣の近例ありと雖、實は南北朝の亂に、屢不時の發聲を見し以來、數百年全く之を見ず)

官軍城池軍艦を收む。勝は江戸城市の慘禍に罹るを憂ひ、鎮撫百方、以て官軍を迎ふ、臣屬不服の徒、憤激して皆臣籍を削り、更に隊を募りて遠近に嘯集し、東北諸藩と相通す、曰く、決戦一死、以て二百年來の恩に報いんとすと。四月四日、海山兩道副督(參與橋本少將實梁、柳原中納言前光)江戸城に入り、田安中納言慶頼、津山疏堂(松平民等)に命を傳ふ。其書に曰く、

慶喜去十二月以來、奉煩天朝、剩へ兵力を以て皇都を犯し、連日錦旗に發砲し、重罪たるにより、爲追討、官軍被差向候處、段々眞實恭順謹慎の意を表し、謝罪

申出候に付ては、祖宗以來二百餘年、治國の功業、殊に水戸贈大納言、積年の志業不淺、旁以特別深厚の思召被爲在、左の條件、實効相立候上は、被處寬典、徳川家名被立下、慶喜死罪一等被宥候間、水戸表へ退き、謹慎可罷在事。
 城中明渡し、尾州藩へ可相渡事。
 軍艦、鐵砲引渡可申上、追て相當の分は可被差返事。
 城内住居の家臣は、城外へ引退き、謹慎可罷在事。
 慶喜叛謀相助候者、重罪たるに依り、可被處嚴科處、格別の寬典を以て、死一等可被宥候間、相當の處置致し可言上事。但、萬石以上は、以朝裁、別に處置被爲在候事。

徳川氏海陸軍當局將士の憤慨は、之より愈加はれるに似たり、海軍局の如きは、暫く形を斂めて後命を待つと稱し、軍艦兵器の避授を肯むせず。

海陸軍局上書曰、乾坤の沿革、人倫の大變に際會し、是迄臥薪嘗膽、恭順の趣意謹みて相守り、朝裁の出候を奉待居候所、彌裁許有之候箇條中に、江戸城を尾州藩へ御預け相成候事と、徳川家領地定り不申に、軍艦兵器不殘御取

尾州藩は宗
樂家の危念に
せんとなす

上相成候との二條、過日海陸兩軍一同より、督府軍門まで歎願書一封を以て申立候如く、大久保一翁、勝安房守、主君御思召をも不奉窺、私意の取計、甚以奉恐入候。私共一同篤と熟考仕候に、尾藩は朝命とは申ながら、宗家危窮の秋に方りて、反て征東師の列に入り、徳川家を料理致さんとするを見受ながら、我累代浴恩の者一同、唯々として奉命候様にては、第一人倫の大義地に墮ち候。將又、軍艦兵器は、我徳川家保護の器にて、畢竟今日ある爲と奉存候間、何分以て君家の存亡相分不申中に、天朝へ被召上候様にては、上御累代様注意の廉も相立不申、下は私共一同、是迄鴻恩に浴し候趣意に相戻るは申迄も無之候。夫れ是れ以て、一同斷然決心仕、人倫の道相立候まで、斂形罷在候。

慶喜水戸へ
退去す

(慶應四年四月)
 十一日前、大將軍慶喜、水戸へ退去す、是日、大鳥圭助、三兵衛傳習の大隊を率ゐて出奔す。激徒前後して江戸を去る者多し、遠近に出沒して、連に攻掠守備を試みる。萬石以上の封候には、上總請西藩の林忠崇、土地人民を朝廷に奉還して、單身是等の群に交るあり、大多喜城主大河内正質は、東歸の後恭順す、箱根の險を

奪はんとして克たず。

臣君を弑し、子父を殺す、大逆無道、天道の容れざる所、尾紀は徳川氏に於て猶子の父に於るが如きなり、彦越は猶臣の君に於るが如きなり。假令、天朝出師の命有とも、其情宜之を辭せざるを得ず、然るに、今皆官軍に隨ひ、以て徳川氏を伐たんとするは何ぞや。如是にして已ますば、則人倫の道廢す、人倫の道廢すれば、則朝廷何に因て立たん。今臣等の尾紀彦越等に於ける、義相合ふ能はず、故に同志の徒と共に起ちて、其罪を問はんとす。

戊辰四月 林 昌之助 遊撃隊 諸藩脱士

林昌之助

江戸旗下の瓦解

かくては、謂はゆる旗下八萬の將士諸隊、皆散せざるを得ず、之を江戸瓦解と云ふ。其家祿合して三百八十萬石と稱し、徳川氏全實封八百萬石の半にあたる。而して海内の土田、内實高は、合三千餘萬石と稱したれば、其比例を見るべし。官軍參謀大村益次郎長人は、江戸の舊臣屬に告げ、歸順者は出仕して朝臣たれ、退引謹慎者は主従故の如し、脱走抗敵を謀る者は其の之くに任すといひ、去就を問ふ、亦臨機の一斷なり。

薩長は逆取順守

明治史要云、徳川氏臣隷の祿秩、知行高三百零七萬石、切米現穀百四十二萬石、役料等金四十萬兩。全國總高三千二百餘萬石、表草高一千九百萬石、其正租現穀九百二十六萬石。○海舟日誌云、薩長舊歲以來の所置を考れば、所謂、逆にとりて順に守るの風あり、伏見の一擧、薩士三百五十名に過ぎず、長人三百餘名、其他は勝敗を見て進退を決するの徒なり。我兵壹萬五六千名、一敗塗地、何ぞ其略無き哉。今や彼は其大勝に乗して、猛勢不可當、天子を擁して群衆に號令す、尋常之策の如きは、其敵する所にあらず。我即至柔を示し、誠意を以てし、城可渡、土地可納、天下の公道に處し、其興廢を天に任せんとす、彼また是を如何せむ哉。又、建白、王政一新、我徳川氏の領地を以て、專其用途に充られんとするが如し、此一事、乍恐規模狭小に候、譬不殘被召上も、纔四百萬石に不過、其俵三百六十萬前後、今全被召上候とも、大政從事諸官の俸金にも不足なるべしと奉存候、云々。○市政日誌云、江戸諸隊長より、大總督府長州軍謀方、大村益次郎へ引合候處、今般御旗本三等に相分可申候、早く朝廷へ歸順の者は朝臣に可被命候、謹慎致居候ものは徳川家の

江戸の奉還
は出雲の比
に比すべし

【今代大政維新編】

一四二

御家來といたし、脱走等いたし、或は暴動に及候者は、夫迄の義に有之候と申聞候間、私共義は三百年來徳川氏の恩澤を蒙り、殊に當年別段扶持をも請居候に附、右等を忘却仕、主家を見放して朝廷へ御直に奉仕候者、何分にも難儀至極に候、何卒是迄の通、徳川家へ奉公仕度候と相斷候云々。

江戸の士人中、恭順を以て終始せし者にも、悲憤の情に忍びしは、津田眞一、耶道の我寡君、前大將軍公の至正至公、一毫の私なき、曾に孝明天皇に對して忠義の心尤深きのみならず、抑又我皇國億萬の蒼生に對して、深仁厚澤、千歳比倫なしと謂ふべきのみ。抑上古、天孫降臨の日、當時大八洲の國主、出雲の大己貴、奉命恭順、此國を擧げてこれを天孫に讓れり。余を以て之を觀れば、今日寡君政權奉還の功業、遠く出雲神に踰ゆと言ふと雖、敢て過言に非ず。然るを、彼は千歳の禮奉を尋うし、此は從臣の異議、先版の争鬭等よりして、方今猶幼冲にまします皇帝陛下の逆鱗に觸れ、征討の賊名を被るに至れり。此時に方りて、彼れ建御名方(諏訪明神)の順の如き者、亦極めて少からず。或は云ふ、東兵直に西上して、遙に承久の故智を襲がんと。或は云ふ、暫く之を駭遠の間に防ぎ、軍艦を以て直に敵人の巢窟を突かん。議論頗紛然、死を以て寡君を犯す者あり、然りと雖、寡君平生の素心、寡君の誠意、確乎として變せず、泰然として動かす、富士の嶺の磐より堅し、憂國の情益厚く、伊勢の海の底よりも深し。寡君は獨内亂の苦毒増長を恐るゝに非ず、殊

王師に抗す
るは我を
公に推す
に同し

小栗
と川路の
死

に外侮の其豐隆に乗せん事を患ひ、窮に闕相如の心を師として、愈滋悋憤、恭順、屢諭を下して、王師に抗する者は、我を我身に推すに同しと云はせ、遂には關東の根本たる江戸の城を開き、海陸軍士の精神たる銃艦を献し、水戸の僻邑に退去し、伏して天裁を待つに至れり。嗚呼、其用心の深遠にして且苦しき、何ぞ是れの如く甚しきや、但懔むらくは、王師は建靈雷、經津主の神兵に非ず、臣として君に敵し、末家として本家を征し、弟をして兄を伐たしむ、倫理綱常、顛倒滅裂、それは何を何とか言はん」と述べ、新聞紙に表白したるにて、之を知るべし。

幕末の遺老川路聖謨左衛門尉は、病を以て屏居せしが、江戸城明渡の日、痛憤して自刃以て死す。小栗忠順(上野介)は、慶喜東歸の後、諫諍する所ありしも聽かれず、やがて職を免せらるゝや、其子又一と與に領邑上州權田村(ゴウケン)に退去す。四月、東山道總督岩倉具定兵を率ゐて來る、時に人あり、忠順が幕府の金銀兵器を尙と岩倉に告ぐ。忠順其誣妄を陳辨せしめんが爲に、其子を江戸に遣したるに、道に於て拘せらる。幾ならず、監軍原保太郎、大音龍太郎、近傍三藩の兵を發して、忠順を捕ふ。小栗の事を探り、意必滅に在るを以て、其事情一の問ふ所あらず、父子を掩殺す。

江湖新聞曰、小栗上州は、平生果斷の人にて、公事の爲に私を忘れ、國家多事の際に臨みても、百折撓まず、只狷介の性なれば、世上の説、毀譽往々相半せ

【第五章 江戸征定】

一四三

り。然りと雖、今其凶報は、皇國に取りて一個の人物を失へりといふべし。且、其罪を論せず、其過を明めず、直ちに之を殺戮せるは、いかなる事實歟、今得て知らざれども、是れ人才を惜み忠臣を憐れむの政道にあらず。特に、朝廷億兆の民庶愛撫の趣意とも覺えず、則之を天下の公議に質問せんのみ。

福澤氏瘠我慢説曰、凡人に強弱なき能はず、國に盛衰なきを得ず、其衰弱者自家の地歩を維持するに足らず、廢滅の數既に明なりと雖、猶屈することを爲さず、俗に云ふ瘠我慢是なり。昔我封建の時代、百萬石の大藩に隣して、一萬石の大名の抗禮讓る所なかりしも、畢竟瘠我慢の然らしむる所にして、政權武門に歸し、帝室は有れども無きが如くなりしこと何百年、この時に當りて、其瘠我慢こそ、帝室の重き命脈を成したれ。又古來士風の美を云へば、三河武士の右に出る者はある可らず、家康小身より起りて四方を經營したるは、瘠我慢の賜なり。瘠我慢の一主義は、固より人の私情に出ることにして、冷淡なる數理より論するときは、殆兒戯に等しと云はるれ

ども、世界古今の實際に於て、所謂國家なるものを目的に定めて、之を維持保存せんとする者は、此主義に由らざるはなし。然るに此に予の目撃の事跡あり、徳川家の末路に、其家臣が早く大事の去るを悟り、敵に向ひ大抵抗を試みず、只管に和を講して屈を爲し、三百年來の權勢を自家にて解きたるは、日本の經濟に於て一時の利益を成したるや明なりと雖、是れにより、數百千年養ひ得たる我日本武士の氣風を傷ふたるの不利は、決して少々ならず。豈、彼得を以て、此損を償ふに足らんや。抑、戊辰の役、其實は二三の強藩が、徳川家に敵對したる者に外ならず。此時に當りて、媾和論者たる勝安房氏、或は言を大にして、兄弟牆に閔ぐの禍は、外交の得策にあらずなど、百方周旋せるのみならず、時として身を危うすることあるも之を憚らず、遂に斷然江戸開城を爲したるは疑ふべし。徳川家已に政權を返上し、世は王政維新となりたることなれば、帝室を高處に仰ぎ奉りて、江戸も、薩長も、諸藩一様に、其恩德に畏まりながら、下界に居る者とする。此下界の諸藩諸家に相争ふ者あるときは、敵身方の區別なきを得ずと雖、何ぞ必

しも官賊の褒貶を要せんや。又、外國より日本の事に干渉したる跡を探るに、戊辰の春、京都の薩長人は、各國公使を大阪に召集し、政府革命の事を告げて、各國の承認を求めたるに、孰れも同意を表したる中に、佛國公使の答は、徳川政府に對しては、陸軍の編制、海軍の造立等に關し、債權あり、新政府にて之を引受けらるゝことなれば、毛頭差支なし」と云ひ、佛國が殊に幕府を庇護するの意なかりしを見る可し。往年、小栗上野が、佛人を延いて種々計畫したるは事實なれども、此小栗は、精神氣魄、純然たる當年の三河武士なり。鞠躬盡瘁、終に身を以て之に殉したるものなり、外國の力を借りて、政府を保存せんと謀りたり」との評の如きは、信すべからず。今假りに一步を譲り、幕末に際して外國干渉の憂ありしとせんか、其機會は官軍東下の場合に在らずして、寧ろ長州征伐の前時に在りしならん。又更に一步を進めて考ふれば、外國干渉の機會は、西南戰爭を最となす。當時、薩兵の勢猛なりしは、長州の比に非ず、攻城野戰、凡八箇月、纔に平定の功を奏したれば、此戰爭中、諸縣の有様、所在の不平士族は、日夜其劍を撫て、在京顯官

中にも、竊に西南と氣脈を通し、其形勢の危急なるは、幕末の時に比して更に危急なるもの有りし。而も外國人の舉動は平氣にして、干渉の様子なかりしに非ずや。外國干渉といふ如きは容易に信し難し。

按、我我慢の説は、江戸人士の怯懦を指斥して痛切を極む、而も當時の形勢、外國人の干渉も、決して必無を保せず。殊に東西の人心、各援引を希ふは、勢の免れざる所にして、抗爭久しきに及び、分裂の形愈成りなば、測るべからざる者あらん。且、當時の横濱洋字新聞、外國公使はみな中立不偏の説を唱へながら、今日は御門を日本の君主と認め、明日は又前大君を政府と名け、以て日本の國勢を殺ぎ、衛平を保たんと欲せり。これ萬國公法の趣意なりと雖、余等が所見にては、之を西洋に施すべし、東洋に施すべからず。今、東洋半睡の民、漸く開化の域に進まんとせるところなれば、之を憐み之を諭し、造物主、我歐洲の人を順受せる恩に報ゆべき也。しむるに、其内亂を鼓舞し、生民の兵刃に苦しむを傍觀せば、天理人道、二つながら全からざるべし。况、日本内亂打續かば、交易の利も隨ひて衰へ、條約の効なきに及ぶべき也。曰く、然らば、外國政府にて何れを助け、何れを退くべき歟。曰く、日本民人の追慕せる、威權ある人にて、吾曹の爲には好友たらん人を助くべき也。是迄の外國交際を回想せば、自其人あるべし。試みに見よ、前大君、又は其黨の諸侯會津の如き、他日日本を回復せば、必謂はん、外國政府は信するに足らず、朋友の難

外國干渉の
恐れありや

【今代大政維新編】
を救はず、條約の大眼目ともいふべき信義の實行なしと。東洋に於て、歐州の英名を失ふと失はざるとは、今日の一舉にあり。或は曰く、日本の北方にあたり、密々に前大君を助けん事を欲する一友ありと(露西亞を云ふ歟)。この事にして實ならば、歐洲の諸強國は、止む事を得ず、御門政府を助け、東洋の衝平を保つるの策を爲し、再び黒海等の戦を東洋に開き、數十萬の生血を以て、日本に洒ぐべきにいたらんなどいへる批評が、邦字新聞に譯載せられ、之に因りて、却りて東西兩軍の謀士をして、調停の必要を感せしめたるを想ふべし。則、英佛に干渉の實形無きにもせよ、日本の東西軍が、其虚勢を利用して、各自の政策を運行せしめたるを知るべし。兵法に曰く、虚々實々、虚中に實あり、實中に虚ありと。

東都も終に煙塵を免れず 官軍は一兵を血ぬらさずして江戸を收めしと雖、脱走の激徒は、近國諸處に出沒す、關宿氏久世結城氏水野の諸藩之と與謀す。大鳥、及び沼間守一、土方歳三等の諸隊、宇都宮城氏戸田を徇へ、走り日光山に入りて、徳川氏の廟宮東照に據る。すでににして廟の戦血に汚るゝを恐れ、山川大藏浩に招かれて會津に走り、共に若松城を守り、封疆を固くし、東北諸藩を煽動す。其の江戸に留まるもの、榎本釜次郎武揚は、率る所の軍艦八隻、其四隻を西軍に附するも、尙保つ所ありて、近海に留泊し、窃に東北に應ず。其餘不服の將卒、散亡し

て近地に在る者、彰義隊、天野八郎之を率ゆ、以下、復寛永寺に聚り、窃に公現法親王に倚り、動靜を伺ふ、其兵士凡三千、府下に縦横して、動もすれば西來の錦裂ニシキリと相罵る。當時、東西の兵一定の武裝を爲さず、筒袖、だん袋に鉢巻するあり、陣笠、陣羽織に野袴を穿つあり。或は袴をかけ裾をからげ、或は手槍ツケケン、大小の腰の物、固より齊一の制無し、甲冑、小具足亦少からず。鐵砲は後装キヤウザウ、前装ゼンザウ、火繩筒、相混し、新舊精粗、唯其所有に任せたり。故に府下屯集の官軍と雖、錦裂を以て漸、他人と相分つのみ。蓋、徳川氏の家名封邑の處分、未、聞く所無きを以て、其臣子の情、不安甚し。或は術計を作して、要請せんと欲し、或は死生を賭して、旋轉せんと欲す、皆壯烈の志に出つ。

(慶應四年)
四月十一日、徳川氏は江戸城明渡と共に、軍艦をも上納せしめらる、之を聞き、海軍副督榎本、軍艦八隻を率て品川港を去り、館山港に碇泊して、窃に官軍の舉動を伺ふ。大總督府は勝を招きて、之を責めしに、勝は大に憂ひ、館山に赴き、榎本に説きて、軍艦四隻を取返し、之を官軍に納め、其他は徳川氏に留保しければ、爾來、榎本等は尙品川に在り、脱走の時機を待てり。海舟

日誌に「四月、海軍總督矢田堀景藏、副督榎本と其説表裏し、榎本は艦へ行き、矢田堀は陸にあり、官軍より頻に進上の約に背くを以て、督使しばくも也、撤兵頭福田八郎右衛門、江原鑄三郎等、其組下を引きて上總下總へ脱走す、其他歩兵頭の輩、先日以來脱する者多し云々。總房へ走りし諸兵は、市川、船橋等に官軍の追撃を被り敗亡し、猛將近藤勇も擒殺せらる。閏四月上旬、大久保利通の建言、江戸の處置を論していふ。徳川御處分の儀、畢竟するところ、移封の可否に有之、移封論に候は、今後彼必叛するの着眼を以て、今一層の御威力被爲備、一言の歎願と雖、採用無之、屹度御推し詰め、假令皇國大亂に及候とも、追討の目的御挫け可相成筋に無御座候間、「東京の説を以て、駿府へ移封」と、判然御決定被爲在候儀、條理に於ても適當と奉存候。甲鐵船御入手の事、大急務と奉存候、早々夜を日に繼ぎ御金策有之、談判之上、是非御入手、江戸海へ碇泊爲致、萬一嚴命違背の節、則賊の軍艦四艘を棄、甲鐵は勿論、回天、開陽等を攝海へ相廻し、軍兵を江戸へ運送し、海陸一舉して殘賊を碎くべし。且、亦軍艦を分ち、越後へ振向け、奥羽追討

の官軍を助け、大に進撃すべし云々。このころ又、木戸孝允が小松清廉に與へし一簡に、掃撃の精神と封土の多寡につきて説く所あり。「御一新の基礎、戦争より良法は無之候、太平は誓つて血を以ての外、買求不相成哉と奉存候。如此、餘賊跋扈猖獗の折柄に付ては、大に官軍の力を起し掃撃候事、急務と奉存候。成丈、徳川の高は御滅し可然、最上にて尾州萬石六十二の上萬石十二に列し候までの事歟。舊臣多勢にて、救助の手段無之と申事に候は、田安中納言殿へ二十萬石位、此度格別の思召を以て下され可然歟に奉存候云々。

横濱横須賀は、江戸の海門にして、外國人の來寓するあり。東下の東久世外國官の一行は、已に横濱を收めたりと雖、海上飛揚の舊幕軍艦は、其向背測られず。又、米利堅が幕府に賣與を約したる甲鐵船たま〜至る、而も局外中立の故を以て、其授受を果さず。外國官は焦心盡力して、僅に佛蘭西經營の横須賀製鐵所を收めたりと雖、港中の甲鐵船に手を着くるを得ず、仍て我より局外中立の解除を各國に請ふに至る。各國洋人は固より觀望の地位にあれば、陰に多少

の援引を爲すも、我東西軍は各大義に於て枉ぐる所莫し。

前に引ける大久保の書中に、甲鐵船といふは、舊幕府が米人より購入を約したる者にして今春横濱港に至り、而も局外中立の條規に拘せられ、之を東西兩軍、いづれにも附與する能はず。已にして外國官知事東久世通禰、副鍋島直大及び小松大隈等は、慶喜伏罪、江戸收復を外國公使に告げ、其局外中立を解かしめ、甲鐵船を米國人より入手せんと欲す。やがて四月、此外國官の一行は、横須賀製鐵所の佛國人に押收せられしものを回復せんが爲に、横濱に至る造船所は幕府佛人に由り起債し、且經營したるものとす。小松大隈、途大阪を過ぎり、富家に募り僅に二十五萬兩を得、其船品川に入る。時に舊幕の軍艦、海上に横行し、征東總督府も克く駕御し能はず。小松大隈之を見て痛憤、大村軍防局判事と議り、先江戸府下の掃攘を行はんと欲し、携ふる所の金幣を擧げて、之に寄與す。之を以て其の佛人への債務三十萬兩及び甲鐵船東鐵といはると兵器代銀は、調達の途なし。大隈寺島則宗則私に英公使パークスに乞ふ所あり、パークス横須賀押收の危急に悟る

製鐵所及甲
鐵船の授受

所あり、言下に應諾し、東洋バンクに紹介して、五十萬兩を交附せしむ。大隈寺島之に由りて一時の急を濟し、横濱、横須賀、兩所の收復、及び外交事務の開始を爲すを得たり。是れ亦、東西兩軍の形勢に於て、其一變を作せる動機たりしや明かなり。十二月に至り、外國官は更に各國公使に謀り、局外中立の解除を求めたり、則四月には眞の解除に及びざりしと知らる

中外新聞曰、横濱タイムスの説、日本に於て御門イカドと云ふ稱號は、偏に人民の畏服するものと見えたり、且人民の之を信仰するや、恰神佛の如く然り、現在幼年の君を擁してさへ、天下に命令を下すの勢あり。而も此幼君に動かざる威權を與へ、其扶助を爲し、國內の爲に靜謐一致をはかるは、我等に於ても望ましき事なりとす。云々。又一洋客の論に曰く、凡そ局外中立の規則は、萬國の公法にして、日本にては三年前、長門の諸侯が、御門及び大君オウキョウに敵對せし時も、各國亦其法に遵へり。近年の例、米利堅の南部も、日本の長門も均く、其政府に叛きたるものなれども、各國より敢て政府を援くる事無し。況、此度は、御門と大君、兩政府の確執にて、大君には北部の諸侯是に屬し、御門には南部の諸侯これを助くるに於てをや。或は言ふ、結局日本は南北二部に分れ、大阪以南は御門の所領となり、京都以北は大君の領地となり、遂に講和するに至らんと、此見尋常の議論に超えて奇抜といふべし。又曰く、六月十三日(日本閏四月廿三日)、東久世外國官(横濱總督)より、各國公使へ書

状を送り、國內の戦争は既に平定せし故に、局外中立の規則を取戻し、向後は外國人の武器をばミカド政府へ賣り、又はミカド政府に其船を雇はるゝ事、差支なき様に布告ありたき旨、往復數回に及びしとぞ。又曰く、江戸及び近在、此有様にて戦争もなく極に引渡しに成るならば、各國公使は彌新政府を日本全國の領主と認め、諸事共に相談いたし助力すべし、然れども北方諸侯にても、斷然として先將軍の爲に兵を起し、南方諸侯と戦ふ者ありて、日本に猶大君ある事明かなる間は、各國公使は矢張、是までの通に局外中立の法を守り、決して手出しを成さざるべし、云々。

四月、横濱在留の合衆國人ウアンリッド、我國民百四十許人を誘ひて備奴と爲し、私に之を布哇島に送る。備奴の事は、舊幕府政の時に係る。東久世外國官横濱に至り、布哇は末條約國なるを以て之を止む、ウアンリッド聽かず。五月、洋人船を以て新潟港に至り、日本政府より開港の許可を得たりと稱し、私に銃器を米澤、庄内の諸藩に販賣す、又秋田に至り之を賣る。新潟開港は、もと三月を期したりしも、兵亂に會ひ果さず、各國公使屢之を促せども、東北未平定の故を以て之を謝す。七月に至り、仙臺米澤會津庄内長岡等の老臣連署して、新潟商館より、書を各國公使・領事に送り、奥羽越前聯合して、奸兇を掃蕩することを告ぐ。

五月、東北諸藩の同盟成るや、彰義隊の敵意愈固し。十五日、官軍參謀大村益次

郎、諸兵を督して急に寛永寺を圍む。殿閣廊門の壯觀、一時に焼け失せ、彰義隊以下の勇士奮闘、死傷はゞ盡く。寺僧は公現法親王を擁して、暫く軍艦に潜伏し、後仙臺へ走る。官軍是より四出して近國を徇ひ、東軍を奥羽越後に盛め、江戸始めて定まる。

山岡鐵舟は、多方東西軍の間に調停の路を求めしも、五月に至り、勢愈究まる、官軍之を山岡に責む。山岡いふ、從來、寡君慶喜、恭順謹慎、朝命を遵奉する他なしと雖、諸隊士妄りに東叡山宮の名義を主張し、慶喜を見る寓公の如く然り、何んぞ予の言に聞かんや。今日の勢、大總督宮と東叡山宮と一戦に及ぶ可きかと。官軍參謀渡邊清聞いて默然たり、暫くありて曰く、其事に至りては卒然答へかたしと。既にして五月十四日、大參謀西郷、山岡に對へて、足下が主家に報ゆるの誠忠、遂次詳悉せり、而も今暴徒を進撃するの議決せり、是れ足下に諒とせざるにあらず、其れ傷むことなかれ云々と。此日大總督府より輪王寺宮に贈るの書に曰く、

今度徳川慶喜恭順の實効相立、家名相續の儀まで被仰出候上は、旗下の

輩、愈以謹慎に罷可在の處、心得違の徒、恣に所々に屯集し、主人の意に戻り候のみならず、屢官兵を暗殺し、民財を掠奪し、王化を妨ぐる所業、實に不相濟次第に付、速に討伐に可及者、勿論の儀に候へ共、今日迄遷延に相成候は、畢竟、宮御方には、至尊懿親の儀故、厚き思召も被爲在、總督宮も深く配慮、使を以て登城の儀被仰入、其後參謀をも被差遣候處、面會も無之、猶又再應、覺王院をも被爲召候へ共、更に出頭不致、此上は道も絶果、討伐被仰出候間、宮御方急速御立退に相成候様、可申上旨、大總督宮御沙汰に候。

初め征東軍の下るや、江戸の將士は主戰黨と平和黨との二派に分れしが、主戰黨は二三月の交、已に出走りて諸所に兵端を開けり。而も日を経るや、平和黨以謂らく、前に幕府の長州(毛利氏)を征するや、封土を削らず、兵器を收めず、然るに今薩長の幕府に對するや、慶喜退けられて、子孫封土の繼ぐ者なく、兵器を收めて家士を辱む、是れ殘酷薄忍の處置あり」と。此に於てか、平和論者亦動搖す、彰義隊の以下激昂、亦その中心を推すべし。田安

慶頼、一橋茂榮等の徳川一門は、皆調停に勉めしも効なし。

維新政府の起るや、太政官日誌を京都に刊行し、江戸に於ても、鎮將府日誌、市政日誌を發行したりしが、是れ實に官報の嚆矢なり。此發行は又民間新聞紙の競争と爲り、十餘種の木版、江戸市中及横濱港に現はれ、此諸新聞紙の主意は、大抵一致し、慶喜公既に政權を朝廷に返納ありし上は、朝廷の新政を以て、徳川の舊政に易ふること、徳川の臣民に於ても、固より反對せざる所なりと雖、今日の新政は、眞の朝意にあらずして、實は薩長の意に出づるものたり。斯の如きは、是れ徳川幕府に代ふるに、薩長幕府を以てするに外ならず、維新の實果して安くにか在る、徳川臣民が敢て新政に心服せざるは、此故なり」と云ふに在りければ、六月に至り、人心狂惑の恐ありとて、是れら徳川氏に心を寄する者、盡く發行禁止と爲り、木戸參與の發議、忽にして其數を減したり。舊幕の通譯官福地源一郎が逮捕せられしも、其江湖新聞に薩長論を載せしが故なり。(是よりさきに、江戸には二三の新開紙ありしも、時事を直叙抗論せず、外國新聞の翻刻、譯載に過ぎざりし)